

目 次

◎第6回臨時会

○10月28日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第72号から第74号までの3議案一括上程	4
日程第4	質疑・討論・採決	9
日程第5	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	20

◎第7回臨時会

○11月11日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	25
日程第2	会期決定の件について	25
日程第3	議案第75号及び第76号の2議案一括上程	26
日程第4	質疑・討論・採決	31
日程第5	議会運営委員会の閉会中の審査事項について	45

◎第8回定例会

○12月1日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	51
日程第2	会期決定の件について	51
日程第3	特別委員会の設置について	52
日程第4	議案第77号から議案第84号までの8議案一括議題	53
日程第5	決算審査報告	55
日程第6	議案第85号から議案第120号までの36議案一括議題	55
日程第7	議案第85号及び議案第86号の質疑・討論・採決	64

○12月5日（第2号）

日程第1	議案第91号及び議案第102号の取扱いについて	70
追加日程第1	議案第91号及び議案第102号の質疑・討論・採決	71

日程第2	総括質疑	7 5
日程第3	常任委員会及び特別委員会付託	8 2
○12月12日 (第3号)		
日程第1	追加議案の取扱いについて	8 4
日程第2	一般質問	8 4
	16番 的場 茂君	8 5
	13番 小牧 利美君	9 1
	3番 上西 祐子君	9 5
	1番 斉藤ちづ子君	1 0 9
	7番 東村 和往君	1 1 5
	8番 池田 克子君	1 2 3
○12月14日 (第4号)		
日程第1	常任委員長報告	1 3 2
	総務文教常任委員長	1 3 2
	福祉保健常任委員長	1 3 3
	産業建設常任委員長	1 3 6
日程第2	質疑・討論・採決	1 3 8
日程第3	議案第121号から議案第124号までの4議案一括議題	1 5 4
日程第4	常任委員会の政務調査報告	1 5 7
日程第5	議会広報編集特別委員会の研修報告	1 6 1
日程第6	議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について	1 6 2

三股町告示第32号

平成17年第6回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成17年10月24日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成17年10月28日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○応招しなかった議員

平成17年 第6回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成17年10月28日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成17年10月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第72号から第74号までの3議案一括上程
日程第4 質疑・討論・採決
日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第72号から第74号までの3議案一括上程
日程第4 質疑・討論・採決
日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
-

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

74号までの3議案については、委員会への付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

また、町長の提案理由説明の後に、議案に対する詳細な説明を求めるために、全員協議会を開催することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とすることとし、今回提案される議案第72号から74号の3議案については、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置し、また、町長の提案理由説明の後、全員協議会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることとし、議案第72号から議案第74号の3議案につきましては、本日全体審議とし措置し、町長の提案理由説明の後、全員協議会を開催することに決しました。

日程第3. 議案第72号から第74号までの3議案一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第72号から第74号までの3議案を一括して議題とします。議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。平成17年第6回三股町議会臨時会に上程いたしました3議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第72号「三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」について御説明を申し上げます。

公の施設の管理については、これまで外郭団体の出資法人、あるいは各事業者への委託及び直営などで行ってまいりましたが、平成15年6月に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度という新たな公共施設の管理方式が導入されました。指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに対応するため、民間の持つ経営ノウハウを活用し、効果的、効率的に公の施設の管理を行い、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とするものであります。即ち、公の施設について指定管理者制度を適用させる場合の手續き等の基準を定めるものであります。

次に、議案第73号「病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

三股町国民健康保険病院は、昭和29年12月に開設して以来、半世紀50年目を迎え、これ

まで町民の医療ニーズにこたえながら住民の健康と福祉の向上に努めてきたところであります。しかし、御承知のとおり、病院経営は医師不足による利用者の減少や施設の老朽化などさまざまな事由によって大変厳しい状況となってきたところであり、即ち、このような状況から経営改善、改革等についてさまざまな見直しを検討してきたところ、現在国保病院が取り組んでいる業務を存続していくことを前提に、指定管理者への業務内容を初め、施設の運営及び指定管理者の選定などに関する事項を定め、より効果的、効率的な運営を図る趣旨のもとに、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第74号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について御説明申し上げます。

本案は、さきに襲来いたしました台風14号の災害に関連する事業及びアスベスト対策など緊急に必要な所要額について補正措置を行うものであります。即ち、歳入歳出予算の総額82億2,969万1,000円に、歳入歳出それぞれ6,267万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,236万8,000円とするものであります。

まず、歳入について御説明申し上げます。国庫支出金は、現年度発生公共土木施設災害復旧事業負担金を見込み、県支出金においては民生費県負担金として決定により、災害弔慰金負担金を、災害復旧費県補助金として現年度発生農地農業用施設災害復旧事業補助金及び現年度発生林業施設災害復旧事業補助金を見込みによりそれぞれ増額補正するものであります。繰越金は今回補正で見込まれる所要額の財源として、町債は災害復旧債としてそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。総務費はアスベスト対策として調査分析の経費を、民生費は台風14号で被災に遭われました被災者の遺族の方に対する災害弔慰金を、消防費は防災対策費としてその被災住宅の撤去費用を、それぞれ増額補正するものであります。また、災害復旧費は、農地農業用施設及び林業施設並びに道路の災害復旧にかかわる所要の経費を増額補正するものであります。

以上、3議案について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時10分休憩

.....
[全員協議会]
.....

午前11時24分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで議案74号についての補足説明をお願いいたします。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、補足説明をいたします。議案第74号一般会計の補正予算でございます。

予算書をちょっと開けていただきたいと思います。予算書の9ページになりますけれども、予算書の9ページでございますが、この歳出の方の財産管理費がございますが、ここに委託料が63万円あるところでございます。これにつきましては、説明にありますように、アスベスト調査分析委託料ということでございまして、一応10件分を予定しております。で、これは目視での緊急を要するもの。しかしながら目視でありますので、その中に本当に入ってるのかどうかというのがわからないわけございまして、それを出したい。1件が6万円を予定しておるところでございます。

それから、総務管轄の関係では、その同じページの一つ真ん中の民生費を飛び越しまして9消防費のところでございますが、防災対策としまして、切寄の台風14号で崩れたところでございますけれども、この家屋の撤去費用ということで、これは住宅の部分だけありますけれども、124万円を計上したところでございます。で、ここにつきましては、今現在まだそのままになっているわけでございますけれども、早急な撤去はできないという状況であります。今県の指導のもとに行うところでございますけれども、一応前にも申しましたように、建物については町で撤去をする。土砂等につきましては、県が撤去するというところで県と協議をしたところでございます。で、早急に撤去できない理由でございますけれども、その崩れました西あるいは東側の方たちでございますけれども、雨がちょっと降っただけで崩れる可能性があるということで、簡単には木を切っていいものかどうかということで県が判断を今迷っている状況でございます。そういうことで、今木の伐採をしていいものかどうかということも専門的なものを県の方は判断を急いでいるところのようでございます。下の方に5名ほどいらっしゃいますが、すべて木を切りたい、斜面すべて切りたいという意向を持っていらっしゃるようでございます。そういうことでとりあえず今住んでいらっしゃる2階部分の撤去ですね、この費用の委託料でございます。

総務企画課の関係は二つだけでございますので、終わります。

○議長（原田 重治君） 福祉課長。

○福祉課長（下石 年成君） それでは、福祉関係の補足説明なんですが、補正の7ページをお開きいただきたいと思います。7ページの14県支出金、目の民生費負担金なんですが、187万5,000円、これは台風14号災害による弔慰金でございます。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで250万円の4分の3の部分です。国と県の部分ですね。そして、歳

出の方が9ページでございますが、これの民生費、目の社会福祉総務費、これが250万円ですね。これにつきましては、お手元に資料としてあろうかと思いますが、三股町の災害弔慰金の支給等に関する条例、5ページにわたってあると思います、資料がですね、その2ページをお開きください。これの一番上の第5条なんです、第5条によって災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円、そして、その他の場合にあって250万円とあります。で、瀬尾さんの場合は、その他の場合にあっての250万円ということになります。亡くなった方が死亡当時弔慰金を受ける者に対して生計を主とした場合が500万円ですね。で、この方は埼玉県におられますので、その生計を主としていないということで、その他250万円。そして、母親でございますが、母親については出ないということです。これはまた後妻ということで、養子縁組をしてなかったということなんです。それで出ない。そして、出るとすればそのお母さんの子供、お父さんとかに出るんですが、みんないらないということでございますので、250万円ということでございます。それから、資料の4ページなんです、4ページ、5ページにわたってなんです、義援金の配分金です。これが通知文がございます。この義援金総額が、1億832万4,390円あったということで、この部分を配分基準として人的被害の場合は死亡が20万円、そして、住家被害の場合、全壊、でございますので3万円ということで、2人ですので43万円ということでございます。これにつきましては、義援金配分委員会によって市町村を通じて被災者へ交付するというところでございまして、市町村に交付ではございません。したがって、予算としては町を通じて被災者へということでございますので、歳入歳出外現金として取り扱うということです。そして、5ページがその内訳です。それぞれの市町村に対する義援金の内訳ということですね。そして、瀬尾さんの場合は43万円の義援金交付ということになります。

以上です。（「時任さんじゃない」と呼ぶ者あり）あっ、時任さんですね。失礼しました。時任さんです。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） では、産業振興課関連の補正予算の説明をいたしたいと思えます。予算書の10ページでございます。

今回の台風14号関係の補正ということで主なものを説明させていただきます。お手元の方に資料を配付いたしておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。款の11の項の1、目の2の農地農業用地施設現年度災害復旧費でございます。その中の委託料511万円です。これにつきましては、説明欄にありますように、農地施設災害21地区分の測量設計費、それから小災害関係ですね。それから、緊急に復旧する必要性のある委託料6カ所、この分を616万で

ございますが、当初予算で105万円予算措置しておりますので、511万円の補正でございます。

それから、15番の工事請負費でございますが、こちらにつきましては、農地災害が折付農地ほか15地区、2,000万円、それと施設災害の方が下水流道路ほか4地区、800万円、施工箇所は21地区になります。工事請負費が2,800万円と。そのほか旅費とか需用費等の工雑関係、これが3%つきますので、それが84万円ということです。合計の2,884万円。そのうち農地につきましては、補助率が50%、それから施設につきましては65%と、これは通常の補助率ということで、今回は補正させていただきました。そして、国庫補助金が1,565万6,000円ということで、これにつきましては、歳入、7ページの方の災害復旧県補助金の方に計上させていただいているところでございます。今回激甚災害地の指定を受けるということで、この増高申請をするわけなんですけど、まだどの率になるかは確定しておりませんので、通常の補助率でございます。ちなみに昨年はこの農地災害の方が91.5%、それから施設災害の方が95.6%の補助率でございました。

続きまして、目の3の林業施設現年度災害復旧費関連でございます。こちらの方も13番委託料でございます。これらの林道作業道関係の復旧委託料ということで、小鷲巣線外12路線の作業委託、土砂災害とか路肩損壊、路面流出等について委託料を計上させていただきました。これは町単になります。802万1,000円ということであります。

それから、15の工事請負費でございますが、これにつきましては、林道細目線ですね、こちらの方が崩壊しておりまして、延長でいきますと77メートル、それとそれに合わせたところの町単の事業も見込みまして、合わせて836万6,000円、そのうち林道細目線関係は736万6,000円ですが、国庫補助が478万7,000円ということで、これも7ページの方に歳入として県補助金で計上させていただいております。補助率が65%ということですが、これも昨年は実績としまして94.4%の補助率でございました。通常の補助率で計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 同じ資料なんですけれども、一番下の方にあると思います。これで説明をさせていただきます。項の2、目の2ですね、道路橋梁河川現年度災害復旧費。道路だけなんですけれども、昨日10月の27日なんですけれども、査定が終わったところであります。これにつきましては、これから実施設計という形になりますので、確定額ではありません。箇所として、高畑13号線外2地区ということで、合計の3地区という形になります。工事請負費は780万4,000円、工雑ほかということで52万5,000円ですけれども、これにつき

ましては、給与も計上しております。11ページの歳出等はこれが一致しないんですけれども、給与関係は総務の総務企画課の方で計上しております。合計の832万9,000円、これに対する補助金、一番終わりの方に書いてありますけれども、補助率としては66.7%、補助金として551万8,000円という形になります。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 私の方からは、先ほど言いました今回の補正の財源として、8ページなんですけど、8ページを開けていただきたいと思いますけど、その中で財源不足の分を繰越金として1,964万1,000円、この繰越金へ調整するという形でございます。

それから、災害につきましては、町債として災害復旧費、これを増額補正をしております。現年度発生農地農業用施設債につきましては、農地の方が先ほど出ました基準額から補助を引いた残りの分について、いわゆる補助裏分について80%、それから、施設についても同じく80%なんですけど、それぞれ農地の方が820万、それから施設の方が230万円ということで、合計の1,050万円、それから現年度発生林業施設災害復旧債につきましては、やはり補助裏の80%の起債という形で200万円、それから、現年度発生土木施設災害復旧債につきましては、残りの100%という形で270万円をそれぞれ増額補正したものでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第4、質疑、討論、採決を行います。

議案第72号「三股町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。山領さん。

○議員（18番 山領 征男君） 今議題になってます公の施設にかかわる指定管理者制度の手續きなんですけれども、本町の行財政改革を論ずるときに、避けて通れない最大の問題点はこの町立病院の経営だというふうに思っております。一時的には建てかえるという話がチラッと出ましたけれども、またチラッと消えまして紆余曲折があったわけですが、ようやくといいますか、やっとここまでたどり着いたなという感じがいたしております。やっぱり一つの方向性として非常に喜ばしいことだなと思うんですが、私はやはり最終的には指定制度じゃなくて町立病院は経営移譲が本来の姿だろうと思います。いろんなこれからのことを総合的に判断しますと、いろんな問題点があります。医療ミス等もございますし、いろんな問題点が多々あるわけですから、最終的には経営移譲に移っていききたいな、いつてもらえたらなと思うんですが、県とのヒアリング、

打診と書いてありましたが、そこで経営移譲は困難だと、指定管理者制度でやりなさいと言われた最大の要因は何だったのか、ここで答えをお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 今のは73号についてですか。

○議員（18番 山領 征男君） 指定管理者制度だからここでしたんですが、悪かったですか。

○議長（原田 重治君） 72号の管理者指定の手続き等に関する条例についての質疑……。

○議員（18番 山領 征男君） ああ、73号の方がよかとですか。

○議長（原田 重治君） だから次に今の質問は次に回してもらいたいです。

○議員（18番 山領 征男君） はい、それで結構です。

○議長（原田 重治君） いや、これに関してですね。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。72号の9条なんですけど、指定管理者は管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならないと書いてありますが、この町長等ということですね、議会は必要としないのか。そこら辺ちょっとお聞きしたいんですが。病院だけじゃなくて、いろんな今からあれしたとき、教育委員会とかそういう、わかるんですけど、議会には報告を求めないでいいのかと。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） ここの「等」というのがどうかという問題であろうと思いますが、これは三股町の公の施設に指定管理者の指定の手続等に関する条例ということでございまして、これは必ずしも町立病院を想定しているわけではないわけでございます。したがって、例えば教育委員会関係の建物をもし今後、この条例はずっと生きるわけでございますので、もしやる場合には教育委員会とか、そういったものが出来まいりますので、その「等」をつけてあると、そういう意味でございます。よろしいでしょうか。

○議員（3番 上西 祐子君） 議会にはこの報告をしなくてもいいのかということを知りたい。

○総務企画課長（原田 順一君） 議会にはその結果報告はすることになる、この条例上ではありませんけれども、当然報告していかねりゃいけないというふうには考えております。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。はい、池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） これページがちょっと書いてないからあれですが、6条の5ですかね、本町が支払うべき管理費用に関する事項の中で、収支決算をもとに協議するという説明を受けてるわけですがけれども、管理料の別の資料の中では、管理料の支払いについて町が予算に定める範囲内とするというふうにもあるわけですがけれども、この決算に関して町の範囲以外であった場合は、どういう方向で検討されるのかお尋ねします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 管理料を云々という問題でございますけれども、管理料につい

ては、払うとなれば町の議会で予算を承認いただかなければ払えないわけでございまして、必ず議会に事前にこういうことで委託料を幾ら払いますよというのは、予算の議決をしていただくということになろうと思います。で、今後いろんな別の施設をいろいろやっってる中で、委託料が幾ら出てくるかというのはわかりませんが、その受ける側と協議ですけども、その協議した額は事前に議会の予算をいただかなければできないという仕組みになろうと思います。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） この説明では、収支の決算をもとに協議するという説明を受けてるわけですけども、収支の決算というのは、ですから先ほど申したように、金額等がまだわからないわけですから、1年経ってみたいとですね、そのへんの予算関係ですね。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 収支のその決算を見てからというのは、最初に今後詰めていくんですが、今までにその管理されてもう既に今までも管理を委託してる場所については、もう当初に委託管理料幾らですよということは可能かなというように思います。例えば町のデイサービスですけども、これはもう社会福祉法人の方に全面委託しております。これを指定管理者にする場合は、ある程度当初に管理料を決めることは可能かなと思います。しかしながら、今までしてなかった部分、直接町がしてなかった分については、一体幾ら出るのか、それはなかなか不透明なんですね。それでその収支を見て決めますよということも出てくるのではないかとこのように思います。例えば文化会館を、あるいは図書館を、あるいはいろんな老人ホームをお願いするときに、今までお願いしてる分につきましては、管理料が当初に決められるかもしれませんが、新しいものについては、一体幾らかかるかというのはなかなか不透明でございまして、そういったものについては、収支を見て調整しますよという意味合いであったと思います。いいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） ですから、それが予算の範囲内として受け入れられるかどうかということですね。もしそれが予算をとれる以外というか、その差というか、要するに赤字補てんのような状況になってしまうのではないかとこの懸念もあるわけですけども、それについて。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これは全般的なことを言っておりますが、町は指定をするときには、そういった赤を出すようなところには指定をするべきではないかなというふうに思っております。今後指定をする場合にですね。したがって、この中にもありますように、ちゃんとした計画を持っているかどうか、相手がちゃんとした能力があるかどうか、その辺を判断の上でやるわけでございまして、今後万一赤字が出た場合は、もうそちらの方の負担ですよというよ

うな取り決めもできるわけでございまして、管理料はゼロということもあるということですね。で、じゃ、やっぱり払わなきゃいかんというときには、もちろん議会の報告をしまして、議会の予算をいただいてから払うということになるわけでございます。よろしいでしょうか。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 町長にちょっとお聞きしておきますが、今回のこの条例が、今提案されてますから、多分可決されていくだろうと私は思っておるんですが、そうなれば今もちょっと話が出ておりましたが、今回の病院の問題だけではなくて、やはり町が自立していくためには、この管理者制度ですが、こういうものを大いに活用しながら本当の意味での改革をしていくという姿勢が問われるだろうと思います。だから私今ここで何をどうだということは言いませんが、そのあたりの町長の姿勢ということをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 現在国の方も官から民ということで、非常にいろんな役所の仕事を民間に委託する方向にございます。そういうことから今回のこの72号のこの条例をもとにいたしまして、今後指定管理者制度に持っていくものについては、十分検討しながら、内部で検討しながら、やはりこの目的は効率化、合理化ということでございます。また、経費の削減、このようなことが趣旨でございますので、その辺は十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 済みません、もう一つ。この管理指定の問題なんですけど、いろいろ今から病院だけじゃなくても出てくると思うんですけど、そのときに何年か引き受けて管理をした場合に、途中でトラブルったりしたとき、労働者、そういうふうな人たちを労働者との経費節減ということで、すごく賃金を抑えるとか労働者の不満が出てきたとき、そういうふうなときの対応とかいうふうなことは、何もないんですけど、それらのことも含めた細則みたいなのも必要じゃないかなと思うんですよね。そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これにつきましては、今まで例えば法人とか、ある程度限定されたところに委託することができるという地方自治法から、民活を活用した民間に移そうというのが大きなねらいでございます。したがって、民間はそこでやる以上は、必ずプラスになるような、そして住民の福祉に向上するような運営をしていかなきゃならないというのがございます。したがって、その委託する先が赤字を出して職員の中がごたごたするようであれば取り消す、あるいは停止する、あるいは取り消して別のところに変えるということになろうというふうに思います。職員についてはですね。したがって、その相手の委託する先の職員の問題を云々と

というような、こちらの方でいろいろつくっておくということはないのかなというふうに思います。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第72号を採決します。議案第72号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり決しました。

次に、議案第73号「病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑ありませんか。

先ほどの山領議員の質疑に対する答弁をお願いします。

○議員（18番 山領 征男君） 私は総合的に判断すると指定管理者制度よりか経営移譲の方が町立病院としては、後々苦勞がない。その県に打診したときに、経営移譲はちょっと難しい、指定管理者制度でやれと言われた最大の要因は何だったのかお聞かせ願いたい。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これにつきましては、何度もお話ししますように、町としても移譲したい。それから、受ける側の2社ほど来てますけれども、ここについても移譲でお願いしたいというようなことでありましたが、県へいろいろ実際の手続きに入った段階で、補助金をもらうことで移譲しますよという許可が1年なり2年なり随分時間がかかりますよと、今の過去の例からしまして、随分時間がかかりますよという説明を受けまして、早急に来年4月からはできませんというようなことでございました。で、その許可が出る間、じゃあどうしたらいいかといろいろ模索する中で、指定管理者制度ができないかということで県へも話しましたところ、県もそれは可能ですよということでございまして、町が今毎月1,000万円から赤字が出てる状況を1年繰り延ばすことはできないということから、とりあえず指定管理者制度で行って、許可が出次第移譲にするということを条件に病院とも交渉してまいりたいという条件にしたいというふうに考えているところでございます。そういうことで、今の施設が補助金をもらってるということが、最大のネックとかでございます。

○議長（原田 重治君） 山領君。

○議員（18番 山領 征男君） いろいろ問題点もあろうかと思いますが、なるべく早い年度にそれに移行できるように、いろんな問題点があろうかと思いますが、整理しながら、そっちの方が経営者としてもいいだろうし、本町としてもやはり責任問題等を考えると一番いい方法だろうと思いますので、強く要望しておきます。よろしくお願いします。

○議長（原田 重治君） ほかに、上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） この条例とはちょっと外れるかもわかりませんが、先ほど全協のところで委託費の問題を私が質問したときに、きちっとしたお答えがなかったんですけど、交付税が来るからというふうなお答えだったんですけど、その交付税の範囲内で委託を委託費として支払われるのか。まだ、そのほかに町税からプラスなるのか、そのあたりはどうお考えなんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほど別室で対策監の方から説明がありましたけれども、確かに私も聞いておまして、明快な答えではなかったというふうに思っております。私が今ここでも明快な答えは出せないところでございます。と申しますのは、基本的に委託料は、町立病院に限ってですけれども、委託料は出さないという方向を町はとってるわけでございますけれども、とはいって見たものの実際になりますと、あそこでその残務整理的なことを向こうにお願いするかもしれない。いろんな要素が絡んでおります。で、それらは指定していただいてから、具体的に詰める必要もございます。そういうことで管理料がひょっとしたら生じてくるかもしれないということでございます。で、町として、これは協議したわけではございませんけれども、あくまでも総務企画課の考えになろうと思うんですが、あくまでも今の段階では交付税は入ってくるわけでございますから、もしいろいろ今後そういうのを払うべきだなという見地で立った場合は、交付税の範囲内でできないかというように考えてるところでございます。一般会計から持ち出して云々というところは全く今考えてないところでございます。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。中石さん。

○議員（11番 中石 高男君） 先ほど職員に対しての説明はいろいろ説明があったわけですが、やはり職員としましては、最初入所する場合には試験を受けて役場で働くということで希望して入ってるわけですから、やはりその経営移譲になった場合の説明とかそういうのは強制的じゃなくて、慎重にやっぱり職員の立場になって説明した上で、ヒアリングでも絡めてやっていただきたいと思いますが、その辺は計画はあるんですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） はい、先ほども申しましたように、今2回説明会したところで

ございます。1回目は町立病院全職員、約60名近くいるわけですが、全職員と一緒に説明したところでございます。ところが、1回目の説明会では、ある人が発言しまして、なかなかそういう雰囲気の中で、またある人はなかなか質問ができないという状況が生まれまして、これが非常に説明会としては、まずいと判断したところでございます。

したがしまして、今回は医者と、それから職員と、それから委託というか臨時の方ですね、が25名ですかね、いらっしゃいますが、この三つに分けて説明会をしました。そして、思ってることは全部出してくれということで説明をしました。そしたら、委託者の中から質問がやっぱり相当出てまいりました。そういう中で十分職員とは話し合いをしながら進めていきたいというふうに基本に立ってるつもりでございます。

で、今後もこの新しい指定されたところの説明を受けて、労働条件をちゃんと聞いて、そして、町は町での説明をちゃんと聞いていただいて、そして、最終的に判断をしていただくということでおまして、今後町も個別の人の話を聞くことになると。できたら12月までには行いたいなと思っておりますが、作業が若干おくれるかもしれませんが、そのように考えております。

○議長（原田 重治君） ほかに質問ありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 確認しておきたいと思いますが、先ほど全協の中でも説明を受けたわけですが、直営でやるのは来年の3月いっぱい、4月から指定管理者制度に移行することですね。そして、指定管理者制度は1年間、平成19年、再来年の3月いっぱい、これをもって町立病院は廃止するということですね。それでいいわけですね。要するに町立病院としては廃止すると。あとは民間に売るなり何なりを、要するに町と完全に手が切れるという、そういうふうに確認させてもらっていいですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の中であくまでもそういう予定で進んでいるというふうにとらえていただきたいと思います。と申しますのは、果たして1年後に本当に許可が出るのかという問題は、国と申請をしましてから実際にかかってくる期間が1年以内で済むのかという問題もございまして、済んだらやりたいと思いますが、確実に1年かかると申しますと予定と申し上げるし今のところございません。

それから、3月まではもちろんこうやって直営でやってまいりますが、4月につきましては、町は、もし11月10日の臨時議会で指定していただいたとしましても、それから協定を結んでいろいろするんですが、向こうにも理事会なりそういったものがございます。したがしまして、向こうの理事会も通らなければ町が幾らそうやって指定してもいかんというものもございます。ただ、向こうは今積極的であるということは申し添えますけども、向こうの方も最終的な理事会で決定しなければ、あくまでも今は予定かなというふうになります。もし、どこも引き受けてが

なければ、4月からはそのまま続けざるを得ないというような状況にも陥るところでございまして、ただ感触としては何とかなるのではないかなというように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 指定管理者制度の期限が切れた時点で、町立病院を廃止することいいですね。余りその方針はもうぶれないですね。建てかえるといったら180度くりったんじゃない、そういう方針はぶれることはないですね。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 言葉での問題になろうと思いますが、指定管理者制度が切れた時点でと申しますと1年でございますので、先ほども申しましたように、1年で許可が出るのかどうかということがわかりません。だから出たら確実にそうしたいというふうに今思っているところでございまして、その許可、指定管理者制度が終わったらと申しますと1年でございますから、それまでに許可が確実に出るかという問題がございまして、はい、そういうふうに思っております。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） 今総務課長が言われましたように、1年後管理指定が切れると、あとは移譲するということになった場合に、もしできない場合には指定管理者が継続になるわけですね。できない場合は、そのときはやっぱり交付金なんかは来るですね。明快な答弁は要りませんけれども。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 指定管理者制度に出したときにどうかという問題は、今は調べているところでございます、はっきりしておりません。ただ、来年1年間は来ますよと先ほども申し上げたのは、交付税は3月31日の現在で翌年度にくれるということでございますから、3月31日は町立は存在しておりますので、来年は確実に保証できるといふふうにとらえております。しかし、指定管理者制度の上での交付税が来るかというのは、県にも聞いてるところでございますけれども、なかなかどうなのかなという回答がはっきりしないということで、ひょっとしたら指定管理者制度の場合はだめかもしれないということになるかもしれません。

○議長（原田 重治君） ほかに、東村君。

○議員（7番 東村 和往君） これは来月臨時議会のときに議案が出されて、それから聞くべきかもしれませんが、今出ましたのでついでに聞いておきますが、指定管理者にしてこれには期間を定めるということになってますけれども、そのときは1年という期間を定めて出すつもりでられるんですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 11月10日の指定を承認していただくときには、期間を定めましてお願いしたいというふうに思っております。1年と今のところ1年と、先ほど説明いたしたように1年ということをお願いしたいというふうに思っております。

○議長（原田 重治君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） ございませんね。質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第73号を採決します。議案第73号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり決しました。

次に、議案第74号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 議案のページの9ページ、歳出の方に書いてありますが、アスベストの調査分析委託料の件につきまして、昨今このアスベスト問題で肺気腫の病気の原因とされております。先日ですか、NHKでもこの種に対しまして、国からの認定ですかね、10万円という高額な医療費の特別費を出されたようであります。私が質疑いたしておるものは、このアスベスト分析の委託先として、この委託先と、この結果に対して異常があるという分析、目視だと言われるんですが、異常があると結論が出た場合にどう対処されるのか。

それと、私は石綿管における水道管に石綿管ですね、今現在三股町に30キロ延々と石綿管が配付してあるという問題があります。これは通常のトラブルがない場合には何の問題はありませんが、これが破損した場合における工事を施工した場合に、その切り口からアスベストが粉塵として出されるのではないかという疑問があります。それが直接我々三股町民2万何ぼの人口に対してこれこれという直接的な因果関係はないものの、間接的に、その直接的に、じゃあ健康で絶対あるという保障もないわけではありますが、その辺等につきましての見解を水道課長及び先ほどの質問については総務課長ですかね、答弁をお願いします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 予算が63万円上程しておりますが、これにつきましては、一応10件ということしております。で、今回目視による疑わしいものが32件ございました。その中でこれはAランク、Bランクに分けたときに、これは急ぐ必要があるかなということでの10件でございます。これは結果を出しまして、もしこれはアスベストであると判明した段階では、これは撤去なり改善をしていくことになろうと思っております。ただ、この10件の中にもさらに緊急度の高いものと、Aランクにはしたけれども、若干その中でもゆるいかなというものもございます。例えば、こういう天井でございますが、この裏にしてあるものとなりますと、一応飛散はしないということになります。しかし、この天井に直にこれ吹き付けてありますと、これはもう早急にやらないかんということございまして、この10件の中でもさらに緊急度を要するもの、要しないものがありますけれども、一応はこの10件については何らかで改善をしていかなければならないというふうに思っております。

で、委託先につきましては、清掃公社でできるところでございますが、ちょっと今ここに資料持ち合わせませんが、3社今確認をしております。で、3社につきましては、この1日付けで町民宛ての情報提供ということで回覧に載せておりますが、その中に3社、もし自分の家でアスベストを検査してみたいという方は、ここで検査できますよという、費用が大体どのぐらいですよという情報を1日の回覧に載っております。それで3社一応紹介したところです。ちょっと今清掃公社しかちょっと記憶がございませんが、3社ございます。全国的にはたくさんあるんですけど、この宮崎県内ということ。（「異常の結論が出た場合の対策」と呼ぶ者あり）はい、結果後で石綿が入ってるということであれば、予算化をしまして対処していきたいというふうに考えます。で、このAクラス10件の中でもさらに緊急度の高いものと弱いものがありますので、一番緊急度の高いものから実施していくことになろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 今水道、上水道で漏水してる箇所は大部分が今言われるように石綿管なんですけども、漏水の修理等では、状態は湿潤状態で管があるということ。それと機械を使わずに手引きでやっておりますので、切り粉もそう飛ぶことはないんじゃないかなと思っております。それは人体に影響を与えるかどうかということは、そこまでは私なんかまだどこからも指示も見解も受けておりませんので、ちょっと言えません。そういうふうに飛び散るようなことはそうないんじゃないかなと思っております。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 課長が今答弁されましたけども、異様なことではないとか、そういうことで、もしここまで対策費を組まれるのであれば、今は目視構造物公共施設と言われます

けど、やっぱり水道も立派な別途会計ではございますが、総延長を私が知る限りでは30キロの今の石綿管、本管によってはそりゃ鉄管でございますから、各世帯に年間トラブルがどのぐらい対処されて事故があるものか見ると、水道管破裂関係における事故というのは相当あるような気がするんですよ。そのために通常使ってる石綿管が湿潤であるから飛散することの影響は少ないと、今答弁ですが、しかし、あれを布設する前は工事中においては、今からも石綿管はゼロですかね。布設は。それとも石綿管をまだ対応するところがあれば、製品のときには乾燥してくるんですよ。水を通すから湿潤の地下のところ50センチしかないんですよ。のような状態なんですけど、やっぱりそれに対策費をせっかく組まれるんなら、その辺も一考してもらえればと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 石綿管は50年に原則、禁上、使用禁止されておりますので、現在石綿管を使うことはございません。更新はするとなれば一応VP管、硬質ビニル管で更新をしております、石綿管を使用することはございません。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 言われるとおり水道の石綿管、まだ三十何キロ残っていると思いますが、水道課といたしましては、計画的な布設替えをやっております。財政的に許すならばもう少し予算化して、早めにこれもやりたいということを考えておりますが、計画的に今後さらに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） ありがたい答弁で、ヨーロッパあたりじゃもう国でもう輸入しないという規制を国がするんですよ。日本はエイズで悪いとわかってても、いろんな何ぞくかにぞくでしとるという現状から見て、三股町でもこういうアスベスト対策ということで、目視という予算がつくんであれば、もう昭和50年度以降は全然それは管は布設してませんからという、結局問題があるから新しい管にするんであって、その問題があった管においてはアスベスト混入というのが疑わしいというのはあるわけですから、今町長の答弁において予算化、早急なる対応をお願いしたいと、またするということでもありますので、終わります。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。じゃあ今の件について、一つ。

○環境水道課長（福重 守君） 一つは作業をする人は粉塵を吸うんじゃないかなという懸念もあるわけですが、現在は労働省から基準が出ておりまして、マスクをすとか、水をかけながらやるというようなことで、そういう方面の方は今ちゃんと対策をやっております。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第74号を採決します。議案第74号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり決しました。

日程第5. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の審議事項についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の閉会後に招集される次回定例会または臨時会の期間、その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、次回定例会または臨時会の会期その他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午後0時18分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後0時25分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成17年第6回三股町議会臨時議会を閉会いたします。

午後0時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 財部 一男

署名議員 山領 征男

三股町告示第33号

平成17年第7回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成17年11月7日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成17年11月11日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○応招しなかった議員

平成17年 第7回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成17年11月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成17年11月11日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第75号及び第76号の2議案一括上程
日程第4 質疑・討論・採決
日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第75号及び第76号の2議案一括上程
日程第4 質疑・討論・採決
日程第5 議会運営委員会の閉会中の審査事項について
-

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間とすることにし、今回提案される議案第75号及び第76号の2議案については、委員会付託を省略し、本日全体審議として措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることとし、議案第75号及び76号の2議案につきましては、本日全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 議案第75号及び第76号の2議案一括上程

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第75号及び議案第76号の2議案を一括して議題とします。議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、提案理由を申し上げたいと思います。

平成17年第7回三股町議会臨時会に上程いたしました2議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第75号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

本案は、三股町国民健康保険病院の指定管理者として選定した結果、社団法人都城市北諸県郡医師会を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び三股町公の施設にかかわる指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

本案は、給食センター調理機器の取りかえ購入に伴う所要額について補正措置を行うものであります。給食センターの調理機器のうち、自動ロースター及び自動フライヤーは、断熱材としてアスベストが使用されていることが判明し、今後の危険性などを重く受けとめ、これを急遽撤去し、給食業務の運営に支障が生じないように緊急にこれらの機について購入が必要となったものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額82億9,236万8,000円に歳入歳出それぞれ1,160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億396万8,000円とするものであります。

まず、歳入について御説明申し上げます。

所要の財源として繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

教育費において自動ロスター及び自動フライヤーの購入経費を増額補正するものであります。

以上、2議案について、その提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、議案の75号につきまして、補足説明をいたしたいと思っております。皆様のお手元に資料という形で表紙をつけまして4枚綴りでございますけれども、お配りしていたかと思いますが、こういうちょっと色がこれ違うかもしれませんが、表紙がですね。

議案第75号「公の施設の指定管理者の指定について」ということでございます。まず、説明します前に、中に、若干字が抜けておりましたので、1ページ目の上から5行目でございますけれども、「公の施設の効用を効果的に発揮させるとともに、管理に要する経費の縮減を図るものこと」となっていますが、「図るものであること」でございますので、「あ」の挿入方をお願いしたいと思います。

それでは、説明いたしますが、まず、これにつきましては、この中に指定管理者の選定基準、あるいは選定委員会の結果、それから指定管理者候補の国保病院がそれぞれ申請を出しました経営方針、そして、今後のスケジュールといったものがこの資料の中に入っております。まず、1ページから御説明を申し上げます。若干長くなるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページでございますが、国保病院指定管理者候補者の選定基準等でございます。指定管理者の選定基準としまして、次の4項目を基本に経営方針に対する質問事項等を含めて選定することとしたものでございます。まず、①でございますが、事業計画の内容が町民の平等な利用が確保されるものであること。それから、②でございますが、公の施設の効用を効果的に発揮させるとともに、管理に要する経費の縮減を図るものであること。それから、③でございますが、施設の管理運営を安定して行う能力を有していること。④、公の施設の設置目的を達成するために町長が定めるもの。以上、4点の基本に置いたところでございます。

その中で、さらにその下の方でございますが、（ア）から（オ）まで、まず団体の安定性、継続性、信頼性、あるいは経営力の観点から現在の医療機関の実態を把握し、指定管理者としてふさわしいか、否かを審査したところでございます。

それから、（イ）でございますが、効率的な運営及び効率化への取り組みはどうかという観点から、施設職員の適正な配置及び業務の合理化への取り組み等を見たところでございます。

それから、（ウ）でございますが、施設管理の安全性への配慮についてはどうかという観点か

ら見たところでございます。

それから、(エ)でございますが、施設利用者への対応及び職員の育成はどうかと、それから、(オ)でございますが、団体の理念及び姿勢等につきまして基準の中で設けたところでございます。

それから、その下の(2)につきましては、以上のほかに質問、本町の方からその町長が別に定めるものというような観点から、質問事項を生かしたところでございます。その主なものとして、(ア)から(オ)まででございますが、(ア)でございます。国保病院の経営をどのような方法で運営していけますか。具体的にお聞きします。それから、町の職員が希望するならば、貴職の就業や給与規定等を適用させて雇用できますか。それから、(ウ)でございますが、指定管理者としては、1年間を予定し、その後は経営の移譲を考えていますが、業務の存続が可能か否か、どのような方向であれば可能かということでございます。それから、(エ)が指定管理者として施設の管理運営の管理料はどの程度を考えておられるのか。それから、(オ)でございますが、老朽化した施設を有効活用するならば、どのような方法が考えられますかというような質問をいたしたところでございます。それに基づきまして、選定委員会で選定をしたところでございます。選定委員会では、10月の13日、それから、10月の13日は国保運営委員会の方でしたところでございますけれども、それから、11月の4日に選定委員会を開いたところでございます。これによりますと、公募によらない形で藤元病院と医師会病院、二つの病院を選定したところでございます。で、その中の選定、その結果でございますけれども、選定委員会の結果、指定管理候補者、藤元病院、医師会病院は、医療保険福祉等の各事業に取り組んでおられ、組織は大きく、最新の医療機器導入による診療や医療技術なども高く評価されており、信頼性、継続性、経営の安定性など医療圏域のトップレベルであり、両法人とも国保病院での業務内容や診療体制など現状を存続していただくことは適任者であるが、国保病院の職員を再雇用として受け入れてくれるのか。地域医療の拠点施設として圏域の病・医院との連携協力が図れるのか、医療行為に関する公私協力が得られるのかが主な、この3点が主な判断材料となったところでございます。そこを総合的に判断した結果、都城市北諸県郡医師会を指定管理者として選定したものでございます。

で、その次のページでございますけれども、その次のページは選定委員会がこの二つの病院を指定管理者として選定の申請を上げていただきまして、その内容をまとめたものでございます。で、医師会病院と藤元病院が右の方が藤元病院でございまして、左の方が医師会病院でございますが、若干説明いたしますと、まず、基本方針等につきましては、医師会病院が地域と連携し、住民の皆様信頼される医療を提供しますと。藤元病院の方が基本理念としまして、信頼とまごころの医療に尽くしますということでございます。そのほか5項目をそれぞれ病院の経営方針に上げて

おられます。

それから、その下でございますが、指定期間、町の指定期間については、町は1年としたところでございます。それでそれは1年、18年度のみ1年ということで、双方ともそういう形できております。

それから、名称につきましては、医師会の方が都城市郡医師会立三股病院、これはあくまでもまだ仮称でございますけども、そういった形できております。

それから、藤元病院の方が社団法人八日会、三股町民病院として上がっております。それから、開設日は同じく、いずれも18年4月1日、それから、開設者については、そこに書いてありますとおり、それぞれの今の開設者でございます。

それから、診療科目としましては、内容としては同じものでございます。消化器内科、整形外科、皮膚科、リハビリ科、こういったものの診療をやりますということでございます。

それから、診療報酬及び認可等でございますけども、一般病棟1群、入院基本料3ということでございまして、薬剤管理、理学療法施設基準、特定疾患、これらも全く同じ形となっております。

それから、機関指定でございますけども、これにつきましても、全く同じでございます。

それから、病床数でございますが、これは今町立病院の40床、これを引き継ぐような形でいきたいと。いずれもどちらも同じでございます。

それから、診療日の時間でございまして、週6日、医師会の方が9時から17時、土曜日は12時までということでございます。それから、藤元病院の方が同じく週6日、8時半から17時までということでございまして、同じく土曜日は12時までということでございます。

それから、診療体制でございますけども、常勤医師は2名体制、総定数56名、これは今現在の町立病院のスタッフでございますけども、現在の診療体制を維持していくと、医師会病院の方はでございます。

それから、藤元病院の方は、常勤医師5名体制、それから、総定数50名という形でございます。不採算事業まで継続していくことはできない。診療状況を見ながら内容の変更もあり得るということでございます。

それから、看護体制でございますけども、看護職員3対1、看護補助10対1とありますが、これは同じでございます。これは患者3名に対しまして、看護職員が1名、それから、患者10名に対しまして看護補助員が1名というような看護体制でございます。

それから、組織体制でございますが、これは国保病院と同じということでございます。

それから、施設管理の方法等ということでございます。現在の診療等を引き続き継続し、住民の方に御迷惑かけないように、また、国保病院、職員がスムーズに当医師会職員に移行できるよう

最善の努力をするということでございます。藤元病院の方が地域の事業に密着したかかりつきのな親しみのある医療を目指す、専門医療にも即応できる関連病院と連携しながら広域的サービスの提供に努めるということでございます。

それから、その他の診療予防等の問題点、その他でございますけれども、医師会の方は特段上がっておりませんが、藤元病院の方が、これは上の方で施設管理の方のところでもあらわれておったわけですが、同じものになるかと思いますが、基本的には診療内容は踏襲するが、科の内容によっては診療日及び診療時間を限定する場合がありますよと。ただ、職員の受け入れについては、民間給与ベースと公務員給与をベースとの乖離が大きいので、職員のプライドを傷つけることから、職員の再雇用はあまり進められないというようなことでございます。

以上が、選定に当たりまして出された計画書、申請書でございます。これに基づきまして、先ほど1ページにありましたような基準に基づいて選定をしたところでございます。

3ページを開けていただきたいと思いますが、これは今までの国保病院指定管理者制度の導入スケジュールということございまして、今までの経過も踏まえまして、今後のこともどうなるのかということでございます。まず、最初の公の施設の管理者の手続きの条例、あるいは国保病院の適用条例、これについてはさきの臨時議会でお願ひしたところでございました。これに基づきまして、本日でございますけれども、公の施設の指定管理者の指定をお願いしてるところでございます。

下の方に、中の方にありますけれども、一番右の方を、中の方は見ていただければ、4月1日を目指すわけでございますけれども、一番右の方の備考欄でちょっと見ていただきたいと思いますが、まず、経営移譲できなかった理由、これは先ほどこの前も前回述べたと思います。経営を移譲する前に国庫補助金及び起債償還等の手続きが必要であることから、経営移譲を1年後として、その間指定管理者を適用させて管理運営をお願いするものであります。

それから、その下の方にありますが、11月、本日以降のことでございますけれども、まず、この本日もし承認がいただければ、協定書の締結を直ちに行いたいというふうに考えております。その後、職員動向の把握、退職と異動の関係により予算措置と、それから、募集ですね。不足する場合の募集、こういったものも行っていきたい。それから、医療業務のすり合わせ、それから、現在の業務を再点検するということでございます。

それから、医療機関及び大学との調整でございます。それから、医療機器と事務機器の調整、メンテナンス関係あるいは委託のしている部分の調整でございます。それから、利用者及び町民への広報を行っていきたいということでございます。これにつきましては、町の広報紙あるいは病院窓口で今後も引き続き診療はできますよということを住民の方に訴えていきたいというふうに思います。

それから、医療行為の申請手続きでございますが、保健所、あるいは社会保険事務所等にも手続きも踏まえてやっていきたいと思っております。それらを終えまして、3月になりまして契約の締結、そして、4月1日から指定管理者による業務の開始という形で進めてまいりたいというふうを考えております。

以上、補足説明といたします。

○議長（原田 重治君） ほかに補足説明ありませんか。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案第76号ですね、一般会計補正予算。先ほど町長の説明でもありましたけれども、自動ロースター及び自動フライヤーの更新ということで、自動ロースターはいわゆる焼き物機、で、フライヤーが揚げ物機ということです。この2機種について、燃焼部分にアスベストが使用されているということが製造業者からの報告。そして、国・県の文書で明らかになったところでございます。そういうことで、アスベストを使用していない機種に更新するというものでございます。アスベストの飛散状況ですけれども、給食センター内部の大気検査、いわゆる石綿・粉塵濃度測定検査ですけれども、検出はほとんどされておられません。

しかしながら、この二つの調理器については、平成3年に給食センターが現在地で稼働を始めた当初から使用し続けてきたということで、メーカーの示している耐用年数9年というのを大幅に経過しております。それで経年劣化とともにアスベストの飛散の可能性、危険性が高くなるということでございます。この給食センターの調理機器のアスベスト問題については、盛んに新聞、テレビ等で報道されておりまして、保護者の関心も極めて高いということです。あわせて国・県の方からアスベストを使用している機器については、直ちに使用を中止するように。そして、アスベストを使用していない機器に切りかえをするようにという通知がなされております。そういうことで給食センターでこのアスベストを使用しているということが判明しましたので、給食センターでは直ちに使用を中止し、現在撤去しているという状況でございます。今後予算の承認をいただければ、機器の更新という格好になるわけですが、今回のアスベストの問題、さらには全国的に給食センターの新築、あるいは改築ということで、この時期にどうしても集中するということから、どの業者が受注しても数カ月は設置までにかかるということと言われております。そういうことで、この臨時議会を利用させていただいて予算を承認いただき、そして、12月の議会で契約議案の承認をいただきたいということで考えております。よろしく願いいたします。

○議長（原田 重治君） ほかに補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第4、質疑、討論、採決。

それでは、これより議案第75号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題として、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 1点だけ伺っておきます。町立病院は1年移譲後ですよ、移譲後。その医師会はその経営を40ベッドの経営を、この場所でやっぱり引き続き行うのかどうかということ。ここはつぶしちゃっても、どこかに持って行っていくか、そこあたりの話は出ておりませんか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 当然医師会と協議する中では、そこがこちらからも質問もしたところがございます。しかしながら、うちの方の条件としましては、この地域で何らかの形でとにかく病院を存続させていきたい。できる人ということ募集と申しますか、交渉してきたわけございまして、何らかの形で続けていきたいという回答は得ております。

しかしながら、5年になるのか、10年になるのかはわかりませんが、そういった事態が出たときには、またその時点で協議ということになるのかなというふうなお互いの中での話の中の出たところでございますけれども、その移転がいつになるのか、これまだはっきりわからないところございまして、そういうような話にはなっております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑は、池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 質問事項が5点ほどされたようですが、その中で老朽化施設を有効活用するならばどのような方法を考えられるかということ質問なされたようですが、それに対する答弁はどのような形をされたのかお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 当然施設が古いわけございまして、1年後に移譲するときに、それ以降をどうしていくかというものは、また来年詰めていかなければならない問題でございます。建物を売却するのか、あるいは貸与でいくのか、そういったものが今後も出てまいります。当然この1年間は指定管理でございますので、で、そこら辺の質問をした結果では、藤元さんにおかれましては、建物が大変古くなっていると、今後はそこら辺を早急にはないけれども、建てかえとか、そういったものも検討せざるを得んのではないかなというようなことでもございました。

ただ、具体的には中に入ってみないとよくわからないけれどもというような答えでございました。で、医師会についても、当然古いという認識はございます。しかし、まだまだ使えるという認識でございまして、そのままやっていきたい。しかしながら、ずっと続けて行って、場合に

は将来的には、もし建物が古くなってもうどうもならんというような場合には、その診療所方式的なものへの転換ですね、建物の転換ですね、こういったものも考えられるのかなということでございまして、その辺は先々どうなっていくかというのは、はっきりわからない。しかし、今の施設を使っていききたいと、使えるだけ使っていききたいということでございました。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 医師会病院の方は常勤医師が2名体制で、四つの科になっているんですけど、この藤元さんの方は常勤医師5名と。で、2名体制だったら今までと余り変わらないから、患者の関係とかいうふうなのも今と余り変わらない。で、採算が取れるのかなというふうに思うんですけど、そのあたりはどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） これにつきましては、病院側のとらえ方がいろいろございまして、医師会につきましては、現体制を引き継いでいきたいので、とりあえずは今の職員を、あるいは今の医師をそのまま置きまして、あるいはあとは医師会でございますから、各医院からの協力体制でそこに配置していききたいというようなことでございます。で、藤元病院については、来年だけではなくて、以前に医者が4名体制、昭和の時は4名体制、おったわけで、そのぐらいがふさわしいではあるなということで、ま、出されたところでございまして、実際になったときには、医師会の方もそれぞれの協力体制の中でまたされていくのかなというふうに思います。ですから、ここの中は一応来年どういう体制でということで、こちらの投げ方に対して向こうがこういうふうな方法でできますよということを一応持ってきたところでございまして、来年についてはこういうのが、これは向こうがただ単に示したということでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 黒木君。

○議員（15番 黒木 孝光君） 選定委員会でもそれぞれ苦慮されたとは思いますが、今話しに出ました診療体制でいくと、藤元病院の方がスタッフも強力でというようなふう書いてあるんですけど、しかし、不採算事業まではできない。非常に不透明なところがあります。また、一番下の方の問題では、職員の給与ベースが違うので、いわゆる再雇用は余り考えてない。そのことについて医師会病院の方はそれぞれ継続、継続、今の体制であります。あまりにも比較はないと申しますか、選定委員会ではこっちがということだけど、職員の雇用について移行した以降の、それらも今の給与ペースで今の人員でということ等も含めて協議されておるんですか。そこをちよつと。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 職員の問題につきましては、まず医師会の方は今の現体制を引き継いだ形で、三股町立病院を引き継いでやっていきたいという形で出ております。ただし、職員の待遇、処遇につきましては、医師会病院の規定に沿っていただくということでございます。当然今の給与体系なり、そういったものからすると低くなるわけでございます。で、ただし向こうの条件に合わなければ雇用はできないというのはいうところでございます。で、藤元病院につきましては、原則基本的には採用しないと。ただし、どうしてもという方については面接をいたしましょうということでございます。で、基本的にはすべて全員初任給、初任給でスタートさせていたいただきたいというような内容でございました。初任給と申しますと十六、七万内外だと思えますが、そういうことでございました。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質問、質疑ありませんか。重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 75号の管理者の指定ということで、ここまで来るのに大変我々議会の方もいろいろ来年の3月末で終わられることを希望してここまで来てるんですが、結局は町の予算の一般会計からの持ち出しが大きいということでこうなってるんですが、まず、私が聞きたいのは、ここに3ページでありました今後のスケジュールの中の協定書の締結というのがもう既にうたわれております。だからこの協定書の締結の中に今後町からの持ち出しはもう一切公の施設としての立場を離れる以上、一切持ち出しはないのか、それをうたわれることができるのか。

それから、指定管理者における双方指定した場合の年間の雇用契約になるのですかね、これは。幾ら払う、こちらから無料ではないわけでしょうから。その金額等もこの協定書の中でうたうのか。それから、今出ましたけども、職員の件につきまして、藤元病院さんは職員の採用は余り進められないと。はっきり民間としての格差があるということであらうと聞いておりますが、特になしということで医師会の方は言うております。その点、現職員との引き続き30名おられる町職員関係の話がここに特になしというぐらいだったら、基本的に何を考えて医師会の方は一番重要な町にとってはその30名が全員希望できる職場につけられなければ、当然当町の方に引き上げらざるを得ない問題でありますので、それが協定書の中でうたわれることができるのか、向こうにやった以上はまたそれは無理な気がしますけど、そこは協定書の中にうたわれるのか、その辺三つ目ですね、そこを聞きたいと思えます。

それから、もう一つ、いろいろと質問しますが、ここを町長として現10課長体制を課長体制をとられてますが、対策監としてこれに特別対策監として任命しておられる人をなぜ議会の方でこういう質問が出るのは当然わかっておるんですね。その人をなぜ呼ばれないのかなということの一つ聞きたいんですが。

以上。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 順番がちょっと質問の順番が前後するかもしれませんが、まず一番説明しました資料の特になしというところがございますが、これは基本的に職員を引き受けさせていただきますかということに対しまして、基本的に引き受けますよということがございますので、特になしというような形になっております。ただし、先ほど申しましたように、向こうの基準には合わせてもらいますよということがございますね。そういう意味で特になしというのを書いたところがございます。

それから、年間の管理料の問題でございますけども、これにつきましては、移譲後は本町としては一切発生しないというふうに思っております。経営移譲後はですね。で、1年間はしかし、経営移譲ではありませんので、管理料でございますので、管理料につきましては、両方双方とも経営に努力しますというふうに述べられております。実際やってみないとなかなかわからないという点もあろうかと思えます。で、町としましては、指定管理者の委託でございますから、1年間については、その経営の最終の結果を見まして、で、大きく経営が初年度でございますから行かなかった場合については若干の費用、特に交付税の範囲内の中では何とかなるのではないかなというふうには考えておるところでございます。もちろん、そのときには町の議会の方に予算が必要ですから、さきに合議をするわけでございますけれども、ただあくまでも経営努力をしてください。で、1年間につきましては、どちらが受けても今回してですけども、1年間は町が指定、——経営は向こうがやりますけれども、町が町立病院を委託するわけでございますので、町の広報紙等を通じて大きく宣伝をしてまいります。ですから、患者がそのまま受けられますよということ、これは町の広報等回覧等を通じまして、経営で患者が外に逃げないで今までどおり受けられるということを大いに町も後方支援をしていきたいというふうに思っています。ただし、移譲後はできないのかなというように考えております。

それから、協定書の中ということがございますけれども、協定書についてはまだ相手とは協定の中身については具体的に協議はしてないところがございます。ただ、案としては持っているんですけども、そういったことをどうするかという問題はございます。で、盛り込めれば盛り込めないことではないというふうに思います。はっきりと今の案の中で入っているのは、1年後には移譲しますよということは協定書の中に入れます。で、ただ今おっしゃったように、その後の管理料云々というのは今のところ入っていないわけがございますけれども、移譲後は1年後に移譲しますと。で、移譲後については管理料じゃなくて何ですかね、援助ですかね、援助的なものはできませんよというようなものを書き込むことは可能かなとは思っていますが。まだ相手とこの協定書については、相手との協定でございますから、相手とまだ話をしてないということござ

います。町としてはそのように考えております。

あと対策監でございますけれども、対策監については…。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 実はこの4月から御承知のとおり対策監制度を設置いたしました。病院問題につきましては、総務企画課の対策監が専任的に今まで業務を進めてきたわけでございますが、すべて課長の指揮監督のもとにやってきておまして、すべて課長がその業務については掌握しているということでございまして、そういうことで課長が答弁をしているところでございます。ちなみに対策監は、いざというときは下の方に待機している態勢をとっているということです。

以上です。

○議長（原田 重治君） 重久君。

○議員（6番 重久 邦仁君） 総務課長が答えられましたので、先ほどの中でもう1点交付税の範囲内での1年間における町とのまだ完全移譲でないところで発生した負については、援助もあり一般会計からの持ち出しもあり得るということで判断していいんですか。先ほどの1年後の譲渡した場合には完全に金を交付することはないが、1年以内、来年だから再来年ですね、に完全にするまでの間の1年間ですね、指定管理者はしたものの、赤字とかそういう向こうが言うことで公的に、それは認めにやいかんということがあれば議会に予算の範囲内で交付税の範囲内というようなことを言われましたけども、それはあり得るということですね。そういうことで了解していいわけですかね。

それと町長今後も特別対策監ということ指定はしてあるけれども、議会の方でこういう、当然これは医師会関係の直接担当窓口になっておられる、特別、対策監を呼ぶ、議会の方に呼ぶつもりはないということいいですか。町長の答弁は。課長が全部把握しているので、このスタッフだけでやるということで了解していいわけですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 執行部の方の体制は、三役をはじめ各課長がここに出席しているわけでございますが。その事情によっては対策監も出席させて説明させる場合もございしますが、現在のところでは対策監出席させて常時そういう体制をとるといようなことは今のところは考えてないところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 1年間に限って指定管理者に任せるわけですがけれども、今後、協定書の中で盛り込まれるんでしょうけれども、町としては指定管理料だけの支払いということになるんでしょうか。正直言ってこのしばらくの間の病院の経営数値を見てみますと、1年間で赤

字を脱却するというのはかなり厳しい気がするわけですね。当然、指定されたところは、現状の今の町立病院の経営状況といいますか、これはほとんど了解されているというふうに感じておるんですが、確認されておるのかということが1点ですね。

そして、赤字から脱却できそうもない、これはやってみないとわからんわけですけども、現在のところ特にじゃあいろいろ町民の間にもそういう話が広がりまして、医者としても現状のまま継続が困難だということで、既に紹介状等を書いて他の病院へ転院させてるというような状況もあって、特に赤字がひどくなってるんだと思うんですが、そこをまた継続してあるということで、町の広報等を通じて医師会が引き受けるということで、広報等もやって、ある程度の患者の回復、患者数の回復は望めると思うんですけども、ただ、そう簡単に脱却できるような数字じゃないと思うんですが、現在の医師2名、医師会の場合現在の医師2名を継続するという事なんですが、現在の医師はどういうふうな考えでおられるのか。そして、また今後雇用の問題ですけど、今の現職員、看護師等の、皆さんこの前説明会等もされたようですけども、今の現状の職員としては、大体全体、実際交渉してみないとわからない点はありますけれども、大体状況としてはどういう職員の希望としては持っておられるのか、把握しておられる部分についてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） まず、医師会が現病院の現状を把握されてるのかということでございますが、これにつきましては、こちらからも病院の決算状況、そういったものは向こうの方に示したところでございます。で、医師会の方も町立病院には数度となく出向きまして、医者とも接触を相当行っております。そういう中で医師会としては、今の病院の現状というものを十分把握した上であるというふうに思います。で、それから、医師の問題につきましては、医師ともそれぞれ正式にまだ指定管理になると決まったわけではありませんけれども、もしなるならばどうなのかというのは、接触を幾らかされてるようでございます。そういう中でこの指定、きょう本日の中で承認が得られなければ、全くない話でございまして、態度を医師についてははっきりされてないという状況でございます。で、本日のもし承認が得られれば、早急にそこが煮詰まっていくというふうに考えます。で、基本的には医師会は医師会の方に来ていただきたいという意向を持っています。結果はどうなるかははっきりわからないところでございます。

それから、職員の今後の状況の把握でございますけれども、説明会はもう既に2回ほどしたところでございます。今後この本日をもって承認後は、医師会は個別的に接触したいというふうに言ってきております。医師会としましても、議会の確たるものがなければ、個別的には動けないと、基本的には。いうことでございまして、本日があれば職員と具体的に動きたい。で、町とし

まして、職員と個別に面接をする予定であります。で、ただ本日の承認がなければ、当然その辺はまだ難しいところがございます、医師会とともに町は町で面接をするところがございます。その中で一応こちらとしては、方針として12月までには一応の態度を示していただこうじゃないかというような考えを持っております。来年早々には判明、はっきりと大体、大体でございますけれども、どのぐらいの方が残るのかとかが判明するのではないかというふうに思っております。今のところでは行きたいとか行きたくないとか、いろんなうわさがある、行方でございますので、まだはっきりつかめてないというところがございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 2点ほどお聞きしたいと思います。ただいまの課長の方から回答はありました。また重複するかもわかりませんが、管理料の問題ですね。管理料は後で算定をしていこうということで今そういうように答えられましたが、我々の契約の常識からすると、事前にぴしゃっとそういうことは算定基準というのはあって、今の経営状態がどうなのかというのがわかってるわけですから、そういうのをもとにして契約を締結するというのが通常ではないかなど。普通何か赤字が出たら、後で補てんとかそういうのを考えるということで、経営する方もあいまいになってくるんじゃないかなと思います。それは事後の算定は。もう一回その辺を聞かせてもらいたいと思います。

それから、契約を締結するといったときに、協定書の話が出ましたが、それは協定書はいつの時点でされるのか。そして、やっぱりこの委託する方が協定の内容そのものに、もし向こうが相手方が拒否とか受けられないということになった場合、どこまでの許容的な範囲の中でそれを許すのかどうかという部分ですね、やっぱり医師会というどうしても私から考えますと何か経営主体がどうもあいまいなようなイメージを受けますね、中身はわかりませんが。どうしても、この回答書を見ても、別になしとか、そして、藤元病院の方は最初要望をぴしゃっと述べているというような厳しい要望かわかりませんが、それの方が何かそこ辺を協定書を交わすときの大事な協定書になると思いますが、そこ辺の内容をもし今日した場合どうなるのかということ質問をいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 協定書につきましては、ここで承認いただければ早急に詰めていきたい。遅くとも12月までには協定書は整うというふうに考えております。で、管理料が先にしておくべきではないかということでございますけれども、なかなかその中で、今現段階で管理料が幾ら必要かというのを算定するのは、まだ実際の指定もしていただいてない中で、幾ら職員が残るのか残らないのか、その辺によっても大きく給与も変わってまいります。そういう中で

管理料を幾らていうのは大変難しい面がございます。で、町の取り組みが広報とかそういう協力が幾ら得られるのかというのがあります。それによっても赤字がふえる、もしくは少なくなる。変わってまいります。

したがって、非常に今の現段階では難しいところがございます。したがって、管理料については、当然甲乙協議して決めるという項目になるわけでございます。甲乙協議して決めるには、予算が必要でございますので、皆さん方の当然の議会の議決がなければ幾ら払うか、委託料を払うかというのはできないところでございます。したがって、皆さん方が例えば100万円ですよとおっしゃれば、100万円しかうちは払えませんから、その管理料になるということでございまして、そこは議会と執行部とが当然医師会等の十分な協議の上になるのかなということでございます。

で、交付税のあくまでも交付税の範囲内というふうに町は考えておまして、来年度までは町立病院を運営するに当たって、管理料が入ってくるわけでございますので、今現在交付税が入ってきたものは100%今の病院にも出してるわけでございます。したがって、交付税が来年入ってくる範囲内であるならば少なくなるような形で出していこうというふうにはなりますが、始まる前に管理料が幾らというのがはっきり出せないというふうに今の現段階では考えてるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今の問題ですけど、1ページの中で指定管理料について、施設の管理運営の管理料はどの程度と考えてますかとわざわざ質問を加えてるんですね。だから当然ここで皆さん方もこういう質問をしておれば、今言われるような言葉じゃなくて、医師会としても藤元としても、このぐらいですよとかいう答えは出されてたんじゃないかなと思うんですが、多分出てると思うんですね。それが公表できるのかできないのか、ちょっとはあるのかなという気もするけど、やっぱりこういう質問をしておれば、当然はっきりした言葉を議員の皆さんに対しても言えるんじゃないかなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

それと、もう1点だけ、職員の問題ですが、これが一番大変な問題だと私は思ってます。いろんな形で言われてますけど、果たして組合との関係等もあるだろうと思いますが、そのあたりの話し合いもされたのかどうか。個別的な医師会とか町も個別に今後話をしていくということですが、やっぱりそのあたりになれば団体もあるとすれば、当然そのあたりの問題等も話をしていかなきゃならんだろうというふうに思います。だから要は町がどれだけ職員に対して取り組みをしていく覚悟というかな、そういう度胸とか、そういうのがないと、私は前になかなか進まないんじゃないかなという気がしますので、そのあたりの決意があれば決意をお聞かせください。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） まず、先に2点目の方からお答えいたします。組合との協議の問題でございますけども、組合とはちょっとここではっきり持っておりませんが、何回か協議をしたところでございます。最近の——きのうでしたかね、組合との交渉の町立病院の問題で行ったところでございます。その中で組合としましては、退職するに当たりまして、退職金の問題でございますね。これを何ていうんでしょう、優遇することはできないかというような話できのうはしたところでございますけれども、これにつきましては、町側につきましても現制度の中でできるだけのことはしなければならんのではないかなというような認識は持っているところでございます。退職勧奨制度ですかね、こういった問題とか、そういったものを適用させてやっぱりやるべきではないかなというような認識は持っているところでございまして、当然組合の方もその辺を適用させてくれないのかということではきております。

で、職員については、もっとさしてくれないかというような話がきてるところでございますが、なかなかそれは難しいのではないかなということもあります。と申しますのは、もう職がなくなるので辞めてくださいということであれば、またそれなりのものが必要かなと思うんですけども、一応町としましては、職員については辞めてくださいというふうな形は組合ともっておりません。基本的には選択制という形をとっておる。しかしながら、やはり病院の方に行かれる方につきましては、現制度の中で退職勧奨等を踏まえまして、できるだけしていきたいというふうに考えておるところでございます。これもまだ組合ともまだ交渉中でございます。で、本人たちにもまだ最終的なものは示しておりませんので、本日をもって医師会と町の個別面談の中では示していきたいというように思います。

それから、管理料でございますけれども、これは話を向こうの方に求めたんですが、できるだけ努力はしますということでございまして、向こうの方の考え方が申請書の中にはあります書きました申請の中には示してきておりません、向こうとしては、赤字はできるだけないように自分で努力しますという言葉でしか入っておりません。そういうことで向こうとしても、赤字がどのぐらいになるのかというのは、今非常に模索している、今の医者が残るのか残らんのか、職員がどのぐらい残るのか残らんのか、そういったもので非常にまだはっきりしたものを持ってないと。ただ、口頭ではこのぐらいかな、このぐらいかなというようなのもちょっと聞きますけど、それはあくまでも正式なものではないということで、ここでは控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 財部君。

○議員（2番 財部 一男君） 今職員問題等については、団体等も含めまして協議をしていると

ということですが、私は大いにそれはしていただきたいと思いますが、ただ本人の意向とといいますか、本人がどうしても町の職員という身分を捨てたくない。で、何が何でも町の職員として残りたいといった場合に、当然生首を切るのは大変だろうと思いますが、そうなれば本庁に引き取らざるを得んという問題も出てくるだろうと思うんですね。そのことを含めたら私は先ほどもちょっと申し上げたように、やはり割り増しとかいろんな問題をよぶと、この際思い切った政策をしないと、果たしてずっと今度は本庁に引き取ってした場合の計算をして考えれば、私はそれだけの思い切った判断というかな、やっぱりこれははっきりいったら町長、助役がそれだけの大きな判断をびしゃつとしないと、前に進まんとかじゃないかなという気がしますので、ぜひ考慮していただきたいということを申し上げておきます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 今までの議論を聞きながら質問していきたいんですが、やはり病院経営ということの重大性というのはわかるんですけども、そこで働く職員が地方公務員として自分が一生頑張っていくんだということで採用されてるわけですから、その人たちの立場ということを考えて、今後どのように真剣に考えていくかということです。というのは、こういうここで決定していただいたら、病院の方が面談してこうというより、その前に自分の職場で働いている自分の子供と同じですよ、私も19年前に経験した関係があります。生活が変わります。職場環境が変わっていきます。大変な状態になるわけです。そういう人の立場に立った、まだ身分が町の職員としてあるわけですから、その人たちの気持ちを十分に分析して、それから向こうは仕事面で面接するわけですけども、心理的な面も含めて理解を深めながら迷うことなく自分の意思を決定するような状況に進めていきたいと思いますが、その点はどうですか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） はい、進め方については、どうして進めるかなということはまだ正式に決めておりませんが、医師会の個別面談、そして町の個別面談、それをもって職員には最終的に判断してくださいと。医師会の面接の段階で、はい、もう行きますということにはしないでくださいということできたいと思います。というのは、町の状況もよくわからないで、一方の方だけ聞いて判断するのは、まずいかなというふうに思っておりまして、町もそれから医師会の方も両方聞いて、そして、自分的な最終的な判断をしてくださいというような形で、昨日組合とも交渉の中でちょっとそこ辺の話もしたところでもございましたけれども、あくまでも医師会面談を先にしますけれども、それはもうもちろん希望者だけでございます。それであっても、その場での返答は避けていただくように指導していきたいというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 採用前提の面談という意味じゃなくて、職員としてどちらの方

向に決めるかということが先決なんです。確かに迷いがあります。本当に厳しい状況にある職員が、それを当局の側からの面談ということじゃなくして、その個人の立場に立った理解を深めてもらうためにも、どうしたらいいかという御指導をすべきだと思うんですよ。例えて言えば依願退職と考える人も一部におるかもしれません。その待遇の問題も出てくるかもしれません。しかし、どっかほかの職に行きたいという人もおるかもしれません。本庁に入りたいという人がおるかもしれません。だけど業務内容は変わるから、どう迷うかという心理的な面も出てくるわけなんです。その辺を真剣に一人一人の立場を考えて取り扱ってもらいたいという要望を出してるわけです。雇用の問題とかそういう問題の面談じゃないんですよ。生活が変わっていく立場を本当に理解して当局は取り組んでくれということをお願いしたわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（原田 重治君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。ちょっとお聞きしたいんですが、病院の前に介護支援センターがありますが、介護支援センターですかね、あれも何か病院の附属機関だというふうなことをちらっと聞いたんですけど、そこはどのようなふうに対応するのでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 在宅介護支援センターが前の方にあるんですけども、在宅介護支援センターについては、今検討をしておりますが、来年は地域包括支援センターという形に国が制度を変えるようございまして、在介センターについては、制度としてはなくなるのかなというふうに考えております。

で、もっと在介センターよりも強力な包括支援センターというものを立ち上げていきたいというふうに考えております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 今は何か職員は派遣員で、病院の管轄になってると聞いたんですけど、そしたらその職員の待遇とかいうふうなのは、今度の病院の職員のあれで検討されるわけですか。それとももう派遣そのまま包括支援センターに流れ込むのか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 基本的には事務職員が3名今こちらから行っております。一般職の事務がですね。それから、在介センターに1人行っておりますけども、これは一般行政職でありまして、当然町の内部での異動で行ったところございまして、基本的には今回向こうの方に行くかどうかという対象にはならないというふうに考えております。当然医師会においても在介センターの職員、あるいは町の職員については、全く採用する計画はないようございまして、それについては町の一般職員であるということから、こちらの方にもう引き上げることが前

提でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 人間ドックに関してなんですけれども、実は今度先生が2名というような体制で、先生方が非常に労働時間がもう朝早くからとかいろいろ大変だということ聞いておまして、どんどんどんどん先細りになってる現状だと思うんです。いろいろな問題があるから、11月で一回一たん締め切るといようなことはあったんですけども、それ以前から人間ドックの受け入れ体制が非常に厳しくなっているということで、希望者は多いのに受け入れてくれないという現状であります。で、それに関してこれが医師がやはり2名現状であれば、やはり同じ状況じゃないかなということ危惧するというのが1点と、例えば1年後に医師会が運営ということになったときに、町の補助金等はその病院を利用する人に限りとか、そういう方向になるのか。あるいは、町の条例ということで、どこの病院を利用しても人間ドックへの補助というのはあるのかどうか。今後のことだと思うんですけども、その辺が今後話し合いの中でされるのかどうか、お尋ねしときたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 人間ドックの関係でございますけども、医師が2名というように形で今のところ示してきております。将来先々2名体制、3名体制、4名体制になるかもしれません。その辺はわかりませんが、医師会においては、人間ドック、検診関係、こういったものにつきまして、まず今の現体制の中で現状の中でも医師会が救急医療ですね、それから、休日等の宿直と申しますかね、当番制ですかね、こういったもの、それから、検診業務ですかね、小中学校等の、そういったものも今医師会にお願いしてるんですね。ですから非常に結びつきが強いというのがございます。で、今の町立病院、ここで医師が2名体制でございますが、もし2名であったとしても、町内の他の医院の協力が得られるかどうかということで、各医院も回ったところでございます。その結果も私たち医師会でありますので、当然一緒に協力やりましょうというふうなことでございます。したがいまして、今後どういうふうにできない部分をどこに出すのかということは、もう当然一般病院の方というのものもあるでしょうけど、そのときの補助金をどういうふうにしていくかというものもあります。いずれにしましても、人間ドック、検診関係については、少なくとも今の体制よりはよくなる方向であるというふうに私たちは考えてるところでございます。よくしていきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（原田 重治君） 大久保君。

○議員（5番 大久保義直君） ちょっとお尋ねしますが、前の本会議であったでしょうか、全協であったか、ちょっとわかりませんが、前に渡邊課長が1億円、盆前、金利の無料のあれがあると、基金がですね、これ病院に貸すと、ボーナスもないというふうなことであったんです

が、先ほど財部課長も職員の処遇について十分説明をされましたが、この制度はやはり退職するか、そういう勧奨はしなけりゃいけないと思ってるんですが、この1億円が今後来年の3月で決算になるわけですが、この辺はどういうことになるのか、このままもうずっと流れていくのか、非常にこれも大きな1億円だと思っておるんですが、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 今申されました基金からの繰りかえ運用の件だろうと思います。今1億円で限度額となっておりますが、最終的に今の試算の状況で当初は1億4,000万円ぐらいの病院の経営の赤字ということで見込まれておったと思うんですが、大体今の試算では1億6,000万円から1億7,000万円というような報告を受けております。

それで、あくまでも仮運営、基金の繰りかえ運用については、病院の現在の17年度の経営に対する補てんという形でしておりますので、今後出てまいります職員の人件費の問題、退職の問題、こういったものについては別途そういったものはっきりした段階で一般会計から補正を組んで、そういった所要の額を充てていくということになろうかと思っております。ですから、今のところはその1億円の範囲内で、これが超えるということになりますので、当然12月等の補正で、そういった限度額の変更等をやっていく必要が出てくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ここで10分間の休憩に入りたいと思いますが、11時半まで休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ほかに質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第75号を採決します。議案第75号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり決しました。
次に、議案第76号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、質疑、
討論、採決を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。
これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これから議案第76号を採決します。議案第76号は原案のとおり決することに御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり決しました。

日程第5. 議会運営委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会運営委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、その他、議
会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活動で
きることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、次回定例会、または臨時会の会期、その
他議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会は閉会中も活
動できることに決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前11時34分休憩

〔全員協議会〕

午前11時41分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成17年第7回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 上西 祐子

署名議員 的場 茂

三股町告示第35号

平成17年第8回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年11月28日

三股町長 桑畑 和男

1 期 日 平成17年12月1日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

齊藤ちづ子君	財部 一男君
上西 祐子君	福留 久光君
大久保義直君	重久 邦仁君
東村 和往君	池田 克子君
別府 久光君	原田 重治君
中石 高男君	山中 則夫君
小牧 利美君	宮田 強雄君
黒木 孝光君	的場 茂君
桑畑 浩三君	山領 征男君

○12月5日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月14日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成17年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成17年12月1日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成17年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 特別委員会の設置について
日程第4 議案第77号から議案第84号までの8議案一括議題
日程第5 決算審査報告
日程第6 議案第85号から議案第120号までの36議案一括議題
日程第7 議案第85号及び議案第86号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 特別委員会の設置について
日程第4 議案第77号から議案第84号までの8議案一括議題
日程第5 決算審査報告
日程第6 議案第85号から議案第120号までの36議案一括議題
日程第7 議案第85号及び議案第86号の質疑・討論・採決
-

出席議員(18名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 齊藤ちづ子君 | 2番 財部 一男君 |
| 3番 上西 祐子君 | 4番 福留 久光君 |
| 5番 大久保義直君 | 6番 重久 邦仁君 |
| 7番 東村 和往君 | 8番 池田 克子君 |
| 9番 別府 久光君 | 10番 原田 重治君 |
| 11番 中石 高男君 | 12番 山中 則夫君 |
| 13番 小牧 利美君 | 14番 宮田 強雄君 |
| 15番 黒木 孝光君 | 16番 的場 茂君 |

17番 桑畑 浩三君

18番 山領 征男君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君

書記 出水 健一君

書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君	代表監査委員	谷山 悦子君

午前10時00分開会

○議長 (原田 重治君) 平成17年第8回三股町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 (原田 重治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において4番、福留君、15番、黒木君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長 (原田 重治君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。

〔議会運営委員長 山中 則夫君 登壇〕

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

去る11月28日に委員会を開催し、本定例会にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、本定例会の会期は、本日から14日までの14日間とすることに決定しました。日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

次に、議案第85号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」及び第86号「財産の取得について」は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

また、都城市と北諸4町の合併やその他合併に関連して上程されます議案を審査するために、議長を除く全議員による特別委員会を設置することにいたしました。

なお、追加議案として、最終日に人事案件4件を予定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から14日までの14日間とすることにし、今回提案される議案のうち、議案第85号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第86号「財産の取得について」は、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から14日までの14日間とすることに決定しました。また、議案第85号及び86号については、委員会付託を省略し、本日全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 特別委員会の設置について

○議長（原田 重治君） 日程第3、特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会運営委員長の報告にもありましたが、都城市と北諸4町の合併やその他合併に関連して上程されます議案第87号から議案第111号までの25議案を審査するため、議長を除く全議員による一部事務組合解散に関する調査特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議長を除く全議員による一部事務組合解散に関する調査特別委員会を設置することに決しました。

次に、この特別委員会の委員長及び副委員長の選出についてであります。議長による指名推

薦としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員長及び副委員長の選出については議長による指名推薦とすることに決しました。

それでは、一部事務組合解散に関する調査特別委員会の委員長に、中石君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました中石君を一部事務組合解散に関する調査特別委員会の委員長とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、中石君を特別委員会の委員長とすることに決しました。

次に、一部事務組合解散に関する調査特別委員会の副委員長に、大久保君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました大久保君を一部事務組合解散に関する調査特別委員会の副委員長とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、大久保君を特別委員会の副委員長とすることに決しました。

次に、この特別委員会は、議長を除く全議員による構成であります。よって、議案審査に当たっての特別委員会の委員長報告については、省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員長報告は省略することに決しました。

次に、この特別委員会で審査しました議案の採決は最終日に行いますが、議長を除く、全議員で審査を行っておりますので、質疑、討論、採決の質疑は省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会で審査した議案の採決に当たっては、質疑を省略し、討論、採決のみを行うことに決しました。質疑漏れのないように特別委員会で十分な審査を行ってください。

日程第4．議案第77号から議案第84号までの8議案一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第4、議案第77号から議案第84号までの8議案を一括して議題

とします。

議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。平成17年第8回三股町議会定例会に上程いたしました平成16年度の各会計の決算認定にかかわる各議案についてその提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第77号「平成16年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第78号「平成16年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第79号「平成16年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第80号「平成16年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第81号「平成16年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第82号「平成16年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第83号「平成16年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第84号「平成16年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成16年度の各会計における決算認定にかかわる案件でございますので、一括御説明を申し上げます。

平成16年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において歳入決算額88億1,492万3,469円、歳出決算額85億8,781万7,481円、翌年度繰越額2億863万3,103円、国民健康保険特別会計において、歳入決算額25億7,763万4,651円、歳出決算額22億6,606万2,941円、翌年度繰越額3億1,157万1,710円、老人保健特別会計において、歳入決算額22億5,824万908円、歳出決算額21億7,071万5,391円、翌年度繰越額8,752万5,517円、介護保険特別会計において、歳入決算額15億222万6,849円、歳出決算額14億7,749万3,101円、翌年度繰越額2,473万3,748円、梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,471万6,894円、歳出決算額4,461万4,776円、翌年度繰越額10万2,118円、宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額5,638万3,663円、歳出決算額4,256万4,330円、翌年度繰越額1,381万9,333円、公共下水道事業特別会計において、歳入決算額6億7,266万7,429円、歳出決算額6億6,761万2,127円、翌年度繰越額505万5,302円、墓地公園事業特別会計において、歳入決算額3,052万9,422円、歳出決算額3,038万8,043円、翌年度繰越額14万1,379円となり、いずれの会計におきましても、剰余金をもって決算ができましたことは、

町議会議員の皆様を初め、町民各位の深い御理解と御協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

そこで、この8件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて、議会の認定を求めようとするものであります。

また、平成16年度三股町継続費精算報告書の報告及び別途報告として、物品調達基金ほか18の各種基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5. 決算審査報告

○議長（原田 重治君） 日程第5、決算審査の報告を求めます。

谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。平成16年度三股町一般会計と国民健康保険、老人保健、介護保険、梶山地区農業集落排水事業、宮村南部地区農業集落排水事業、公共下水道事業、墓地公園事業、以上7特別会計及び基金運用状況報告書について、8月1日に町長から決算書の審査依頼がありました。委員2名において証憑書類、諸帳簿、関係書類等について審査した結果、すべてにおいて正確に、適正に処理されていると認められましたので、ここに報告いたします。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書を御参照くださるようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

日程第6. 議案第85号から議案第120号までの36議案一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第6、議案第85号から議案第120号まで36議案を一括して議題とします。

議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、引き続きまして各議案の提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第85号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正する条例」について御説明を申し上げます。

御承知のとおり、人事院は去る8月15日、国会及び内閣に対し、今年度の人事院の給与勧告について、公務員と民間の給与比較において2年ぶりに公務員の月例給が民間を上回っていることは明らかになったとして、基本給をマイナス改定するとともに、配偶者にかかわる扶養手当の引き下げを行う勧告をいたしました。

一方、期末勤勉手当については、民間が公務員を上回っていたため、0.25月分引き上げる勧告をいたしました。政府はこれを受けて一般職の給与については、勧告どおり実施することを去る9月28日の閣議において決定し、10月28日に国会で国家公務員の給与法案が可決成立、11月7日に公布されたところであります。

そこで、本町におきましても、国、県及び他市町の状況等を勘案し、人事院勧告に準じて、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例ほか、関連の3条例の一部改正を一括条例として改正しようとするものであります。

次に、議案第86号「財産の取得について」御説明申し上げます。

本案はアスベスト対策により、給食センターの連続焼物機及び連続揚げ物機を購入しようとするものであります。指名競争入札契約により、有限会社宮崎中西サービスから1,071万円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号から議案第96号までは都城北諸県広域市町村圏事務組合等の一部事務組合の解散、都城・北諸県公平委員会等の機関の共同設置の廃止及び都城・北諸県視聴覚教育協議会等の廃止に関する議案であり、関連がありますので、一括してその提案理由の御説明を申し上げます。

都城北諸県広域市町村圏事務組合においては、県内の他の地域に先駆けて昭和45年12月に1市5町で組織して以来、35年が経過するところであり、この間、ふるさと市町村圏計画と拠点都市整備事業を初め、清掃工場に関するごみ処理、救急医療、常備消防、都北夜間救急診療、歯科休日急患診療、休日急患診療及びリサイクルプラザなど、多くの業務を広域行政により取り組み、効率的な運営を図りながら、地域住民のサービス向上に努めてきたところであります。が、この業務を1市4町の法定協議会において、一部事務組合及び機関の共同設置等については、事務の重複を避け、行財政のより一層の効率化を図るため、解散及び廃止することで協議されたところであり、したがって、これまでの業務については、平成18年以降、1市1町間で事務の委託及び受託として取り扱うことから、これまで委託料等について協議を重ねてきた結果、すべての業務において合意に達したので、一部事務組合の解散及び機関の共同設置並びに協議会等を廃止するものであります。

まず、議案第87号「都城北諸県広域市町村圏事務組合の解散に関する協議について」は、一

部事務組合の解散に関する協議であり、解散の理由は1市4町の合併により、また解散の日を平成17年12月31日とし、職員は新都市に引き継ぐものであります。

次に、議案第88号「都城北諸県広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」は、一部事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議であり、都城・北諸県ふるさと市町村圏基金を除き、すべての財産を新都市に帰属させるものであります。

次に、議案第89号「都城北諸県広域市町村圏事務組合の解散に伴う事務の承継及び決算の審査及び認定に関する規約について」は、一部事務組合の解散に伴う事務の承継及び決算の審査及び認定に関する規約であり、従来の業務をそれぞれ地域が区分して承継し、決算によって生ずる剰余金が新都市と三股町が協議して定めるものであります。

次に、議案第90号「公共下水道事業の事務の委託の廃止に関する協議について」は、現在北諸県5町で取り組んでいる都城地方拠点都市地域下水道船団方式事業の事務の委託を廃止するものであります。

次に、議案第91号「都城・北諸県公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について」は、これまで1市5町で共同設置している公平委員会の設置を解散するものであります。

次に、議案第92号「都城北諸県地域介護認定審査会の共同設置の廃止に関する協議について」は、これまで1市5町で共同設置している地域介護認定審査会の共同設置を廃止するものであります。

次に、議案第93号「都城・北諸県地域視聴覚教育協議会の廃止に関する協議について」は、これまで1市5町で審査していた視聴覚教育協議会を廃止し、協議会の物品を新都市に帰属させるものであります。

次に、議案第94号「都北衛生センター管理組合の解散に関する協議について」は、一部事務組合の解散に関する協議であり、解散の理由は1市4町の合併により、また解散の日を平成17年12月31日とし、職員は三股町に引き継ぐものであります。

次に、議案第95号「都北衛生センター管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」は、一部事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議であり、すべての財産を三股町に帰属させるものであります。

次に、議案第96号「都北衛生センター管理組合の解散に伴う事務の承継及び決算の審査及び認定に関する規約について」は、一部事務組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関する規約であり、従来の業務をそれぞれの地域が承継し、決算によって生じる剰余金は、新都市と三股町が協議して定めるものであります。

次に、議案第97号から議案第100号までは都北衛生センター管理組合の解散に伴い、関係条例の整備を行おうとするものであり、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げ

げます。

まず、議案第97号「三股町し尿処理施設設置条例」は、新たに三股町衛生センターを設置しようとするものであります。

次に、議案第98号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」は、環境水道課の分掌事務に衛生センターに関することを加えようとするものであります。

次に、議案第99号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の特殊勤務手当にし尿処理手当を加えようとするものであります。

次に、議案第100号「三股町衛生センター施設整備基金条例」は、これまでの都北衛生センター管理組合し尿処理施設整備事業費積立金を三股町が引き継ぎ、新たに三股町衛生センター施設整備基金として所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第101号「三股町ふるさと振興基金条例」について御説明申し上げます。

本案は一部事務組合の解散に伴い、これまでの都城・北諸県ふるさと市町村圏基金から三股町が引き継いだ分を新たに三股町ふるさと振興基金として所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第102号から議案第107号までは、都城・北諸県公平委員会の共同設置の廃止に伴い、関係条例の整備を行おうとするものであり、関連がありますので、一括してその提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第102号「三股町公平委員会設置条例」は、新たに三股町公平委員会を設置しようとするものであります。

次に、議案第103号「三股町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例」は、三股町公平委員会の委員の服務の宣誓について、所要の事項を定めようとするものであります。

次に、議案第104号「三股町職員定数条例の一部を改正する条例」は、職員の定数に公平委員会の職員1人を加えようとするものであります。

次に、議案第105号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」は、総務文教常任委員会の所管に公平委員会を加えようとするものであります。

次に、議案第106号「三股町情報公開条例の一部を改正する条例」は、実施機関の定義に公平委員会を加えようとするものであります。

次に、議案第107号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、今回の公平委員会の設置に伴い、同委員の報酬及び費用弁償を加えようとするものであります。

次に、議案第108号から議案第111号までは、県内の市町村の合併に伴い、宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の一部を改正しようとするものであり、

関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

まず、第108号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減について」は、市町村の廃置分合により、平成17年12月31日をもって、田野町、佐土原町、山之口町、高城町、山田町、高崎町、高岡町、南郷村、西郷村、北郷村の10町村が当該組合を脱退いたしますので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、南郷村、西郷村、北郷村においては、平成18年1月1日をもって、美郷町として引き継ぎ、当該組合に加入いたしますので、同じく、地方自治法第290条の規定により、あわせて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」は、市町村の廃置分合により、平成18年2月19日をもって、北方町及び北浦町の2町が宮崎県町村総合事務組合を脱退いたしますので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第110号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」は、市町村の廃置分合により、平成18年2月24日をもって、東郷町が宮崎県町村総合事務組合を脱退いたしますので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第111号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部改正について」は、市町村の廃置分合により、平成18年3月19日をもって、須木村が宮崎県町村総合事務組合を脱退いたしますので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。また、規約の改正は、宮崎県町村総合事務組合を組織する団体については、町村のみを加入対象としていましたが、今後は市も加入できる組織に改めようとするものであります。

次に、議案第112号「三股町災害対策本部条例の一部を改正する条例」について御説明を申し上げます。

本案は、災害対策基本法の改正に伴い、本条例との間に食い違いが生じたため、適正化を図ろうとするものであります。

次に、議案第113号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、乳幼児の医療費の一部を助成することにより、幼児を持つ保護者の経済的負担を軽減することを目的に、このたびの県の事業の見直しに伴い、条例の全部を改正しようとするものであります。すなわち自己負担につきましては、「300円」を「350円」とし、助成年齢については、外来の場合、「3歳児まで」を「6歳児の就学前まで」引き上げ、幼児の福祉の向上を図るものであります。

次に、議案第114号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、上米公園内のパークゴルフ場の使用料を定めるとともに、公園の施設管理について、指定管理者制度を用いることができるよう条例の一部を改正し、多様化する住民ニーズに対応するため、効果的、効率的に公の施設の管理を行い、住民サービスの向上と経費の削減を図るものであります。

次に、議案第115号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本町のこれらの施設は、現在2カ所の地区で供用しているところであり、地域の生活環境の改善や河川等の水質浄化に貢献しているところでもあります。さらなる排水施設の設置の推進に向けて、下水道法を基本とした三股町公共下水道条例を準用した内容に変更し、事務の効率化による経費削減や接続率向上を目指し、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第116号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について御説明申し上げます。

本案は、今後の追加需要額を見込むとともに、各種事務事業の補助内示、変更、決定、実績見込み、また台風災害等に伴う所要額及び一部事務組合の解散に伴う所要の補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額83億396万8,000円に歳入歳出それぞれ4億6,875万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億7,271万9,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

国庫支出金は、災害復旧費負担金のほか、補助事業の決定変更等により増額補正するものであります。

繰越金は、平成16年度決算における実質収支額の未計上分を増額、諸収入は、一部事務組合の解散に伴い、都城・北諸県広域町村圏事務組合からのふるさと振興基金返還金及び都北衛生センターの清算剰余金を増額補正するものであります。

その他、各費目において、補助内示、決定に伴う関連、各事業費等を増減補正するものであります。

次に、歳出について主なものを御説明申し上げます。

衛生費は、一部事務組合解散後の都北衛生センターにかかわる人件費、運営経費を増額補正するものであります。また、実績見込みによりリサイクルプラザから排出される可燃残渣処理経費を増額補正するものであります。

農林水産業費は、町単農道整備事業の測量及び設計にかかわる経費の増額補正及び林業費にお

いては、林地崩壊防止事業の採択による所要の経費の増額補正をするものであります。

教育費は、小・中学校費及び中学校費において、教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書の追加購入費等を増額補正するものであります。

災害復旧費は、台風災害による上米公園災害復旧の経費を増額補正し、公債費は都北衛生センター一分の公債費を追加し、諸支出金は、繰越金の2分の1を財政調整基金に、一部事務組合の解散に伴い、返還されるふるさと振興基金をそれぞれ積み立てるものであります。

次に、第2表地方債の補正であります。義務教育施設整備事業債及び地域再生事業債を追加し、一般公共事業債ほかを見込みによりそれぞれ変更するものであります。

次に、議案第117号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額25億4,027万6,000円に歳入歳出それぞれ1,451万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,479万5,000円とするものであります。

まず歳入につきましては、健康管理事業実績見込みによる国庫支出金の増額、繰入金の基金繰入金が平成16年度決算繰越金計上に伴う減額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、確定により老人保健拠出金を減額、諸支出金が平成16年度国庫負担金返還金と一般会計清算金をそれぞれ増額補正するものであります。

また、予備費は、収支の調整措置をしその残額を補正するものであります。

次に、議案第118号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

本案は、補助事業の決定に基づき、所要の補正を行おうとするものであります。すなわち歳入歳出予算の総額4億5,932万5,000円から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,332万5,000円とするものであります。

まず歳入については、事業量の減により国庫支出金、一般会計繰入金等を減額するものであります。

次に、歳出につきましては、処理場建設の委託料を減額するものであります。

次に、議案第119号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、当初見込みました5区画の墓地使用料に対しまして7区画分に伴う所要の補正を行おうとするものであります。すなわち歳入歳出予算の総額3,056万6,000円に、歳入歳出それぞれ94万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,150万7,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、墓地使用料を増額、歳出については、墓地公園管理費等を増額補正するものであります。

次に、議案第120号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

本案は、一時借入金の限度額の補正であります。当初予算で定めました一時借入金の借り入れ限度額1億円にさらに1億円を追加し、一時借入金の限度額を2億円にするものであります。

病院経営につきましては、これまでその経緯や内容につきまして、説明を行ってまいりましたが、本年度決算につきましては、約1億5,000万円の赤字決算が見込まれることから、今回一時借入金の限度額の補正をお願いするものであります。

以上、36議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、私の方から議案の第85号人事院勧告によるものでございますけれども、この先議をしていただく関係で補足説明をいたしたいと思っております。

まず、1ページ目をあけていただきますと、今回の議会議員の報酬で費用弁償等に関する条例等の一部改正の中には、町条例の4つの条例が入っているところでございます。その第1条にありますものが、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例でございます。

この第1条の中の第6条第2項ただし書き中とありますが、これは期末手当のことでございます。ただし書き中、「170」を「175」に改めるということでございますが、これは今現在の条例の中では100分の170となっておりまして、この170のところを175、したがって100分の5ふえると、引き上げるということになります。

それから、第2条でございますけれども、町長等の給与に関する条例でございます。これにつきましても、第4条第1項ただし書き中とありますが、これも同じく期末手当でありまして、「100分の5」引き上げるものでございます。

それから、第3条でございますけれども、教育長の給与及び旅費等に関する条例でございます。第4条第1項ただし書き中、これも同じく期末手当の引き上げでございまして、「100分の5」引き上げるものでございます。

それから、第4条でございますが、これは一般職の職員の給与に関する条例でございます。一般職につきましては、第8条の第3項中、「1万3,500円」を「1万3,000円」に改めるということでございますが、これは職員の扶養手当の関係でございます。扶養手当の中の配偶者手当でございます。これが500円下がるということになります。マイナスとなることでござい

ます。

それから、その下の第18条の4第2項第1号中とありますが、「100分の70」を「100分の75」に改めるというものにつきましては、期末勤勉手当につきましては、同じく、——これは、失礼しました。勤勉手当でございます。勤勉手当が「100分の5」引き上げるということでございます。

その以下、第2号中云々がありますが、これは今現在の中では、6月に幾ら支給する。12月に幾ら支給するというものになってないところでございますけれども、これを明確に、6月に「100分の35」を、それから、12月に「100分の40」ということで加えるものでございます。

それから、その下の方に別表第1から別表第3までを次のように改めるということでございます。あけていただきまして、3ページなると思いますが、別表第1がついているかと思えます。これは行政職給料表でございまして、これは一般職の職員と町立病院の看護師が適用されているところでございますが、ここにつきましては、各級、号におきまして、0.3%すべてマイナスということでございます。

それから、その次のページに別表第2がございまして、医療職給料表でございまして、これは医師に適用しているものでございまして、これについてもすべて0.3%マイナスということでございます。

それから、その次のあけていただきまして、別表第3でございまして、医療職給料表の2となっておりますが、これは町立病院の検査技師等に適用されているものでございます。これにつきましても、同じく0.3%すべての個所についてマイナスになるということでございます。

そのほか、戻っていただきまして、1ページから2ページに附則の段階であります。これにつきましては、中身としましては、12月の期末手当の職員の期末手当の中で、調整額をいたしますよということでございます。調整額の中身につきましては、4月から給与を0.36ですか、引き下げた形での調整額を行いますよと、それから、6月に支給されている期末勤勉手当の額についても給与を0.36下げた形で、もう既に支払っておりますので、その分は12月で調整しますよと、いわゆる減額しますよという意味でございます。これがこの附則の部分のところの内容でございます。

以上、議案第85号の御説明を申し上げます。

それから、議案の86号のこれも先議をしていただきますが、これにつきましては、給食センターの連続焼物機及び連続揚げ物機でございまして、11月22日に入札を行ったところでございます。入札の業者としましては5社でございまして、宮崎の業者でございます。本社は、東京、大阪になっておりますが、その代理店として、宮崎、あるいは営業所があるところでございまして

て、5社で入札しました結果、ここにありましており1,071万円で宮崎中西サービスが落札したところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時53分休憩

午前11時07分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第7. 議案第85号及び議案第86号の質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第7、議案第85号及び86号の質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第85号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。お尋ねいたしますが、0.3%の引き上げというふうなことですが、引き下げでしょ。引き下げですよ。これは役場のこの本町の職員で大体どれぐらいの引き下げになるのか。全体でですね。

それとその期末手当が少し上がるというふうなことなんですが、このことによってどれぐらい不利益をこうむるのか。そのあたりを教えてください。質問いたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） それでは、今回の人事院勧告による影響額と申しますか、でございますが、一般会計職員ので一応出してみますけども、一般会計職員につきましては、勤勉手当が上がった分と、それから給与が下がる分、これの差し引きしての影響額ということになります。全体で35万4,317円の減額でございます。（発言する者あり）いえいえ、全体でございます。給与は若干下がりましたが、勤勉手当は上がりましたんで、差し引きするとかわらないと、ほとんど変わらないと、ただ試算では35万4,317円下がったということでございます。これ一般会計でございますから、176ですかね。この人数分でございますけど、それより若干特別会計がございますので、もうちょっと大きくなるうとは思いますが、一般会計職員では、35万4,317円の減額と、マイナスということでございます。

それから、議員の方、あるいは町長、教育長につきましては、100分の0.05でございますので、例えば、20万円の給与の方は1万円ということでございますね。上がるということでございます。大体でございますけど、10万円で5,000円ですかね。ですから20万円の人で1万円上がるという形でございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑がないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 私はこの85号について反対の立場で御意見を申し上げたいと思いますが、私は人事院勧告について私は反対していることではなく、不満はあるわけですが、と申しますのは、国家公務員なり、地方公務員というのは、スト権を認めてないわけです。これは身分を保障する、そして生活を守ってくれるという位置づけからなってると思うわけです。

それを民間との格差と申し上げますけれども、これは中央で論議する問題であるかもしれませんが、これは景気の問題にもつながって、特に公務員を下げることによって、民間企業の賃金上がるかというたら、そういう状況にはならないと思います。上を抑えれば下も抑えていく傾向があるわけですから、そのことに対して個人的には不満がありますが、人事院勧告ですから、やむなく認めるとしても、次に附則の問題で、5番目の期末手当に関する特例措置のことですが、確かに、4年前ですかね。県内の市町村で半分ぐらいはさかのぼって減額はしなかったという例もあります。そのときは三股の職員につきましては、収入をそれだけあったとしても町に対して景気が下がるといけないということで、商工会の商品券を買いながら三股町に金を落とそうという運動までされて、そういう意味からも、給与所得者というのは、1年間を計画して、この期末手当によって住宅のローンとか、いろいろな子供の学費とか、そういうことをまとめて払うのが期末手当だと思うんですよ。それを4月にさかのぼってまとめて引く、今話がありますように、期末手当を上げたんだから給与が下がってもそこは影響がないよといいますけど、もとをかえせば年金、退職金につながる部分を下げて、そして一部だけ上げてやってるといふのと同じなんですよ。そういう意味から私は反対いたします。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） ほかに討論ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 私も85号は反対の立場で討論いたします。

人事院勧告といいますか、このマイナスの人事院勧告ということに関して私はやっぱり労働者を守る組合、そういうストライキ権というふうなものも剥奪されているわけですから、そういう意味で人事院勧告はマイナスのときは、私は認めることはできないと思います。

それと、4月にさかのぼって引き下げるといふようなことは不利益、不遡及の原則からさかの

ぼって引き下げはできないはずだと思います。それと公務員の賃金というのは、民間労働者にも影響を与えることになり、地域経済に与える影響も大きいと思います。そういう点で私はこの案件には反対いたします。

以上、終わります。

○議長（原田 重治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。御異議があるようですから起立により採決します。議案第85号は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「財産の取得について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第86号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時17分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここでお願いいたします。明日は休会となりますが、総括質疑で質問をされる方は、事務局に

質問の通告用紙を備えてありますので、明日の正午までに通告くださるようお願いいたします。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時30分散会

議事日程(第2号)

平成17年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 議案第91号及び議案第102号の取扱いについて

追加日程第1 議案第91号及び議案第102号の質疑・討論・採決

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会及び特別委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第91号及び議案第102号の取扱いについて

追加日程第1 議案第91号及び議案第102号の質疑・討論・採決

日程第2 総括質疑

日程第3 常任委員会及び特別委員会付託

出席議員(18名)

1番 齊藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号及び議案第102号については、本日の総括質疑の前に議題とし、委員会付託を省略し、全体審議とすることに決しました。

それでは、お手元に配付してあります議事日程表の日程第1の次に追加日程第1議案第91号及び議案第102号の質疑、討論、採決と御記入願います。

追加日程第1. 議案第91号及び議案第102号の質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） これより追加日程第1、議案第91号及び議案第102号の質疑、討論、採決に入りますが、その前に執行部から両議案に対する補足説明の願いがありますので、ここで許可します。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） おはようございます。今議運長からありましたように、議案第91号と102号につきましては、本日先議をしていただくということになりましたので、補足説明をいたしたいと思えます。

お手元に公平委員会の設置についてという2枚つづりでございますけれども、見ていただきたいと思えます。公平委員会につきましては、公平委員会委員を選任することとなりますが、これは追加議案でお願いしたいというふうに考えております。

来週の月曜日、12日でございますけれども、この追加議案に関する議運をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。しかしながら最終日の14日に、もしこの設置の方が可決するということになりますと、設置が可決してない段階で人事案件を上げるということにはちょっとおかしいのではないかということから、今回先議をお願いするものでございます。

まず、公平委員会の設置についてでございますけれども、簡単に説明しますと、公平委員会は、地方公務員法第7条2項によりまして義務が設置づけられているものでございます。地方公務員法の第7条の2項に人口15万以上のもの及び特別区は条例で人事委員会、または公平委員会を置くとするということでございますが、これは人口15万以上のものでございますが、3項のその下の方におきまして、3項では人口15万未満の市、町、村におきましては、条例で公平委員会を置くものとするということでございます。したがって、本町については公平委員会を置くものでございます。

これにつきましては、ちょっと順番が逆になりますけれども、今まで1市5町で公平委員会を設置していたものでございます。しかしながら、今回解散をすることとなりましたので、新しく本町は独自に公平委員会を設置するものでございます。

第4項でございますけれども、公平委員会を置く、地方公共団体は議会の議決を定める規約によ

り公平委員会を置く、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、または他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定して公平委員会の事務を処理させることができるということでございまして、共同してもできますよと、あるいは委託する方向もできますよということでございます。

これに基づきまして1市5町では廃止ということで1市4町の方で決めてまいりましたので、本町としては何らかの形でできないかということで模索しましたが、解散ということでございます。したがって、それでは県の人事委員会にお願いできないかということで、県の方とも協議を進めましたけれども、県としては宮崎県は三股町だけであるということで、現段階では委託方式は難しいということでございました。

そのことから本町は18年1月1日から三股町は公平委員会を独自で設置するというところまでございます。公平委員会の委員は、3名の委員をもって組織すると、任期は4年となっているところでございます。

以上から、本町は公平委員会を設置するところでございますが、その次のページは、これはまず1年間分の試算をした場合に、おおよそこのぐらいかなというふうなことであります。まだ正式には予算査定なりしておりませんので、はっきりとわかりませんが、大まかにすると。公平委員会は他市町村を見ますと、年に1回、あるいは2回開催されておるという状況でございます。委員としましては、別の議案で出てまいりますが、特別職ということでございまして、委員長の4,800円、委員の4,700円を適用するものでございます。

それから、県内の、これは例を見ますと、宮崎県の公平委員会の研修が行われているようでございまして、県北で行われた場合、県南の方で行われた場合は宿泊にならないかもしれませんが、1万7,000円の4名、担当を1名含んでおるところでございますが、こういった経費が要るのかなあと、そのほかに書籍代等が若干2万程度いるのかなあ、合わせますと11万9,400円程度が要るのではないかなというふうに目論んでおるところでございます。

今まで一部事務組合、都城1市5町でつくってございました公平委員会負担金は16年度決算額でございますけれども、174万7,479円ということでございましたので、独自にやった場合は相当安く上がるというふうにはらんでいるところでございます。しかしながら、案件は出てきた場合には、若干これよりふえると、しかし2倍程度かなというふうには思っておりますけれども、そういったことでございます。

それから、人事委員会はこういった仕事をするのかということでございますけれども、法律論です。写しをそこにちょっとつけて、下の方にはありますが、第8条でございまして、人事委員会または公平委員会の権限と、ここに抜粋してありますのは公平委員会だけの権限でございますけれども、公平委員会は次に抱える事務を処理するというところでございまして、職員の給与、勤務

時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定をするということでございます。

それから、2号では、職員の対する不利益な処分についての不服申立に対する採決、または決定をすることということでございます。

3号で、第2号に掲げるものを除くほか職員の苦情を処理すること。

第4号で第3号に掲げるものを除くほか法律に基づきその権限に属しめられた事務ということでございますが、この中で最も重要な仕事としましては、職員の不服申立、第2号でございますけれども、これの仕事が主な仕事となっているところでございます。

以上が公平委員会の概略でございますが、1市5町は公平委員会を共同で設置してまいりましたが、県内のほとんどの町村は独自で公平委員会を持っているところでございます。ちなみに、清武町、田野町、佐土原町、あるいは南那珂におかれましては北郷町、南郷町、西諸におきましても、高原町、野尻町、須木村、東諸で高岡、国富、綾、それから、児湯で高鍋、新富、木城、川南のそのほか、ほとんどのところが独自で公平委員会を設置し、運営しているという状況でございます。

以上が公平委員会の説明といたします。

以上です。

○議長（原田 重治君） それでは、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第91号「都城・北諸県公平委員会の共同設置の廃止に関する協議について」を議題とし質疑を行います。質疑ありませんか。的場さん。

○議員（16番 的場 茂君） 1点だけお聞きしておきたいと思います。

御承知のとおり、今の社会の中でいろんな公平に行われるために、チェック機関とかいろんなものもあるわけですが、特に、ビルの問題なんかについても、偏った監査のやり方とか、審査のやり方をやってこのような問題が起きて、国民に迷惑をかけているわけですがけれども、いろんな公平にする場合に、例えて言えば、この4番ですけれども、公平委員会の事務処理というのはどこがやるのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 公平委員会の事務処理でございますが、これは結論から申しますと、内部でいろいろ協議しましたけれども、議会事務局が兼務をしていただくということで考えております。議会事務局。これにつきましては、県内をいろいろ見てみますと、すべてではありませんが、議会事務局が持っている案件が一つには多いということでございます。それはなぜ議会事務局が持ってるかということで、調べてみますと、処分を下すのは総務企画課人事係でございます。ところが職員が不服を申し立てるときに、処分をしたところに申し立てるということはすべて却下という線が考えられまして、真の公平委員会が保たれないのではないかとということ

でございます。したがって、総務課に置くことは好ましくないというのが他市町村の理由のようでございます。それで内部でいろいろ協議しました結果、議会事務局が兼務していただくということでお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 今言われたとおりなんです、職員との当局との関係を含めて、中立の立場だったら下した者に対してつながりがある事務局でやったら大変なことになりますから、それが議会事務局ということでございますから、了解いたしたいと思います。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 質疑じゃないけど、質疑には入らんけども、その公平委員会のメンバーは、メンバーの選出、どこも公務員が多いんですね。役場あがりとか、県庁あがりとか、監査委員もしかしりですが、広く民間から求めていただきたいと、人選を、と思います。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第91号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号「三股町公平委員会設置条例」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第102号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 総括質疑

○議長（原田 重治君） 日程第2、総括質疑を行います。

総括質疑は、先議で措置した4件を除く、今会期の初日に提案されたすべての案件に対する質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。また質疑は会議規則により1議題につき1人3回以内となっております。御協力方、よろしくをお願いします。

質疑はありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 議案第77号の一般会計歳入決算書なんですが、町税のところでは不能欠損額が3,402万3,931円となっております。これは昨年度に比べて2,283万9,000円プラスとなっております。この不能欠損額が余りにもたくさんになってるというふうなことに対する説明、特別な事情があったのか、何件ぐらいなのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

もう一つ、77号で、地方税の増加が3,600万ほどあります。これは住民税均等割が昨年から2,000円から3,000円に上がったことへの影響だと思われませんが、そのあたりの影響額、それとまたほかに何かあるのか、そのあたりのことをお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 税務財政課長。

○税務財政課長（渡邊 知昌君） 決算において不能欠損額が3,400万ほどになっておりまして、昨年からすると大きな金額になっているということでございますが、その説明をしたいと思っております。

不能欠損の要件としては、地方税法の18条、5年間経過することによる時効消滅というのが一つ、それから、地方税法第15条の7滞納処分の執行停止、これの同4項においては、そういった執行停止におければ3年継続した場合に消滅する。

それから、第5項では、徴収金額を徴収することが明らかに無理だというときには、即時に消滅させるといったような要件がございます。そういった要件をもとにして、今回の不能欠損を実施したもんでございますが、不能欠損につきましては、決算審査意見書の22ページ、23ページに内訳が記載されております。その中に決算意見書では、税目ごとの述べ件数が記載してござ

います。

滞納者については、滞納者ごとの実件数については152件となっております、3,400万ほどということになっておりますが、前年度の比較で大体2,284万円の増額という形になっております。これは決算意見書の23ページに滞納状況の第36表というふうにあります、その中で個人町民税が突出して不能欠損額が2,493万4,000円と大きな金額になっておりまして、これについて大きな要因があるということでございます。

この大きな要因としては、1件の多額の案件があったということでございます。これは平成7年度に国税局の調査によりまして、修正申告に課税されました平成5年分の所得ということで、これは何かと申しますと、大豆やゴム取引などにかかる先物取引によって得た利益に対して、国税局が1億1,412万7,000円を課税した。それに伴いまして、町では3,482万3,000円を課税したものであります。

平成5年については利益を上げておりましたが、平成6年、平成7年ともに大きく損失ということで、課税当初からその資産の資力、あるいは財産、そういったものが非常に困難というふうに見込まれておった案件でございます。

国税局は不動産を差し押さえて、大体1,500万ほど徴収したんですが、町は給与差し押さえによって260万を今までに徴収してきております。

そして平成13年に国税にあわせて執行停止処分として平成16年度には不能欠損となったと、この大きな1件が要因となっております、住民税で、この1件で3,223万円の不能欠損と、そのうちの町税については2,235万6,000円の不能欠損額ということになっておりまして、後は前年より低くなっているというような状況でございます。

それから、もう一件ですが、平成16年度の決算で町税が15年度、前年度に対して3,600万ほどふえてる理由ということでございますが、先ほど個人町民税の均等割の税法改正によるものがあるんじゃないかということでありましたが、この数字には影響しておりません。

主な要因としては、固定資産税で決算額が前年度滞納繰越分合わせて7億8,713万8,000円、これは決算書の9ページのほうに書いてあります。7億8,713万8,000円となっており、この数字が前年度に比べまして、3,975万9,000円の増額となっております。

この主な原因というのが、新增築家屋が241軒、調査しておりまして、そして全戸調査を1,983軒家屋調査をいたしまして、その家屋に対する課税の増ということで、現年度分の調定額が2,556万円ほど増額になっております。また、現年度分滞納繰越分とも収納率が上がったことによる原因ということになっております。

そのほかで、法人町民税が368万円、軽自動車税が208万3,000円ほど前年度に比べ

て増額となっております、一方、町たばこ税は消費の低迷から826万8,000円ほど減額、先ほど言われました個人町民税は税法改正によって16年度より均等課税が増加したにもかかわらず、個人の所得が低迷してきておりまして、前年度と比較して167万4,000円の減額というふうになっております。

収納率は全体で89.4%で、前年度に比べて0.58ポイント増となっております。このようにことから前年度に比べまして町税の決算額が伸びたこととなっております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 次ですね。84号、公園墓地の件なんですが、墓地使用料が予算が600万円になって、実績が208万円、予算よりも392万円低くなっております。これは墓地が売れなかったことによるのではないかなと思うんですが、今現在その墓地の大体平均1年に何基売れているのか、それから、あと何基ぐらい残っているのか、そして聞くところによりますと、三股町民でないと売れないとかいうふうなことなんですが、早水あたりの人たちもほしいというふうな希望者もたくさんいるけど、なかなかそれが条例なりによってできないというふうなことらしいんですが、そこら辺、もっと条例改正とかして柔軟にそのできないものかどうか、お伺いいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 決算時で214基売れて、使用料があるんですけども、ことしは補正を上げておりますけども、2基ほど。7区画追加して221区画現在は使用されておる状況でございます。いろいろ私なんかも手を尽くして販売の方には力を入れているんですけども、言われるようなこともございますけども、今までそういうふうに町内の方を優先、町外の方もそういうふうに家をつくる目的がはっきりわかっているとかがいうふうなことであれば、買えるようになっているんですけども、このあたりは今まで四、五年の間でそういう人がおっても断っていた状況もあると思うんで、簡単にそういうふうに都城が近いから近い人はいいんじゃないかというふうなことを、じゃなくてももう少しほかの方法も考えていきたいと思っております。

○議員（3番 上西 祐子君） 大体どれぐらいの期間で完売する予定でその計画をされておられたんでしょうか。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） そうですね。早いにこしたことはないと思うんですけども、まだ全体の予定地はかなり広い土地があるんで、当時のことちょっとわからないんですけども、当時借り入れをしておりますので、1年でも早くというなのも考えておったと思うんですけども、

資料をちょっとこっちに持って来てないんですけども、その借入れの試算が何年でというふうなことが、ひょっとしたらつくってあったんじゃないかなと思うんですけども、ちょっと資料がございませんので、ちょっと答えられません。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） やはり、この早く売る、完売するような計画を立てていかないと、経費的にもいろいろ赤字が出ていくんじゃないかなと思いますので、そのあたりをもっと真剣に町外に何とか売れるようなPRなりをしたりして、そのあたりをもっと真剣に考えてほしいなというふうなことを思います。お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 環境水道課長。

○環境水道課長（福重 守君） 最初言いましたように、今までのちょっと不公平が出ないような範囲でちょっと検討を、いろんな方の意見を聞いたりしながら、状況をみながら、当時ともかわっておると思うんですよね。その建設を当時の売れる状況と、現在の状況は違いますので、そのあたりまた話も聞きながら、検討しながら、先ほど言われますように、借入れを起こしておりますので、早く返すというのも当然義務だと思いますので検討していきたいと思います。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑はありませんか。桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） 議案の114号ですね。「三股町立公園条例の一部を改正する条例」、これはパークゴルフ場につきましては、私前委員会に所属してたときに、これ問題になりまして、その2コースではいっきあんどすっと、だからつくらんほうがいいというような意見が強かったんですが、今現在聞くと、案の定何でつくったかという意見を私何人からも聞きます。そしてそのときの委員会でも、当時溝口課長でしたが、人は置かないと、管理者は。人件費の要る、赤字の要因になるようなことはしないということを条件として多数決では認めたという経過があります。

これ指定管理者というのは、結局はあそこに管理人を置いてやるちゅうことだろうと思うんですがね。そういう委員会でのはっきりした約束を、過ぎてしまえばすぐこういうふうになし崩しになると、これは非常によくはないことだと思います。向こうを使用する人達は役場にきて申し込んで、そして鍵を借りて道具を取ってやればよいというようなことで委員会はそうだったと思います。

これ管理者制度ですが、人件費幾らぐらい見込んでるんですか。管理者を置くんでしょ。これ。2コースのところ。その点を質問します。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） パークゴルフ場の部分だけを指定管理者という形で、いろいろ町立病院が指定管理者制度を移行するわけですけども、その分を移行して指定管理者を設置し

てという形になろうかと思えます。

経営的には、この指定管理者がどういう段階があるのかというのはこれからやっていかなければいけないでしょうけども、9月の中で条例においていえる三股町公の施設にかかる指定管理者の指定の手続きに関する条例、これを可決していただきましたので、これに沿った形で、指定管理者を公募するという形になろうかと思えます。

その中で、使用料等をこの辺が指定管理者を設置した場合、あくまでもその採算性、これが大きく影響する部分であろうかと思えますけれども、あくまでも試算なんですけれども、使用料等について使用料と支出の分、これを試算したんですけれども、現在、収入においてはパークゴルフ場のゴルフの協会員、これが230名おります。そしてグラウンドゴルフの会員の皆さんが700名という形になってるんですけれども、これが100%という形にはならないでしょうから、1日にそれぞれに43名、パークゴルフの会員は週に33名という形で出しております。そしてグラウンドゴルフの協会員、これを10名という形で試算しているんですけれども、これによって、使用料が、年477万6,000円、そして支出の方が、いわゆる賃金の方になるんですけれども、事務員はどうしても一人置かなければいけないという形になろうかと思えます。そして芝を刈る人ですね。パークゴルフの場合はしょっちゅう刈らなければいけないというこの辺があるみたいで、月に20日、1人という形を一応仮定しております。そして草取り等、これをシーズン中に部分的に週平均2日という形で考えております。

そして管理費なんですけれども、これがそれぞれにあります。浄化槽なり、光熱水費、肥料、消毒、この辺を試算したとき472万2,000円という形で支出が出ております。そして収入が477万6,000円、支出が472万2,000円という形で、あくまでも試算なんですけれども、10万程度の黒にはなるんですけれども、これは経営のどういう経営をやっていくかという形で職員の配置、管理者が、管理者がどういう形でその配置をするかというこれによっても違ってくるのかなあというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 桑畑君。

○議員（17番 桑畑 浩三君） あそこの管理は担当課で十分できることなんですね。条例上はそういうことができるようになってても、必ず置かなくちゃいかんということはないわけですね。だから現状のパークゴルフ場の評判の悪さからみても、私は必ずこれは山田町の方に行っちゃうとみんな。山田町と勝負にならんと、だからこれが赤字要因、今この今自立でいこうというときに、委員会でもそれを検討したわけだけど、その溝口課長はもう管理者を置きませんということで話がついたわけですね。したがって、今後どういうふうによくなるか、洞察力を持って、ひとつ付託される委員会では十分この点は検討していただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 先ほど申しましたように、公の施設にかかる指定管理者の手続き等、この辺を踏まえて、いわゆるどういう形で指定管理者を、この辺を設定するのか、この辺を十分含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 116号の本年度補正予算についてなんですが、29ページに災害復旧費いろいろ今度の災害復旧費がずっと出ておりますが、14号台風被害で、私ちょっとこの補正予算見て、上米公園災害復旧工事費というのが出てるものですから、上米公園も台風の被害、どういう被害だったんだろうなあというふうなことを思ったわけで、知らなかったものから、そのあたり、14号台風で大きな被害が出たところ、それとまた県の査定が通ったところ、いろいろ補正見てわかるんですが、そのあたり、14号台風のことにしてお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 都市整備課長。

○都市整備課長（瀬尾 春己君） 上米公園ですね。上米公園の災害の部分について御説明申し上げます。

これにつきましては、御存知のとおり、台風14号という形になるんですけれども、結論から申し上げますと、これはまだ国ですけれども、国土交通省、財務省、これの査定を受けておりません。これが12月の12日ですから、来週ですかね。来週に現地に入ります。

ただ、言われるように工事請負費が5,200万計上してあるんですけれども、これを補正を要求する段階においては、工法等、どういう復旧するかという話なんですけれども、上米公園の南側の沿道、これが15メートルくらい下に崩壊しております。これをどういう形で復旧するかということで、役場の中において検討しております。

その検討が、検討の結果が、大悟病院に行く橋がありますね。あれの取り付けのところにテールアルミというやつがあるんですけれども、この工法で5メートルぐらい直に上げて、それから、のりを切ってという形で計画しておりました。これが5,200万という形になっております。

ただその後、県との協議を行っております。これによって、この工事請負費の5,200万ですか、これについては金額が変わってきております。そしてさらに来週の12日ですかね、これの査定の段階において査定官がどういう工法がベストなのか、これによって必ずこの金額がかわってきます。だから最終的には12日ですかね。この査定をみて、結果をみて、工事費等、実施設計をくむという形になろうかと思っております。現段階ではこの5,200万は、先ほど言うように、補正の要求時の金額であるということでもあります。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 上米公園のことはわかりましたが、そのほか全体的にどれぐらい台風被害があったのか、その全体的なことをお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木佐貫辰生君） 産業振興課の方で管轄している分でございますけれども、これについては9月補正等でも措置しているわけなんですけど、まず、林務関係ですけれども、山。これについては、この激甚災害に指定されたところが、細目、細目の林道でございます。そちらについて査定、国の査定が終わったんですが、まだ結果がきてませんので、これについては結果が来次第工事に着手するという方向で考えてます。

それから、農地等の施設災害ですけれども、これについては9月補正で対応している部分が激甚災害の部分でございまして、補助事業に対応できる部分ということであります。これについては、先月の後半に災害査定を受けて、そしてまたあしたから2回目の、場所は違うんですが、2回目の災害査定に入ります。そちらの方は、その結果次第でまた工事に着手したいということで、これも9月補正でこの分については対応してます。金額的には2,500万程度ではなかったかと思っております。

そして、今回補正で1,100万の、28ページの災害復旧費1,100万、補正今回お願いしているわけなんですけど、これは長原農道災害復旧事業ほか64カ所ということで、この道路、農道等の災害、それから、また畦畔ですね。農地、そちらの方の災害、そしてこれが補助対応にならない分の小災害でございます。こちらの方を1,100万、今回お願いしたいということで考えております。

それと、23ページですね。23ページの方の林業費の方に林業振興費ですが、そちらの方に13委託料180万、それから、15工事請負費林地崩壊防止事業1,000万ですね。予算措置をお願いするわけなんですけど、これは轟木の入口の方の、こちらから行きますと左手になるわけなんですけど、そちらの山の方が崩壊の危険、また住宅の被害の危険があるということで、林地崩壊防止事業、これ補助事業なんですけれども、そちらの方の対応を考えているところでございます。

それと、その他の山については路肩の崩壊とか、いろいろと斜面の崩れとかいろいろ出ております。そちらについては約1,000万程度でございまして、町単事業の方で措置を順次やっていこうということで、これも9月補正で対応させていただきました。

そのほか、まだほかに山の方の崩壊箇所はたくさんあるわけなんですけれども、これについて今県の方と打ち合わせをしまして、県の治山事業、県が事業主体になった事業で対応していただ

けないかということで今協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて総括質疑を終結します。

日程第3. 常任委員会及び特別委員会付託

○議長（原田 重治君） 日程第3、常任委員会及び特別委員会付託を行います。

先ほどの先議によりまして、事前にお配りしました常任委員会付託表の訂正をお願いします。

議案第91号と議案第102号の付託区分を全体審議先議と訂正願います。

それでは、お諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会と特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおりそれぞれの常任委員会と特別委員会に付託することに決定しました。

各委員会におかれましては、審査方よろしくをお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、今日中に事務局に提出くださるようお願いします。

また、一部事務組合解散に関する調査特別委員会は、明日10時からこの議場で行います。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時05分散会

平成17年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成17年12月12日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成17年12月12日 午前10時00分開議

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 追加議案の取扱いについて

日程第2 一般質問

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩松 健一君	書記 出水 健一君
	書記 榎木たみ子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	桑畑 和男君	助役	原田 一彦君
教育長	田中 久光君	総務企画課長	原田 順一君
税務財政課長	渡邊 知昌君	町民保健課長	間世田和文君
福祉課長	下石 年成君	産業振興課長	木佐貫辰生君
都市整備課長	瀬尾 春己君	環境水道課長	福重 守君
教育課長	野元 祥一君	会計課長	上村 陽一君
病院事務次長	西村 尚彦君		

午前10時00分開議

○議長（原田 重治君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 追加議案の取扱いについて

○議長（原田 重治君） それでは、日程第1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

議会運営委員長の報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（山中 則夫君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果について御報告申し上げます。

本日、午前9時30分から委員会を開催し、追加議案にかかわる諸事項について協議を行いました。その結果、最終日に追加上程されます議案第121号から第124号までの4議案につきましては、既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（原田 重治君） お諮りします。追加議案4件の取扱いについては、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり最終日に既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号から第124号の4議案につきましては、既に提案されている議案全部を議了後、委員会付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

日程第2. 一般質問

○議長（原田 重治君） それでは、日程第2、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守していただきますよう、御協力をお願いいたします。

発言順位1番、的場君。

〔16番 的場 茂君 登壇〕

○議員（16番 的場 茂君） おはようございます。私は、先般当局に通告をしておきました町立病院について質問と御意見を申し上げます。

私の調査したところによりますと、三股町は昭和28年に結核いんしん地区として県の指定を受け、昭和29年3月町議会において病院建設を可決、昭和29年12月に三股町国民健康保険病院、内科、外科、産婦人科、一般病床50床、結核病床50床を開設し、現在に至っています。

これまで診療科目も婦人科を初め、歯科、眼科及び蓼池診療所などが設置されましたが、いずれも廃止となっています。これも当時は町内に医療機関が少なく、町民の医療ニーズにこたえての設備であったといえましょう。その後、町民がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう地域の中核病院として、住民の健康増進と福祉の向上に大きな役割を果たしながら、施設の整備及び診療機能の強化と充実を図り、今日に至っています。

しかし、時代の変化と町立病院を取り巻く地域に病院が多く開業され、さらに医療制度改正や公立病院の役割により経営基盤が厳しい状況になったのも事実であります。現在に至るまでには、昭和46年8月には診療科目を縮小し、内科、外科、一般病床40床、結核病床20床、12年続いた産婦人科も廃止となり、平成5年結核病床の20床も廃止となりました。一方、平成元年簡易人間ドッグ、訪問看護の実施、平成3年在宅介護支援センター、ソフト事業設置、平成5年リハビリテーション開始、また平成6年10月には整形外科診療開始などなど必死に町民の医療行政に努力し、取り組んできたのも、これまた事実であります。

以上の経過を思うときに、今回このような状況になったことは、まことに残念で悲しい限りであります。昭和29年開院されてから今日まで多くの町民の方が通院され、また入院されたことでとうとい命が助かった方や、病にかかり手厚い治療で社会復帰ができた方とか、思い浮かべればこの現実を見たとき本当に悔しくてなりません。特に現在まで医療業務に携わってきた関係者の皆さんや、職員の皆さんの気持ちを思うとき、何と云っていいか言葉にもなりません。

そこで町長お聞きいたします。町長も今日まで歴代町長と同じく三股町国民健康保険病院として存続していく考えであったことは承知しておりますが、もろもろの状況で医師会に譲渡するという決断をされたことは、責任者として断腸の思いであったとはお察しします。

しかし、そこでお聞きします。今日まで真剣にまじめに医療業務に取り組んできた職員に対して、今の町長の心境をお聞かせください。

次に、今回の病院経営破綻の第一要因は、医師の確保が困難であったこと。また、その原因は

平成16年4月から国が制度として新医師臨床研修制度を導入することが決定して、従来努力義務があった新人医師の臨床研修が義務化され、それにより宮崎医大からの医師の確保が困難になったためであり、その結果2名の医師では医療業務にも支障を来した状況にもなり、11月から町民の希望の多かった人間ドックも中止せざるを得ぬ結果となりまして、ますます患者数も減り、それに加え、ことし4月には建設改良剰余金など積立金もなくなり、経営状況は悪化状況で、驚異的な赤字が積み重なるためになったものと思われまます。このような状況の中、さまざまな経緯を経て、結果として医師会病院に譲渡することになりました。

そこで申し上げたい、今回の町立病院問題は、社会的、経営的問題であり、そこで医療業務に携わった職員には問題があったわけではありません。当然、このような事態となったとき、家庭的、経済的、職場的問題として、直面して悩み苦しむのは、そこに医療業務に携わってきた職員であり、関係者であります。

そこでお聞きします。病院職員に対しての現在の取り組みと、今後の対策についてお聞きいたします。

次に、さきに申し上げた町立病院の経営と現在治療を受けている町民の皆様方のことを考えたとき、譲渡されてからも地域医療存続を強く要望していくべきと思いますが、考えをお聞かせください。

最後に、職員の本庁業務移行に伴う対策についてであります。同僚議員の一般質問と関連することもあるようですので、簡潔にお聞きいたします。

私も19年前、がんにかかりまして、このような経験をしたこともありますし、職の問題でも国鉄改革のときに味わったことはあります。あえてお聞きをします。職種の違う箇所に移行する場合、まず受け入れ態勢が必要であります。一つには、関連する業務箇所、配置前の研修養成制度、また心身の苦悩に対するケアなど、行政責任として取り組むべきだと思います。特に、この際一つの例として国保税軽減対策として、このような要因に対し、福祉行政強化のための地域健康づくりに取り組む考えはないか、お聞きをいたします。

以上、申し上げましたが、あとは自席にて質問をいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） おはようございます。それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、町立病院についてでございます。一応、前置きを申し上げたいと思います。先ほど、お話がございましたように、本町の町立病院につきましては昭和29年の12月20日、当地域の総合病院として開設して以来、ことしでちょうど51年目を迎えたところでございます。これま

で住民の医療ニーズにこたえながら、疾病の予防と治療及び健康相談など、住民が健康で明るい生活ができるように、公立病院としての使命を担い、地域医療に努めてきたところでございます。が、近年医療を取り巻く環境は、被保険者に対する医療費負担の引き上げや、診療報酬等に対する見直しなど、医療費の抑制に向けた改革が進められ、大変厳しい情勢でございます。このことから、町立病院が経営の改善を図っても、深刻な医師不足等から運営は厳しさが予想されることから、医療業務の存続を前提に、指定管理者制度の適用と経営移譲を考慮しながら、社団法人市郡医師会病院へ運営をお願いしたところでございます。

町立病院は、住民の健康を守る上から、これまで重要な役割を担ってきたことから、大変寂しさを感じているところでございます。

それでは、①の今日までまじめに医療業務に取り組んできた職員に対して、今の町長の心境をお聞きしたいというところでございます。

病院に勤務する職員につきましては、昼夜を問わず住民の疾病の予防と治療に尽力をいただいております。心から感謝しているところでございます。今後、町立病院として存続できないことは、職員にとって職場を変更せざるを得ない状況になることで、精神的に、また肉体的な負担が大きくなり、心中を察すれば複雑な心境であるというふうに考えております。

私も医師確保のために、宮崎医大また県の医療薬務課にそれぞれ数回足を運びましたが、現状ではこれもかなわず、これも私の医療行政への努力が及ばなかったからであり、深く反省と責任を痛感しているところでございます。

なお、このたびの町立病院の改善、見直しは、現在の診療業務を存続することを第1に考えて、苦渋の決断であり、また苦渋の選択でもあったわけでもございます。これまでの職員各位の懸命な御努力にもかかわらず、このような状態に立ち至ったことは、管理者としてまことに遺憾としがたく、その責任を強く感じているところでございまして、職員各位に対しまして、深くおわびを申し上げたいというふうに考えております。

このことにつきましては、去る8月の12日、病院におきまして職員説明会と、そのようなことを申し上げたところでございます。

それから、②の病院職員に対する今後の取り組みについて答弁を申し上げます。病院に勤務する職員については、それぞれ資格を有する専門職として医療業務に携わっているところでございます。今回指定管理者として、市郡医師会病院に業務を依頼することによって、職員の職務変更等を余儀なくされるものでございまして、私といたしましても大変心苦しく思っているところでございます。

したがって、職員の取り組みにつきましては、医師会病院側と町とともに個別面談を実施したところでございまして、各自の選択肢、職務変更、ほかの医療機関への就職、希望退職などを最

大限に個人の意志を十分尊重しながら対応してまいりたいと存じます。

それから、③の地域医療存続を強く要望していくべきではないかということでございます。町立病院は、これまで経営の健全化に努め、医療、保健、福祉の関係を図りながら、診療科目も内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科など住民の医療ニーズにこたえているところであり、今回指定管理者として、市郡医師会病院にお願いすることになりましたので、現在取り組んでいる医療業務を存続することを条件としているわけでございます。医療体制や経営の問題、施設の管理などさまざまな問題を協議しながら、指定管理者期間満了後も地域医療を存続していただくよう要望しているところであります。

次に、④の本庁移行に伴う対策についてということでございますが、職員につきましては、職務を変更しながら関係課に配置されることとなりますが、職員の専門職を生かしての職務については限りがございます。また、何名の職員が職務変更を希望するか、今のところ不透明でございます。職員の意向を十分に聞きながら、また職務変更を希望する職員については、業務に対する前向きな取り組み、事務の適正な処理など十分な研修を実施しながら配置等を考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上で、答弁いたします。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 一番目の町長の心境ということについては、今私も演壇の中で申し上げたように、やっぱり相当苦しみを味わいながら決断されたと思います。ただ、この説明の中で、移行する職員の気持ちというのは、本当になみたいてのものではありません。やっぱり実際に経験したものでないとわからんわけでございますし、今から19年前に私は国鉄改革の被害者になったわけですが、そのときに国鉄の場合は、国鉄全体として極端に言えばつぶれたわけで、それはいろいろ要素ありました。満鉄や鮮鉄や台湾鉄道の職員を入れたということの要因の問題とか、社会変化とかというのはあったわけですが、今回の町立病院というのは、三股町全体がつぶれたわけじゃないわけですね。病院経営が破綻したわけですから、その職員が味わった精神的な苦しみとか、そういうことはやっぱり町当局としては全体として受け入れ態勢というのを真剣に考えなくてはいけないと思うわけです。私も都城の庄内病院を調査してきました。この際も本庁に全部受け入れて混乱の起きないように、そして負担がその職員にかからないように配慮しております。えびの市の問題、保育所の問題についてもやっぱり職種の違いということで、相当精神的に考えているということで、その配置のあり方についても一つの例を上げてみますと、やはり同じ課に2人入れて、お互いに苦しみながらもその仕事に取り組んでいくとか、そういう配慮が必要なわけです。そういうことを十分に考えながら、取り組んでいただきたいと思います。

それと、継続して医療業務続けてもらうように努力してくれということとは、どういうことかと

いうと、指定管理者というその1年間は、こっちにいろんな権限もありますけれども、譲渡してしまえば、もう向こうの経営なんですよ。だから、必ず約束をとってないと、もう1年間はそういうことでしていくでしょうけれども、もうもうけがないからやめますよというような普通の状態でもらいたくはないわけです。

考えてみれば、先般三股中の子供が全国大会で優勝されたその子供は白血病という病気で命ちゅうもんがどんなにとつものか、大事なものとということ、三股町の中学校として全国に広めてくれました。そのぐらい子供というのは自分たちの命ということにも真剣に考えながら努力をしてるんですよ。だから、21世紀を担う子供たちにやっぱり医療的なもんも、健康づくりにしても、やはりそのような態勢をつくるのが行政の仕事だと思いますので、ぜひ一番最後に言いました、やはり健康づくり対策として、これ3番議員もやられるように聞いておりますので、深くは申し上げませんが、やはり健康センターやデイサービス、福祉センターや支援センターちゅうのもあるわけですね。その要因を強化するとか。

それと地域健康づくり強化というのは、この前福岡の、私なんか関係委員会ですから視察に行きましたところ、国民保険税が九州で一番安いところですね。その努力ちゅうのはすばらしいもんなんですよ。職員の意欲もですけども、地域の方々の力というのは、だからそういう態勢づくりにするために、職員の方が関連もありますので、そういう配置をされたらどうかなということをお願いしているんですが、そのことについてちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 来年の4月から1年間指定管理者ということで、医師会病院にお願いをするわけですが、既に去る6日の日に協定書を締結をいたしております。さらには、3月にいろいろ事務的なものを条件整備いたしまして、3月に正式な契約を結ぶことになっております。それから、医師会病院の院長の考え方といたしましては、現在本町が病院の業務をやっているわけですが、それ以上の住民に対する医療サービスをしていくというような、非常に前向きな姿勢でおられますので、さらに、このことについては篤と医師会病院の方をお願いをさらに申し上げたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 町立病院の職員の職務変更によりまして、本町の方で新たな健康づくり、そういったものへの配置はできないかと、そういった取り組みができないかというようなことの御質問のようでございます。職員の現段階でどのくらいの方がこちらの方への職務変更を希望されるのか、現時点ではまだはっきりしませんけれども、こちらの方に職員が職務変更した場合の話でございますけれども、今のところ新たな事業の展開への職員の配置というものに

つきましては、今のところ考えてないところでございます。と申しますのは、今行政改革の中で、昨年でございましたけれども、大課制にしあるいは外部への委託、業務の委託、指定管理者等委託によりまして、職員数の10%を平成24年度までに2分の1不補充というような形で減らしていきますよと、そして人件費を減らしますというようなことで申し上げたところでございます、計画されているところでございます。

今回、町立病院の職員が何名来るか不透明でございますけれども、それによって、新たな事業展開して、じゃ、来年は、再来年はやめられるのかということでございますけれども、それは続けたものについては、なかなか廃止することはできないという状況になったときに、果たして行政改革の24年度までに町立病院の職員もさらにつけ加えた中で、10%削減ができていくのかという問題がございます。したがって、今のところは新たな事業の展開には、考えていないところでございます。若干は、包括支援センターとかあるわけでございますので、そういったものは考えられる場合がありますけれども、新たな展開はしないところでございます。じゃあ、どうするのかということでございますけれども、今現在町では町の職員にかわりまして39名の臨時職員、委託者ですか、こういう方を業務をお願いしてるところでございます。で、これにつきましては、職員が町立病院からこちらの方に移った場合に職員がそれだけ余ってくると申しますか、いう状態が生まれるわけでございますので、それはそういう委託者の業務の中で調整をしていきたいというふうに、今のところ考えているところでございます。

もちろん、健康づくり等につきましては、充実が職員の充実ではなくて、健康づくりへの取り組みは今後も推進していかなくちゃならない、というふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 的場君。

○議員（16番 的場 茂君） 今回の答弁の中で、私ちょっとひかかるんですけども、三位一体改革の行政改革なり、そういう機構改革を含めた職員を減にすることと、今回の、まあ、突発的じゃないんですけども、結果的に急遽町立病院を変更する、その問題と絡ましてあんまり考えてもらおうと、職員に対する受け入れ態勢というのが、心のこもった取り組みにはならないと思うんですよ。私は、最初に言いたかったんですけども、医療業務についてる人の業務内容というのは、はたから見たら本当に、ただ病院の看護婦さんたちが、ただしてるように見えますけれども、自分が患者として体験しますと、本当に一つのミスで人の人命がなくなったり、かたわらになったり、そういう事故を起こすような状況にある中で必死に努力してきた人たちですよ。その人たちが、このような一つの経営上の問題とか、やっぱり社会情勢もあるでしょうけれども、そういうことでその職場がなくなるということですから、1人でも多く外にいてくれんかなという取り組みじゃいかんわけですよ。今までの責任として、地方公務員の試験を通過してきた人

間として、どうして同じ、ほかの職員とも同等に大事に取り扱わなくてはならないということを私は言いたいんです。

だから、そういう委託職員の関係とか、そういうのは内部調整でしょうから、そのこともですけども、後にいった健康づくりというのは、やはり3番議員もいうと思いますよ、一緒に研修行っておりましたから、その町を左右する問題ですね、国保税が下がるということでは、それは行政の意気込みなんですよ、やる気があるかないかですから、その辺を今度は少しこちらの方に来られるとすれば、それを力を入れるために今後考えてくれということは、要望として言っておきたいと思います。

本当に、真剣にやっていただけるとは思いますけれども、町長の話では指定管理制度が終わっても存続して続けてくれるという、向こうの院長の話があったと言われますから、私も安心しましたけれども、いろいろ世の中の分析をすると40床が欲しいためだけにとられたんじゃないだろうかという考えの人たちもおられます。そういうことが、ならないようにぜひこの時点で、はっきりと病院に対して申し入れをしていってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 発言順位2番、小牧君。

〔13番 小牧 利美君 登壇〕

○議員（13番 小牧 利美君） おはようございます。私は通告をしておきました教育行政の以下の4項目について質問をいたします。

まず最初に、三股中学校の改築についてお尋ねをいたします。以前から中学校の改築について質問し、町長の答弁をいただいていたわけですが、町長の答弁によりますと平成18年度より改築実施とのことでありました。予定どおり実施されるものと思っておりますが、いよいよ17年度も残すところ3カ月であります。18年度も3カ月後に18年度に入るわけですが、この着工の時期はいつごろに予定をされておりますものか、その辺をお伺いをしたいと思います。これ、町長にお願いいたします。

次に、教育長にお願いをいたします。教育委員会では、県教育委員会からの通達によりまして、平成16年度より1年生及び2年生を30人学級にするため、西小学校においては仮設校舎を準備し、4年間の契約で使用しているわけですが、今後の西小学校の生徒の増減はどのように推測をされておられるのか、お伺いをいたします。

次に、今回は1年生と2年生の2学級ですが、すべての学級が30人学級となった場合は、どのような対応を考えておられますか、お伺いをいたします。

次に、西小学校が増築をした経緯があります。三股小学校は生徒が少なくなっていると聞

いております。この問題は、大変難しい問題ではあると思いますが、三股小学校と西小学校の校区の変更は考えておられないのか、お伺いいたします。

以上、4項目を壇上から質問をいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

教育行政について、これの①の中学校の校舎改修は平成18年度から実施となっているが、何月に着工予定かということでございます。本町の中学校整備事業につきましては、平成13年度に整備基金条例をつくりまして、基金の構築に入っているわけでございますが、その後年次的にその事前の準備作業に入っております、いよいよ平成18年度から20年度までの3カ年の継続事業で取り組むことになっております。事業の内容といたしましては、第1期工事が管理棟の大規模改造、耐震補強、増築。第2期工事が中校舎の大規模改造、耐震補強、増築。そして、最終年度が第3期工事が南校舎の大規模改造、増築ということで考えているところでございます。

工事の着手につきましては、仮設校舎の建設を18年の5月から7月にかけて、本体工事を8月からということで現在準備を進めているところでございます。

次の②、③、④につきましては、教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 失礼します。御質問の2番から4番にまたがりまして、私の方で関連がありますのでお答えいたします。

平成16年度から30人学級制が2年生にも適用されたために、三股西小学校の教室不足が生じまして、現在仮設校舎で対応しているところでございます。三股西小学校区の今後の児童数の見込みですが、住民基本台帳によりますと、平成18年度の1年生が142人、それ以後19年度から23年度まで4年間130人台から120人台をほぼ横ばいの状態にあります。

そこで、御存じのとおり中原団地の建てかえ等が行われまして、西小校区がかなり住宅の増が見込まれております。そういうこともありまして、若干の児童の増があるだろうというふうに思っているところであります。18年度は1教室の不足ですが、19年度以降は2教室の不足が続いていくことになります。

次に、今後、30人学級はすべての学年にまたがったらどうかということでありますが、全学年を対象とした30人学級編成ということで、県等の状況もききますと、それについてはなかなか今後の見通しは余りよくないような、近い将来にそのようになるということは考えられないということであります。

仮に、御質問のとおり30人学級が編成、やれということになりますと、三股西小学校以外に

も学校で、あと5校ですね、では、教室不足は生じませんが、三股西小学校だけは18年度から20年度で4教室、23年度まで5教室の教室不足が生じてまいります。それで、当面6校の小学校の中では、三股西小だけが教室不足を生じてくるということになります。30人学級になった場合にですね。

そこで、次に、三股小学校と西小学校の校区編成の件であります。三股西小学校の児童数についてはそんなふうにふえますけども、三股小学校においては、現在教室も余っている状況にはあります。そういうことを考えますと、校区の見直しを念頭においてやらないといけないと思っております。

現在、三股町立学校通学区域審議会を設置いたしまして、議会からは議長と総務文教委員長にも委員になっていただいて、10名の委員の方々に審議、検討をお願いしているところでございます。現段階における審議の内容ですが、まず小規模特認制度の導入に関するものですが、長田小学校を対象にした特認校制度であります。明日、3時から審議会が開かれることになっておりまして、恐らくこの小規模特認校制度については、結論が出るであろうというふうに予想をしておるところであります。そうなりますと、今後のこの審議会は、校区の見直しについて早急にいろいろ審議検討をしていただかないといけないというふうに思っているところであります。現在そのような状況にあります。

以上であります。

○議長（原田 重治君） 小牧君。

○議員（13番 小牧 利美君） 町長にもう1回伺いますが、その中学校の増改築の時期につきましては、先ほど御返事いただきましたけれども、結局は5月から7月に仮設住宅を建てるというようなことでございます。

それで場所的な問題、それから、非常に財政難である時期でもあります。こういったものには大体決着がついていらっしゃるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） まず、仮設校舎の場所ですけれども、場所については現在の体育館とプール、その当たりと、近辺ということで考えているところです。

それと、あと財源的な問題ですけれども、今回の中学校の整備事業につきましては、先ほど町長の方から答弁がありましたように、大規模改造、そして耐震補強、それから増築という、いわゆる3本立てで実施するというので、これ県についても事業として初めての取り組みということで、ちょっとなかなか難しい面もあるんですけども、県、国の段階では、この事業については今町の方で考えている計画でよろしいということとなっております。財源的には、補助金、基金、そして一般財源という形で、実施できるものということで考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 小牧君。

○議員（13番 小牧 利美君） もう一つ課長にお願いしたいんですが、その財政的といいましたけれども、補助金等の問題は大変難しいというようなこと前聞いておったものですから、そういったものは大体補助金が幾らかつくようになったのかどうか、その点がちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 資料がなければ、後から——教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 今ちょっと詳細な資料を持ってきておりませんが、大体補助金としては3億程度かなということで考えております。

○議長（原田 重治君） 小牧君。

○議員（13番 小牧 利美君） 中学校の問題については以上で終わりますが、次に西小学校の30人学級を取り上げたのは、平成16年度も教育委員会からの通達があったのが、2月の初めにあったのは、議会では何も示されなかったというのがやはり、そしてもう編成が終わった4月になりまして、議会にこういう教室の状況だということで、写真を撮ってきて見せていただいて、そういう状況に編成をされたのであれば、もうやっぱり予算的にもどうにもならないと、やはり仮設住宅を借りる以外にない、というような考え方になってきたと私は思うんです。

だから、その当時30人学級で1年生が121名、2年生が122名ということでありました。結局3名の生徒で、1,200万ぐらいの金を使わなきゃいかんやったわけです。30人学級というのを、31人学級にはできなかったのかなと、31人学級を3つつくったら1,000何百万という金を使わんでもよかったんじゃないかなというような考え方をもったわけです。

そういったことも含めまして、先ほど教育長が言われました、あわせて校区の問題も取り上げたわけですが、増築というような結果になったときに、今三股町の財政では中学校は増改築していく、その中で西小学校のことまでは手が回らないなというふうに私は考えるわけです。教育長はその点どうお考えですか。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 今御質問の件については、平成16年度に国は義務教育国庫負担制度の中で総額裁量制を導入しまして、その中で県は30人学級を打ち出したわけです。それで急遽30人学級でやりなさいとなりまして、今度は市町村においては、教室は今度は市町村の分野ですから、そういうことでこれに対応してきた。しかし、ことしの8月23日の中間答申を見ますと、不足は各市町村において、その対応はしてもいい、実態においてその幅は見てもいいですよということになってきておりますから、今後は30人でないといけないということはないと思います。これはあくまで全国的ではありませんから、県によっては35人学級もあります。もちろ

ん40人学級が一番基本ですけれども、そこは十分そういう手だてが講じられていますので、今後はそういうことで検討していかないといけないというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 小牧君。

○議員（13番 小牧 利美君） それから、4項目に該当するかと思いますが、その校区の問題です。先ほど教育長も御答弁いただきましたが、検討委員会ですか、西小の学級の編成、校区の線引きの問題、これをいろいろ検討していただく委員会ができていて、発足して、聞くところによると2回ぐらいの協議がなされたというふうには伺っております。また、あしたですか、委員会が実施されると聞いておりますが、私が一番心配しますのは、いろんな委員会、検討委員会だとか、いろんなもう病院も、中学校も、すべていろんな委員会をつくるわけですよ、その結論がなかなか出ないのは、町の検討委員会の結果が、今まで多いんです。そういう面を考えましたときに、これは先ほど申し上げましたように、非常に大変難しい問題だと思うんです。これを変更するというのは、だから委員の皆さん方は、まあ、教育長はっかけていただいて、早急に、やはり私情抜きで、やはり検討していただかないと、やはり住民のことを考えながら、その私情を、自分の考えを入れて、学校のことはこっちにおいて検討するような委員会では、私はだめだというふうに考えるんです。そういったことを、今度議長、委員長入っているというふうには先ほどお聞きしましたので、議長もそれなりに考えていると思います。やはりそういう面を、委員会では十分検討して、そしてやはりいろんな問題があればあるんですけれども、やはり今の町の財政上の問題を地域中にも十分認識していただいて、そして進めていくような格好じゃないと、これは実施できないんだというふうに考えるわけです。その点を特に教育長にお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで、11時5分まで休憩といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位3番、上西さん。

〔3番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。通告に従いまして、質問してまいります。

まず最初に、国民保護計画についてお尋ねいたします。平成15年の有事法制関連法の成立を受け、戦時や大規模テロの際の国民保護計画をつくるようにと、各自治体に指示がおりてきてい

ると聞きました。この国民保護計画とは、どのようなものなのか、またいつまでに策定するのか、町としてどう対応するのか質問します。

県は、ことし4月防災関係局に危機管理局といった担当部門を新設したそうですが、テロや戦争準備のための備えをする前に、町民の安全を守るために、台風や大雨、山崩れ防止等の対策を真剣に早急に取り組むべきだと思います。

また、子供たちにとっても現代の世の中は、まさに危機ではないかと思われまます。子供たちの安全をどう守るのか、大人社会に突きつけられた課題ではないでしょうか。自然災害への備え、危険個所の調査、対策、防災知識の普及、啓発、事前の避難場所の周知、ひとり暮らしのお年寄りや障害者などを、どう運ぼうとするのかなどなど、万全な防災計画はどこまで進んでいるのかお尋ねいたします。

子供たちの安全対策としても、地域のどこが危険なのか、暗い場所はないかなど実態を把握しているのか、危険個所マップをつくって環境改善の計画づくりと実行体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

次、2番目ですが、政府与党は12月1日2006年の医療制度改革で、70歳から74歳の高齢者の患者負担を2割に引き上げるなど、新たな患者負担増を押しつける医療制度改革大綱を決定しました。これによると2008年4月からは、75歳以上の高齢者を対象とした、独立した医療制度を創設するとしています。入院患者の居住費、食費の自己負担、外来患者などの負担限度額の引き上げなど、重病に苦しむ患者にも負担増が求められております。

本町でも高齢化の進行を考えると、食生活や運動、習慣などを原因とする生活習慣病に伴い、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人の治療費の増加などで、生活に困る人など住民も行政も深刻な問題となることが予想されます。だれも好きで病気になる人はいません。ほとんどの人が死ぬまで元気でいたいと願っているはずで。私は、10月福祉保健常任委員会の研修で、熊本県の蘇陽町、現在は合併して山都町に行きました。また、11月には宮崎で行われました国保運営協議委員の研修で、福島県の西会津町というところの町長の健康づくりで、まちづくりをされている事例を学んできました。蘇陽町、西会津町とも本町より小さい町ですが、保健、医療、福祉、学校と連携し、トータルで健康づくりを推進しています。行政主導でなく、住民主体の展開を目的に、健康づくり推進委員、健康村町制度を導入し、各地区の住民との対話で情報を収集し、さらに地元の中学校、高校とも連携して健康づくりの推進を図っています。

西会津町では健康調査をして、健康づくりには食生活が重要との認識から、食生活推進委員の育成強化を実施しています。また、ケーブルテレビを通じて、在宅健康管理システムの導入で、自宅にいながら医師、保健師の指導を受けることができるそうです。それと働き盛りの検診の実施を土曜日、日曜日に行っています。検診対象年齢を10歳引き下げ、30歳から実施しています。

寝たきりにならないための健康づくりとしても大人になってからするのではなく、小中高校生対象に生活習慣病教室をやったり、歯科保健対策で、虫歯をなくす取り組み、また大学研究機関と連携しての共同活動をやっています。男性の健康づくりの普及啓発、いろいろな趣味やふれあい活動に参加する人をふやすために、11の巡回バス路線をつくったりと、地域活動を高めることを積極的に取り組んだ結果、老人医療費の伸びが緩やかになり、国保税が大幅に下がったと話されました。

以上述べたように、健康寿命、すなわち自立して健康に暮らせる期間を伸ばすことを目的とした事業を、まちづくりの基本としていることです。すぐに効果が出るというわけではなく、10年、20年の取り組みを聞いたわけですが、食生活の改善で健康な土で野菜を栽培し、それを食べることで健康になる。この推進でミネラル野菜として都会に供給できるようになり、産業振興にも役立っているとのこと。健康づくりをするためには保健師の増員、栄養士の配置などが必要です。

本町でも町立病院が民間委託となると、ベテランの看護師や栄養士さんたちが本庁に移行になると思います。町民全体がすこやかで心豊かに生活できる活力ある三股町を実現するために、町立病院の職員のキャリアを用いて健康づくりへのまちを目指す取り組みを強力に推し進めるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、町長の考えを聞かせてください。

最後に、文化会館のことについて再度質問いたします。文化会館北側のれんがの欠陥を指摘してから約半年になりますが、なぜれんががひび割れするのか調査するとのことでしたが、調査結果とどうこれから対応されるのか伺います。

また、文化会館については、雨漏りやイスの不具合などが町民から指摘されておりますが、調査されているのでしょうか、今問題になっているマンション耐震強度偽装事件のニュースを見ると、設計者が建築主から鉄筋を減らすようにと指示された、仕事確保のためにやむを得なかったと証言されておりますが、本町の場合も再度耐震強度や不具合などを検証する必要はないのか伺います。

あとは自席にて質問いたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと存じます。まず、1番の国民保護計画案についてでございますが、まず本題に入る前に前置きをちょっとさせていただきたいと存じます。

国民保護計画案につきましての質問でございますが、まず国民保護計画についての基本的な事項を申し上げますと、目的といたしまして、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、

被害の最小化に努めることを目的といたしております。そういうことで、国、県、市町村それぞれの段階における具体的な措置について計画を策定するというところになっていてございます。

計画作成につきましては、平成16年度まず国が国民の保護に関する基本指針の策定、平成17年度にそれを受けて県が宮崎県国民の保護に関する計画を作成、そして総務大臣を經由して内閣総理大臣に協議することとなっているところでございます。その後、平成18年度に市町村が国民の保護に関する計画を作成、県知事と協議することとなっており、国、県、市町村の計画はそれぞれ補って、一体となるよう図られているところでございます。

それでは、これに対する町の対応についてということでございます。私自身この計画自体が実際に使われないことを願うものでございますが、現在の国際社会の情勢を見ますと、万一に備え、本町の国民の保護に関する計画を作成し、いざというときに備えることも非常に重要なことだというふうに考えております。平成17年度宮崎県が策定した、宮崎県国民の保護に関する計画と三股町地域防災計画などと整合性を図りながら、18年度に作成する予定でございます。

それから、②でございますが、危機管理をいうなら台風被害、山腹崩壊等の方が先と思うが、危険箇所マップや備えの対応はどうしているかということでございます。御承知のとおり、本町には地すべり、急傾斜地、土石流危険箇所、ため池など114カ所の災害危険箇所がございます。そのうち34カ所がAランク、19カ所がBランク、61カ所がCランクというふうになっております。土砂崩壊、山腹崩壊、土石流による被害が懸念されますが、崩壊等の予測は前兆現象があるとはいえ、予測が大変難しい災害でございます。また、防災工事等は多額な費用がかかる場合が多く、町単独での防災工事は財政的な理由等から非常に難しい状況下でございます。

そこで、本町では毎年県土木事務所、農林振興局、それから警察など、防災関係者とともに現地調査を行い、危険性の確認を行い事業採択への要望をしているところでございますが、宮崎県におきましても財政難からなかなか思うようにいかないところでございます。

危険箇所マップにつきましては、町地域防災計画に災害危険箇所位置図と一覧表、避難場所位置図と一覧表が添付されており、配付先は自治公民館長、各学校、その他防災関係者などに配付いたしております。ということで、住民への周知をお願いしているところでございます。なお、防災マップにつきましては、平成9年度に作成し、町内全世帯に配付したところでございますが、新しい防災マップにつきましては現在作成中でございます。

次のまちづくり基本方針についてということで、これの①でございますが、健康を目指す取り組みとして、町立病院の看護師を用いて健康づくりの強化をすべきであるということでございます。町民の健康づくりにつきましては、健康管理センターを中心にいたしまして、住民健康診査や各種検診による疾病の早期発見を初め、病態別健康教室の開設、健康相談、高齢者の健康維持、

乳幼児健康診査、予防接種など総合的な保健事業を実施しているところでございます。今後とも、この健康管理センターを中心にいたしまして、保健事業の充実を図ることにより、生活習慣病を初めとする各種疾病の予防に努め、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進していく所存でございます。

なお、町立病院の職員の動向につきましては、何名の職員が職務変更を希望するかは、現在のところ不透明でございますが、職員配置についての健康づくりのための新たな事業展開による配置というものは、今のところ考えてないところでございます。理由等につきましては、先ほどの質問に総務企画課長が答えたとおりでございます。

それから、②の保健と医療と福祉の連携強化によるトータルケアのまちづくりをすべきと考えるがということでございます。近年町民の健康に対する関心も高まりをましている中、がんや循環器系疾患などの生活習慣病が疾病の構造の主流となってきております。生活習慣病は早期発見や日常の生活管理による予防が必要不可欠でございます。総合的な保健医療体制を図っていくことはもちろんでございますが、同時に健康に対する自己管理意識の高揚を図り、町民みずから健康の維持、増進に努めていくための支援体制づくりの強化を図っていかねばならないというふうに考えております。

このような中、18年度は高齢者福祉の総合窓口として、地域包括支援センターを設置し、高齢者の健康づくりや介護予防に重点をおいた包括的な取り組みを計画しているところでございます。また、子供を含めた高齢者以外におきましても、健康管理センターを軸といたしまして、保健事業の充実発展を図ることとしておりまして、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた取り組みが重要であるというふうに考えております。

今後、保健、医療、福祉、教育、地域活動の各分野における連携強化を図ることは、国の福祉関連制度の改正や整備と密接に結びついているところでございます。本町におきましても、これらの政策にのっとり、町としての健康づくりの体制を今後さらに進めていきたいというふうに考えております。

それから、次の文化会館についての①から③まで、これにつきましては所管の教育長の方から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 失礼します。それでは、文化会館についてお答えいたします。

文化会館北側のれんがの破損については9月の議会でもお答えしましたが、県工業技術センターによる品質検査の結果、強度試験、吸水率試験ともに日本工業規格のれんがの基準を満たしており、市販のれんがと比べて何ら遜色ない製品であるという結果が出ていたところであります。その後、佐賀県有田町にあります佐賀県窯業技術センターにも相談しながら、県工業技術セン

ターに再度検査をお願いいたしまして、凍害試験を行っていただきました。その結果、文化会館の北側に設置されているれんがと予備のれんが、そして市販の2種類のれんが、市販のセメントれんが、以上5種類のれんがについて日本工業規格に規定されている方法で凍害、すなわち霜ぐえ試験を行ってきました。その結果といたしまして、セメントれんがを除くすべてのれんがで、凍害霜ぐえが確認されたとのこととあります。県工業センターの所見といたしましては、今回のれんが、すなわち文化会館のれんがは、凍害試験において凍害が確認できたため、破損の原因の一つの可能性として、冬季、冬の氷結が考えられます。しかし、市販のれんがにおいても同様に凍害が確認できたため、文化会館に使われているれんが特に凍害が起りやすいとは判断できないとのこととあります。これまでの県工業技術センターによるれんがの強度試験、そして吸水率試験、凍害試験の結果から、文化会館に使われているれんがは検査したすべての項目で日本工業規格の基準を満たしておりまして、決して粗悪品ではないということで、また施工方法においても試掘調査の結果、設計書どおり施工されていたことが確認されております。

以上のことからして、れんがが破損した責任を施工業者やれんがのメーカーに問うことはできないのではないか、修復については町として何らかの対策をしていかなければならないのではないか、というふうに考えておるところであり、今後、文化会館の南側の広場と西側のふれあい広場の整備など、文化会館の周辺整備も検討しておるところとあります。このれんがの修復についても、この整備計画の中に組み入れながら、何らかの方法で取り組んでいかなければならないだろう、というふうに考えているところとございます。

次に、会館の雨漏りについてであります。正面玄関から南側に続くアプローチの屋根のことと思いますが、確かに大雨のときに一部雨漏りする箇所がございます。雨漏りについては、これまでに2ないし3回、起工業者に連絡をとって、調査をしてもらっておりますが、今のところその原因がつかめておりません。今後さらに念入りな調査を依頼いたしまして、その改善に努めていきたいというふうに考えおります。

最後に会館の構造設計について検証の必要はないかということとありますが、県では今回の耐震強度の偽装問題を受けまして、木造を除く2階建て以上の建物について、保存している過去5年分の構造計画書の再点検を実施したところとあります。本町の総合文化施設も今回の再点検の対象となりまして、点検の結果、何ら問題はないということとあります。

なお、この件に関しましては、先日再点検の結果が新聞テレビを通して発表されておりますが、県内の建物については再検査をしたすべての建物について構造計画の偽装はなかったということとあります。

以上であります。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） では、最初の質問、国民保護計画について、国民保護計画は戦争の準備のための法だと思いますが、町長は本町が武力攻撃を受けるおそれがあると考えておられるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 大きな問題でございます。国際世論で、そんなことはいろいろ討議されるんじゃないかと思いますが、いろいろ今憲法改正まで、いろいろ国会の中で論議がされているようでございます。武力闘争があってはならないというふうに僕は考えています。過去の苦い経験から、二度と戦争はすべきじゃないということで、つくづく考えているところでございます。考えについては、武力闘争、これなるものはあってはならないということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 昨年12月に策定した防衛計画の大綱でも小泉総理が、我が国に対する本格的な侵略される可能性は低下していると、判断されると明記されております。日本への侵略への可能性が低下しているのになぜ今有事法制の具体化が進められているのでしょうか。それは、日本をアメリカ言いなりに海外で戦争をする国につくりかえることを目的とする現在の改憲策動を、憲法を変える策動と軸を一つにしたものだと思われまます。本当に戦争へのこうした備えではなく、安心安全の地域づくりへの活動を支援し、防災ボランティアの育成講座の開設をしたり、子供を守るためにも住民みんなが参加できるような体制をつくる、そのことが大事だと思います。それで14号台風でも、我が町では2の方が亡くなられたわけですが、あといろいろな危険個所での聞き取り調査などをされたと聞きますが、どのあたりまで進んでおられるのかお聞きいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） さきの台風の14号で梶山の2の方が亡くなられました。これに伴いまして、行政としましては、防災計画はつくったけれども、その情報が正しく伝わらないというジレンマに陥っているのを痛感したところでございます。

したがいまして、防災の地域の説明会としまして、急傾斜、危険地域を中心にしまして、今現在6カ所で夜間の説明会を開催したところでございます。その結果、約130名から40名の方が説明会には来られております。まだ、全部は終わっておりませんで、今後長田地区、それから宮村地区の一部が予定している地域が、まだ開催が済んでないところでございます。これにつきましては、来年また6月の梅雨が来る前までには幾ら遅くとも開催しなけりゃならないというふうで、地域に呼びかけてるところでございますが、地域の方から日程を選んでもらうようにしてい

るところでございますけども、3カ所については、まだ現在調整が済んでないところでございます。今後、そういったものについてどうやって説明していくのかということは、ちょっとまだ検討が済んでおりませんが、何らかの形でやはり町民に説明をしていかなければ、やはり伝わらないのではないかなという考えを持っておるところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 地域の被害予想図とか、診断図なんかの作成、そういうふうなものも続けていかれると思うんですが、やはり予防対策をすることが重要視されると思います。で、やはり今度の山腹崩壊で亡くなられた方も台風が済んだ後に、起こったわけですね。そういうふうなやはり知識、防災に対する知識、それから啓発、そういうふうな講座なんかもやっぱし開いていくべきじゃないかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 今の御指摘のように、今回の説明会でも情報をいかに伝えるかということ、あるいは避難を早期の避難等について、説明して回ったところございまして、今後もそういった情報を流す一つの手段として説明会、これをしていくというふうに考えております。先ほど申しましたように、防災計画は立派なものがございますけども、計画が住民に伝わってないというところが、今最大の問題であるというふうに認識をしております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それと、山崩れとかそういうふうなことが言われたんですけど、私ちょっと小さいころのこと考えたときに、沖水川がはんらんして、橋が流されたことが昭和20年代にあったんですよね。で、宮崎でもそりゃ今度の台風で予想外の雨量だったわけですが、本町でも河川の改修はされておりますが、予想外の雨量に対する河川対策、そのあたりはどうなっておりますか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 防災計画では、一定の雨量があり、一定の河川の水位が達すれば避難勧告とかいうような状況を出すことになっておりますが、本町の場合は河川においては、水位の問題でございますけれども、前回の台風14号においても水位は達していないということでございます。地形的に河川が直線上にございまして、降った雨は直ちに都城市の方に流れていくという地形的なものであろうと思いますけれども、河川の水位の上昇による堤防決壊、これについては本町の方ではさほど警戒をしてない、むしろ先ほど町長が申しましたように、山手の方の山腹の土砂崩れ、これが非常に予測が難しいわけですが、この危険性に非常に注目しております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それとやはり防災計画を立てる意味では、住民が一致して地域全体から防災対策を進めることが重要ではないかと思うんですが、そのためにやはり防災ボランティアの育成というふうなことも考えられるんじゃないかと思いますが、その点についての何か対応、対策とか考えておられますでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 災害が起こったときのボランティアの一番最たるものは、地区消防団、これが一番先頭に立っているわけですが、そのほかにもやはり大規模災害の場合には、地区住民のいろいろなものも必要であろうというふうには思っております。今、地区の呼びかけておりますのは、まずその第1段階としまして、地区防災組織というのがあるわけですが、これがなかなか地区民の方が理解してない面があります。先ほどの計画と一緒に、公民館長さんが恐らく理解されてるだろうと思いますが、地区民が、我々が自主防災組織をもっているんだという意識が非常に低い、逆を申しますと行政側からなかなか情報をされてないと申しますか、その辺のことをやはりやるのが一つのボランティアの組織に発展していく。そのほかいろいろな災害が起こった場合のボランティアとしては、今後のそういったものが、まあ、課題だろうというふうに思っております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、本当にこれ以上いろいろな被害が起こらないようにしてほしいと思って、その防災計画もきちっとしていただきたいと思います。

次、2番目の健康づくりについて質問いたします。先ほどいろいろな山都町の事例とか、それから会津の西会津町の事例を話しましたが、やはり講演を聞いてて思ったのは、健康づくりに取り組む姿勢の問題だと思うんですね。やはり2つの町でも保健師さんがたくさんいらっしゃるんです。で、西会津町では9,000人の人口で、全体の80%が山林なんですけど、一般会計では53億円の町で37.9%の高齢化率で、20年前は本当に死亡率も高くて、医療費も高くて、国保税も高くて大変な状態のときに町長が就任されて、健康づくりをそのまちづくりの基本に据えて取り組んできたと話されました。9,000人の人口なのに、保健師が6名、栄養士が2名、本町では4名ですよね、保健師というのは、それに健康運動指導士という方も2名いらっしゃいます。運動を指導される、健康運動される方ですね。その結果、老人医療費が62万9,000円になっているんですね。本町では、老人医療費が一人当たり66万2,000円ですが、西会津町では62万9,000円なんです。3万3,000円差があります。一般でも本町では19万6,000円ですが、西会津町では18万4,000円で、1万2,000円差があります。国保税の保険税も本町では一人当たり6万円です。西会津町では一人当たり5万円です。1万円差が

あります。介護保険も本町は4,100円ですか、基準が。それが2,455円なんです。そういうふうな、すごく差があるわけです。このやっぱり健康づくりへの取り組み、その姿勢がこういうふうな数字にあらわれてきたんじゃないかなと、私は思ったわけです。それで、先ほどの議場の議員の質問で、新たな事業はしないとおっしゃいましたが、私は新たな事業じゃないと思うんですね、今健康づくり策定21、健康づくり21、私もかかわっておりますが、そういう健康づくりに関して本町でも一生懸命されてることは認めます。それを強化する、せっかく看護師さんたちキャリアがあるわけですから、その人材を活かす、このことが大事ではないかな。そのことが保険税の減税にもつながるし、医療費も安くなる、そこが大事じゃないかなと思って提案してるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 先ほども発言順位1番の議員の質問に対しましてお答えしましたけれども、新たな事業に展開しないということじゃなくて、ちょっと言葉足りませんでした、新たなものにはもちろんしません。しかし、今の現事業を行っておるものについては、それぞれの必要性のあるものについては、当然町立病院から職員が来ようが来まいが、これは強化していくものは強化していかなくちゃならないと思います。で、たまたま今回町立病院の職員が、もしこちらの方に来るということになれば、やはりその辺も町立の職員も技能と申しますか、技術と申しますか、こういったものの活用は十分図っていかなくちゃならないというふうに考えてるところであります。したがって、今の町のそういった看護職と申しますか、そういったものの技術が必要な職員については、町の依頼関係で今は外部からの委託者によって賄われてるということがございます。例えば、いろいろな職種がございますが、福祉の関係、あるいは介護保険の関係、あるいは健康づくりの関係とか、そういったもので町の職員が従事してないというところがございます、当然そこあたりの町立病院の職員の技術を活かしたものは、その辺での活用は十分することになると思います。ただ、今現段階では何名の方が来られるのかははっきりわかりませんが、健康づくりに関して人員をふやしてやることは今のところ考えてないという意味でございまして、当然その職員を、何も資格を持ってない職員との入れかわりとか、そういったものでの技術を活かしていくということは、当然考えられることではございますが、人員をふやして、直接にふやしてやっていくことは、今のところ考えてないということではございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 健康センターに保健婦さんが本町では4名ですか、いらっしゃいますけど、2万5,000人の人口のところでは4名というのは、やはり私は少ないと思うんですよ。長野県あたり医療費が安いところで、予防医学にもものすごく力入れてますが、2,500人ぐらいの人口に1人というふうなところもあると聞きました。そういうことからすれば、やはり

本町でも10人ぐらいの保健婦さん、健康指導士の方がいらっしゃるっていいのじゃないかなと思います。いかが思われますか。町長お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町におきましては平成元年ですか、健康管理センターを設立いたしまして、保健事業に取り組んできたところでございます。御承知のとおり各種基本検診、それから疾病の早期発見とか、いろんな健康教室等もやっております。そういうことで、先ほど言われたように保健婦が4名じゃ少ないじゃないかというようなことではございますが、果たしてこれで十分でないというようなことであれば考えていかなきゃならないと、そんなことも考えておりますけれども、現時点では4名で十分な、十分なといいますか、日程に従って事業を進めているわけではございますが、人口2,500に1人ですkachūことであれば10名ですわね。そのようなことは、この保健事業を今後充実するということは非常に大事なことでございます。医療費の抑制にもつながるし、町民の健康増進にもつながる、体力向上にもつながるということから、非常に大事なことであるというふうに考えておりますが、現時点では保健婦4名で賄っているわけではございますが、今後は十分その辺については検討をさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 三股町の国保会計が25億、老人が22億、介護が15億、全体で60億ぐらいのお金を使っているわけですが、これの仮に1%でも節約できれば6,000万円ですよ、1%で。やはりそういうふうな、本当に国保会計、老人会計、介護の支出を減らすんだというふうな熱意で、やはりそこは町民とも協力しあって健康づくりに取り組むんだというふうな姿勢、やはりこれからはハードの時代よりもソフトの方に力を入れるべき、そしてお金を浮かしていく、この取り組みを本当にしていけないんじゃないかなと、私は思います。やはりそういうことが、地域を活性化することにもつながる、そういう観点で、トータルで医療、福祉、保健、それとまた子供たちに対する食育ですか、そういうふうなことも取り組んでいってほしいなと思いますが、今そういう点での連携とかいうふうなのはできているのでしょうか。食育の方はどうなんでしょうか、お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 町民保健課長。

○町民保健課長（間世田和文君） お答えいたします。本当に医療費年々増加しておりまして、その原因の一因といわれてますのが生活習慣病だといわれております。本町におきましても、各種の病態別の健康教育等を開きまして、その教育等に、指導等に当たっているわけですが、なかなか参加者数が少ないというのが現状でございます。だから、そういうことを踏まえますと、これは生活習慣病につきましては、ふだんの生活習慣で直すしか方法がないといわれてますので、今

後は若年期からの指導というのが大切になってくると思います。また、そのためには、もっと大切なことは地域住民、または当事者の参加、これが一番重要だと思っておりますので、今後はそういうことを踏まえまして、地域のリーダー的な養成、育成、こちらの方に力を注いでいきたいと思っております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） ぜひ、地域力を高める活動、いろいろな取り組みをお願いして、次に移ります。

文化会館のことですが、霜の害でれんがが、はがれたというんですかというふうなことでしたが、北諸都城地区は昔から霜がひどいというのはわかってることですよね。そこら辺が、なぜ、じゃあ、その事前にそういうふうな調査はしなかったのか、ちょっと腑に落ちないんですが、セメントれんがを除いてというふうに言われましたが、前もってそういうふうなことはわかってなかったのかどうか質問いたします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいまの御質問は建設にかかる前の計画の段階ということだと思いますが、その辺では全くタッチはしてないんですけれども、設計をして、そして敷石としてれんがを敷いたと、敷くということで、設計事務所の方がされたわけですが、それについてはれんがを敷くことで、町の方も当然同意してたということであろうと思います。そのときについては、凍害についての想定ということにはなかったものと思っております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） そのことはさておいて、私この質問をする前にちょっと過去のことであったものですから、ちょっといろいろ調べたわけですが、この文化会館の件では入札が済んだ後で途中れんがを台湾製にかえましたよね、その工事が始まってから変更した理由は何だったんでしょうか、町長お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいま敷きれんがについての御質問かと思えます。敷きれんがについては、これはオーストラリア製ということで、台湾製に変更した部分については、いわゆる建物の壁のタイルということでございます。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） それは、それでよろしいんです。私が聞いたのは、その壁のれんがのことで、途中で工事が始まってから変更した理由、こういうことは、ほとんど事例はないんですよね、それで公共工事で台湾製は使わないというのが建築業界の常識だと聞いております。落札業者の利益供与ではないかというふうなことが疑われるんですが、どうなんですか。

○議長（原田 重治君） 助役。

○助役（原田 一彦君） その時点で、今の件につきまして、携わった人間が今いないものですから、じっくり調べなくてはちょっと返答はできません。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） じゃあ、次の議会のときにまた返答いただきたいと思います。

それと、1億円の追加工事があったと聞きました。その設計変更は妥当なものであったのか、今、現に雨漏りがしたり、いろいろ不具合があつてゐるわけですよ。やはりたった3年、4年の文化会館がそういう町民からも指摘されるような不具合というのは、やはりおかしいと思うんですよ。そういう点で、設計変更だとか、1億円の追加工事とか、そういうふうなときは施工業者の言いなりになるのではなく、やはり第三者の専門機関に判断してもらうべきではないかなというふうなことを思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 文化会館につきましては、平成11年から12年にかけて建設をしたわけですが、そして平成13年の11月3日オープンをいたしております。この建物の建設につきましては、やはりつくる段階で建設中に設計変更はいろいろあるのは普通でございます。それで1億円という大きな何を出したということですが、その辺の調査については、前の書類等を見なければわからないわけですが、これらについても調査の上、御報告を申し上げたいというふうに考えるところです。

以上です。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 最後に、1点、この前の9月議会で建築物の文化会館の保証期間は2年だというふうなことを言われましたが、今いろんなマンションの件なんかでもいろいろな瑕疵担保期間ちゅうんですか、それはほとんど10年なんですよ。そういう意味でやはり税金で建てられるものに対して、やはり最大限保証期間というふうなのは、たった2年で受け渡しというふうな契約ではなく、やはり法律に基づいた10年という期間ですべきではないか、やはり雨漏りがしたとか、いろいろあつた場合に、もう保証期間が切れてるからそちらでしてくださいというふうなことは、個人の住宅でも考えられないと思うんですね。そういう点でどうなんでしょうか、町長お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 9月議会でお答えした2年間というのは請負契約上2年間ということで、瑕疵担保責任期間がなっております。これについては、昭和49年の最高裁判例ということで、これは有効ということとなっております。まあ、その2年ということで、契約を結んでい

る以上は2年間ということですね。ただし、施工業者の過失、重大な過失によって、そういう不具合が生じた場合については、これは民法の規定10年という形で契約上もなっております。一応れんがという形での答えになりますけれども、それについては欠陥があったということでもないわけですので、れんがについては問えないということになるろうかと思えます。

あと、その他の不具合については、業者の方にきていただいて、雨漏り等の調査はしてもらっておりますが、その原因が現在のところではつかめてないと。今後さらにその辺の調査はしていきたいと、それについては業者の方に、いわゆる施工的な部分もお願いしたいということで考えております。

○議長（原田 重治君） 上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 故意に手抜きするとかいうふうなことだけじゃなくて、やはり今世間で、松下電器が石油温風器ですか、その欠陥があったというふうなことで、10年、20年前の製品まで今調べようとしております。そういうときに、やはり公共建築物を過失があるかなんかろうが、やはり10年ぐらいは後のあれを、その不具合のときは修理するとか、そういうふうなことはやはりもっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（原田 重治君） これより昼食のため、1時半まで本会議を休憩いたします。

午後0時06分休憩

午後1時30分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議といたします。

ここで、上西さん質問の中で回答をもらってないということでもありますので、教育長お願いします。

○教育長（田中 久光君） 先ほど、子供、児童生徒の安全にかかわることが質問に出ておりましたので、今取り組んでいることをお伝えしたいと思います。実は、御存じのとおり広島、栃木あたりで事故が起こり、そしてきのうは塾の、きのうおとといは塾の先生が刺すというようなことまで、どこで何が起こるか分からないような状況になってまいりました。まあ、それはそれとおいて、先ほどの質問の中で登下校の安全にかかわることが出ましたが、実は教育委員会といたしましても、安全マップについて災害等の危険箇所作成図をつくっていただいておりますので、これを全学校に配付しております。そして、校長会等で念を押しながらここここは危ないですよというような危険箇所、それから、例えば防空ごうとか、自然洞窟とか、河川の危険な箇所、それとか通学による土砂崩壊危険場所、そういうところを示しているところがございます。それから、今登下校の安全確保ということで、「見守り隊」というのを立ち上げてやっております。先

だつての勝岡小学校校区でも第2回目をやりましたが、全学校立ち上げるように今指導しているところですから、3月までには全小学校安全推進協議会の中の「見守り隊」が立ち上がると思います。要するに、三股町民上げて子供を守っていくというような姿勢で一つ取り組んでほしいということ、さきの自治公民館長会でもお願いしたところであります。

以上のように取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（原田 重治君） 発言順位4番、齊藤さん。

〔1番 齊藤ちづ子君 登壇〕

○議員（1番 齊藤ちづ子君） 質問にさきがけ一言申し上げます。自立していくためにはどうしていけばいいのか、何をすれば生き残れるのかを考えて質問するものであります。

それでは、1番、自然を活かしたまちづくりについて、まず①番、風力発電を取り入れる考えはないかお伺ひいたします。霧島から吹き抜ける風が風車のプロペラを力強く回転させ、風の力で自然を活かし、電気エネルギーが生まれたならどうでしょう。きっと地域に恵みをもたらす風となることでしょう。私は、大隅半島の輝北町に勉強に行ってきました。なぜ、人口5,000人の町がこんなことができるのか不思議でなりませんでした。方法は二つあります。一つは企業誘致の方法であります。メリットは観光としてのメリットと法人税が入ってくるということです。もう一つは町全体でつくる方法です。発電機1基で約750世帯が1年間使用する電力が賄えるというものですので、町民が潤うわけですが、しかし、これには金がかかりますので難しいと言われるでしょう。だけど妙案があります。これは後で、自席でお話することにします。

次に、②の沖水川上流に散策コースをつくって奥長田溪谷なるものをつくる考えはないかお伺ひいたします。本町の長田地区は自然が豊かなところであり、これを活かさない手はないと思ひます。先日、研修で熊本県の菊池に行きましたが、我が町でも負けない自然があるのにと思ひました。山に木を植える活動をかねて、長田の沿道に毎年もみじを植えていけば、補助の対象にもなるのではないのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

次に2番、宿泊施設の必要性についてお伺ひいたします。スポーツの合宿所として、また三股町特区どぶろくイコール宿泊所と思うのですが、宿泊施設を考えられないか。最近、旅先で自然の中を散歩する高齢者がふえているそうです。また、ジョギングコースとして利用できるようにすればスポーツの合宿所としても必要になります。まして、どぶろく飲んで都城に宿泊されたんじゃ悔しいですね。最近、北海道からゴルフツアーならぬパターゴルフツアーがあるそうです。冬場は南九州でスポーツをとれば、おのずと宿泊所が必要になってきます。何か手だてはないのでしょうか、町長。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1番目の自然を活かしたまちづくりについて、①の風力発電を取り入れる考えはないかということでございます。資源の乏しい我が国におきましては、エネルギー総供給の8割を海外に、また約5割を石油に依存している状況であるということでございます。本町における主な消費エネルギーは、電力や太陽光発電を初め、ガス及び石油等の燃料などであり、これらは町民の生活や諸産業など社会経済活動の基礎的要素で、都市の発展において必要不可欠なものでございます。

本町は都市化の進展や生活水準の向上等により、エネルギー需要が年々増加してきており、さらには住宅建設や公共下水道及び上水道等など、もろもろのハード事業などが進む中で、今後エネルギー需要は増加していくものと予想され、引き続き安定供給を図っていくことが必要であろうかというふうに考えます。

一方、産業の拡大や生活水準の向上など、経済社会活動の大規模化に伴い環境負荷が増大し、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境問題が顕在化しております。このような中、太陽光発電、風力発電などの新エネルギーについては二酸化炭素排出量低減のため、地球環境問題への対応等から導入、促進が求められておりますが、風力発電については、風向、風向き、風速の変動により安定したエネルギー供給の難しさがあるというふうに言われております。特に、全国風況マップを見ますと霧島盆地は風速4メートル以下の地域であり、風力発電の施設を設置しても効果は期待は薄いようでございます。県内では北方町と串間市で設置されておりますが、実態をお聞きいたしますと、発電導入費用は高額であり、メンテナンスや修繕等の維持費がかさみ、費用対効果は余り期待ができないというような状況でございます。

したがって、町の財政状況を見ますと、今後重要な懸案事項が多いことから、風力発電の設置につきましては新エネルギー課題としてとらえておりますが、費用対効果等から考えますと、今のところ考えてないところでございます。

それから、②の沖水川上流に散策コースをつくって、奥長田溪谷なるものをつくる考えはないかということでございます。本町の沖水川上流長田峡は、鱒塚山のふもとから矢ヶ淵公園に至る延々10キロにわたる峡谷であります。本流は岩をかみ、渦は石を穿ち、ために兩岸の岩は天地にかけたびょうぶのごとく、このように三股町史に紹介されているように、数カ所の大きな淵が溪谷を形成しており、町民や太公望の憩いの場として親しまれているところであります。本町では、この溪谷の2カ所、長田峡公園と矢ヶ淵公園を年次的に整備しておりまして、町内外の人々が四季を通じて訪れるようになっております。特に、長田峡公園は峡谷の景観がすばらしく、長

田峽の代表的な美観の一つであることから、遊歩道やあずまや、駐車場、トイレ等を整備したところであります。

御質問の散策コースついてでございますが、長田峽は自然が形成した峽谷であることから、自然の変更を伴う開発には慎重さが必要ではないかと考えております。また、峽谷であることから豪雨時の増水が急であり、足場の不安定要因もあり、散策コースの新設には来訪者や維持管理の安全性をも考慮し十分な配慮が必要だろうというふうに考えております。このような点から、今のところ奥長田溪谷なるものをつくる計画はございませんが、費用対効果、安全面、自然保護など総合的な観点から事業効果、必要性があれば検討の余地はあるんじゃないかというふうに考えております。

次の宿泊施設の必要性についてでございます。①のスポーツの合宿所として、また三股町特区どぶろくをと思うが、宿泊施設は考えられないかということでございます。スポーツの合宿所としてどぶろく特区を生かした宿泊施設づくりは考えられないかということでございますが、御承知のとおり現在国の方では三位一体改革が進められており、今後の地方公共団体の財政運営は合併の是非にかかわらず極めて厳しい状況下におかれていることが必至の状況でございます。

一方、本町が今後取り組んでいかなければならない課題は山積しており、教育分野だけに限りませんが、中学校の整備事業を初め、小学校の耐震補強事業や小学校体育館の建てかえ、さらには学校施設や社会体育施設などの維持補修等の事業がメジロ押しでございます。スポーツの合宿所は、スポーツの振興を図る上から大変意義のある施設であるとは考えておりますが、しかしこういう財政状況の中、また優先すべき事業を数多く抱えている中、現時点での建設については今のところ難しい状況でございます。どぶろく特区については、地域活性化の起爆剤になりうるものであり、その奨励と活用は今後の重要な課題であります。現在許可を受けているのは1業者で、今後関係者の理解を得ながら、このどぶろくづくりをいかに広げていくのか、この辺の取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。

以上、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） ちょっとさきにこれ、財政課長と税務課長と助役に配りたいんですけどよろしいでしょうか。——町長には、先日本渡ししましたので、先ほど自席から妙案があるということで、ちょっと鹿屋の方のちょっと勉強してきたんですが、実はプリンセス鹿屋債というのを、町民が、町民債というんですかね、を発行して、それを財源としていろんな事業とかに使うというものなんです。これは鹿屋のちょっと勉強させてもらったんですけども、今財政面でできないという、何を言っても、もうできないという、そういう状態ですよね。それで、これが10万円、50万円、100万円、200万円、300万円という一口買っていただくんで

すね、三股だったらあれですけど、鹿屋の場合は発行予定額を5億円と定めて、それで募集されたんですが、詳しいことは公園や道路などの公共施設の建設事業には税金のほかに市債、この場合は市ですので市債が充てられます。これらの施設は長期にわたり利用できるもので、単年度の税金で負担することは世代間の公平を図る観点から不適當ということにもなるからです。また、これまでの市債の借入先は国の資金や民間金融機関などからでしたが、市債の一種として住民参加型ミニ市場公募債の発行が推進されていますということで、詳しいことはあるんですけども、それでこれの利率が一番最後の方に、南日本新聞に出たんですけども、応募者が2倍を超えたということで、利率も0.8%に人気が殺到した。1年間に2回ほどあれが入ってくるというものなんですけども、だから単独でいくからもう財政が窮屈で何もできない何もできないで、夢のない話ばかりじゃなくて、本当になにか生き残っていくために、まあ、私は1例として風力発電とか、そういうことを申し上げたんですけども、何かを、みんなが夢が持てるようなことを、もっと考えていかなければいけないのじゃないのかなと思って、質問しました。で、前向きに取り組んでいただけるような返事はきょうはできないと思いますので、今後こういう方法もあるのかということで、もっと勉強してほしいなと思います。で、鹿屋に問い合わせましたら、宮崎市がやってるよということで、議長にも相談しました。宮崎市までちょっと走って勉強したいなということで、まだちょっとできないんですけど、私は私で勉強していきたいと思いますので、財政がないからあれも縮める、これも縮める、何もない、でも自立で生きていかないといけないとなったら、何か本当に見出さないといけないのじゃないのかなと思います。

それと、風力発電のことですが、輝北町に行きましたら、町がお金を出して、その風力、風のあるところを探すとかじゃなくて、企業がやってくださったそうなんです。で、そういう方法もあるんだと思って、本当に5,000人の町であれほどの九州一の風力発電ができてるとするのは、本当に不思議だったんですね。そしたら、企業誘致の形で、企業が入ってきて、そして電気を起こして、それを九電に売って、その売上によって町に法人税が入るといった形のものでした。中には、町が買って、そして実際民家に電気を売るという、そういうところも長島町とかあるそうです。

で、風力発電のことはそれでいいんですけど、あと長田峡ですか、奥長田溪谷なんですけど、前、宮村の奥の山に木を植えに行ったことがあるんですけど、そのときに間世田課長が山の関係の課長でしたよね。そのときに後から聞いたんですけども、補助があるよ斉藤さん、何か植えるんだったら、こういうのも利用できるよという話を聞きました。そういうのを利用しながら、本当に自然のすてきな長田峡から奥ですよ、もみじを毎年あれで、町民に植えていただくような運動をしていったなら、将来は奥長田峡はすてきだよというようなまちづくりにつながっていくのじゃないのかなあとと思って質問したんですけども、そこら辺はどうですかね、できないですかね。

返事をお願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） まず、先ほどの提言について考えを申し上げてみたいと思います。年々国、地方問わず、財政状況が非常に厳しさをましているわけですが、そこで予算がなければ知恵を出せと、創意工夫、また発想の転換が強く現在は求められているところですが、先ほど紹介のありました民間の資金を利用した住民参加型ミニ市場公募債というものです、非常にこれはユニークな、また画期的な有効な事業ではないかというふうに考えております。今後、これらにつきましては十分勉強をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、それとこの風力発電の件ですが、先ほどもちょっと申し上げましたように、霧島盆地は非常に風の風速4メートル以下ということで、風の何がですね、非常に低いちゅうわけですね、そのようなことから適地じゃないと、本町におきましては、霧島盆地につきましては、そういうデータも出るところでございます。さらには、これは九州電力の資料を持っているわけですが、これを見ますと、やはり風力発電のメリット、デメリットというものがいろいろあるわけですが、メリットにつきましては、エネルギー源が無尽蔵であるというメリットがございます。そのほか発電時に二酸化炭素の排出がないということで、これがメリットということでございます。また、反対にデメリットにつきましては、1基当たりの発電量が少なく、多くの電力量を入れようとすると非常に広大な面積がいるということですね。それから、風が吹かないとき、また強すぎるときは発電ができないということですね。吹かないときもいけない、強い場合もいけないというようなことですね。それと風車が回転するとき非常に騒音ですね、騒音を発生するということですね。それから、発電にかかるコストが非常に高いというようなデメリットもあるようでございます。そういうことで、もしやるんだったらいろんなハードルを越えなければ考えられないんじゃないかというようなことを考えているところでございます。

それから、長田峡の件でございますが、もみじをずっと植えたらどんなかと、まあ、本当非常にいいこの考えというようなことで考えているわけですが、現在もあの辺には、もみじ街道というのは植樹しているわけでございます。ここで、またそのような検討をしたことはございませんので、即答はできないわけですが、やはり梶山からこの長田にかけての延長10キロのアトリエロードということで、通称いっておるわけですが、やはり梶山、長田地区につきましては、やはり陶芸家が4名おられます。そしてまた矢ヶ淵公園、長田峡、権八重公園、しゃくなげの森、観光面でも非常に資源が多いわけでございますので、今後それらの資源を活かしながら、さらに観光客等を、交流人口をふやしていったらというようなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） それでは宿泊施設の件ですが、スポーツ合宿所にこだわってなんか、前回のときも話したんですけど、実は町民の中に金のかかる合宿所をつくってくださいということじゃないんですね。今言われましたように、交流人口をふやすということを今町長が言われました。そういう意味で、もし合宿所ができれば、全国に顔のある町民の方がいらっしゃるんですよ、僕たちが幾らでも呼んでくるよ、この自然の中でジョギングができたり、そういう自然と触れ合う場所ができて、泊まる場所があれば幾らでも協力して、全国から連れてくるよという方がいらっしゃる、方々がいらっしゃるんですね。で、そういう意味もあって、私も質問してんですけども、それと冬場、先ほどちょっと言いましたけど、北海道とか東北の人たちはスポーツができないんですね。で、南九州に求めて宿泊してでも来る人たちがいる。それから、この間テレビで見たんですが、先ほども言いましたように、自然を散策するとか、散歩する、そういう宿泊の客、高齢者の宿泊客ですけど、そういう人たちもいると、そういうことを考えたときに、うちの町も当てはまるよねということを感じるんですね。だから、本当に即答はできないと思いますけども、前向きに考えていただけないかなと思います。そこら辺をもう一度町長にお願いしたいと思います。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申しあげましたように、予算がなけりゃ知恵を出せということをお願いしましたが、非常に厳しい状況でございます。そういうことから、現存する施設で、町内は、地区公民館、分館とっておりますが、9つの分館がございます。また、ことしの4月にオープンした元気の杜もございます。そのような施設を条件整備いたしまして、これを有効に利用していったらどんなだろうかとということで、今内部でも、今検討に入っているところでございます。そういうことで新たに宿泊施設を設けるよりか、ある施設を有効に使っていったらどんなだろうかとということで、現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 齊藤さん。

○議員（1番 齊藤ちづ子君） これは、ほんの一例として聞いていただきたいんですが、勝岡温泉がありますよね。で、私も詳しくはわからないんですけども、あそこをもうちょっと何か考えたら、温泉つき、どぶろくつき、宿泊というようなこともつながっていくんじゃないのかなということを感じるんですけども、そこら辺は町長はどのように思われますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 勝岡温泉の件につきましては、私も話を聞いたところでございますが、やはり今の施設は非常に老朽化も激しいんじゃないかというふうに考えております。で、いずれ

にしても、やるんだったら施設を整備しなけりゃならないということから、そういうことで、旭ヶ丘公園施設に非常に近い関係で、スポーツの合宿所としては、非常に適地にあるんじゃないかというようなことは考えております。この勝岡温泉の件については、まだ内部でも全然検討はいたしておりませんが、考え方としては非常にすばらしいものになるんじゃないかというふうに考えております。まあ、何にしろ、何と言いましても財政が一番でございますので、この勝岡温泉の件については、ここでどうということは、ここでは言えないような状況でございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 発言順位 5 番、東村君。

〔7 番 東村 和往君 登壇〕

○議員（7 番 東村 和往君） ただいまの 1 番議員の質問とダブル点もいくつかあろうかと思いますが、通告に従いまして、地域の活性化について質問してまいりたいと思います。

まず、観光振興策についてであります。本町における観光資源といえば真っ先に上げられるのが椎八重公園と上米公園であろうかと思っております。この 2 つについては、年次的に整備がなされており、上米公園においてはパークゴルフ場も完成しつつあります。また、そのほかには長田峡、矢ヶ淵公園あるいは民間の施設としてしゃくなげの森、そして陶芸家の窯が連なるアトリエロード等も上げられます。さらには牛の峠も九州百名山の一つに取り上げられております。これらは一般的にいう観光地としての施設や資源であります。もちろん数少ない観光資源としてできる限りの整備をしていく必要はあろうかと思っております。また、そのほかにも民間の施設で最近つくられた施設があります。都城の宮島氏が私財を投じてつくられた涼松峠のパラグライダー基地と松ヶ尾のログハウスであります。これらも本町の観光資源といっても過言ではないと思っております。このようにじっくり足元を見つめれば、あながち数少ない観光資源ということでもないようであります。

ところで、今回私が申し上げたいのは、今の低迷が続く経済状況や、また団塊の世代が順次定年を迎えつつある時期になっていること等を考慮するならば、町内各地に埋もれている史跡等の埋もれた資産と申しますか、足元の宝物を再認識し、さらに活用していくことも大事になってくるのではないかと考えております。と申しますのは、高齢者というよりも熟年者、定年退職者が年々ふえてきている今日、時間的なゆとりはあるもののそうそう頻繁に遠くの観光名所に行くわけにもいかないのが実情であろうかと考えられます。このような人たちは余暇を過ごすのによくいわれる安近短、すなわち安くでいけて、近場で、短時間で済ませられるところを求める傾向が強いようであります。現に、私の店にもここ二、三年牛の峠とか、寺柱の関所跡とかを尋ねて来られる人たちが目立ってふえてきております。つい先日も年輩者がいっぱい乗ったマイクロバス

がとまり、中からタウン誌を片手に牛の峠に行きたいがどういったらいいのかと尋ねてこられました。また、おとといの、ああ、きのうか、きのうの日曜日もそれぞれ違った二組の夫婦と思われる方々が同じように聞きに来られました。そういった現状を踏まえた上でお尋ねをいたします。まず、一番目に本町においては従来から観光振興という面には余り積極的には対応していないようではありますが、この観光振興ということについて、町長としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

そして、二番目に、本町に現存する史跡等の文化財の保存状況はどうなっているのか、またこれらをどう整備されていく方針なのか、お伺いをいたします。実際問題として町内に点在する史跡について、地元の住民自体がどこにあるのかよく知らない。ましては、その歴史的な意味合いについては全く知らないというのが現実であります。私自身を含め、大人の世代がそのような状況ですから、将来の三股を背負って立つ子供たちはなおさらのことであろうと思います。これらを整備し、だれもが気軽にいって見聞できるようにするとともに、小中学生たちにおいては遠足あるいは社会科の勉強などに活用できるようにすることは、大いに意義のあることであると考えます。また、そうすることによって我が郷土三股を愛する心が生まれ、愛郷心が、芽生えてくるとともに、豊かな心が養われ、三股町に生まれ育った誇りと自信が湧いてくるのではないかと思います。

そこで、一つだけ提案したいことがあります。全国各地にはこういった史跡等を案内し、説明するボランティアを組織している自治体が多くあります。本町においても伝統ある郷土史研究会という組織があり、また若い世代にも郷土の歴史に詳しい人もおられると思います。こういった方々の中からボランティアを募り、見学者に説明するグループをつくったならば、本町の埋もれた史跡や文化財等に対する認識も高まり、また訪れる人も次第に増えてくるのではないかと思います。いかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

次に、過疎の問題についてお尋ねいたします。本町においては、町長も折にふれて言われるように、西高東低、すなわち都城市に隣接する地域は人口が増加しつつあり、東部の山間地方面は過疎化が進行している状況であります。その中で、長田、梶山地区については、以前から施策として過疎化防止が図られておりますが、近年宮村地区においてもその傾向が見られるようになってきました。現に、宮村小学校においては今年度の新入学生は7名であり、全校児童数は87名となってきております。今後のシミュレーションによりますと平成21年度から複式学級になり、24年度からはすべての学年で複式学級になるとの予測が出ております。

このことから、宮村地区においては先般公民連協が中心となって、町長に陳情書を提出するとともに、先月から学校、PTA、各種団体等とも連携して、過疎対策協議会を結成し、その対応策について協議を開始しました。地区としては、当面の要請として梶山、長田、両地区に適用さ

れている過疎対策指定地域を宮村地区にまで拡大していただきたいということと、開発公社による宅地分譲もぜひとも実現をしてほしいということとあります。この点について、町長としてはどのように考えておられるのかお答えをお願いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、地域活性化について、①の本町観光振興策について伺うということでございます。本町は、都城盆地の東南に位置しておりまして、東方鰐塚山系に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれております。東部の山間地は鰐塚県立自然公園として指定されておりまして、県立自然公園ゾーンには眼鏡橋のある矢ヶ淵公園、豊かな溪流をなす長田峡、6万本のツツジが植えられてある椎八重公園、また日本有数のしゃくなげの森など、多くの景勝地があるわけでございます。また、陶芸家のアトリエが多く存在する長田路をアトリエロードとしてPRに努めているところでございます。

本町の平成16年における観光者数は約13万8,000ということで推計をいたしております。ここ数年の観光者数は横ばい傾向にございます。しかしながら、本町の観光資源が持つ魅力からすると観光者数が増加する余地は、まだまだ多くあるんじゃないかということでございます。今後とも椎八重公園や上米公園の整備などソフト、ハードの両面にわたる観光の整備強化を図って、観光客の来訪を促す努力を続けていきたいというふうに考えております。

先ほど、牛の峠線のことについてでございますが、平成16年の九州の山百選に選ばれてから、登山愛好家から問い合わせが多くなり、訪れる人もふえつつございます。この牛の峠はかつて薩摩藩と飢肥領を結び、人や馬車が往来する重要な交通路だったところでもございます。この峠へは、高畑川に沿う林道で登山道入り口にいたり、約1時間で頂上に到達をいたします。要所、要所に森林管理署が案内板を設置しておりますが、さきの台風等で林道の路盤等が傷んでおり、今後調査し、森林管理署と連携を図りながら整備をしていきたいというふうに考えております。

このように、今までの公園等を中心にした観光とともに、山や史跡等もルートに含め、本町の観光ルートのネットワークづくりに取り組み、町内外にPRをしてきたいというふうに考えております。

なお、観光振興についてということでございましたが、本町におきましては三股町観光協会を中心にいたしまして、いろいろ観光の推進を図っているわけでございますが、今のところでは祭り行事が主になっておりまして、その観光面推進の方について、なかなか観光面についての振興が図られてないというようなこともございますし、今後さらに観光振興、現在ある観光資源を有

効に利用、活用して、三股町の観光を売っていききたいというふうを考えているところでございます。

それから、②の史跡等の保存について現状と今後の対策をと、これにつきましては、教育長の方から答弁方をお願いしたいと思えます。

それから、③の過疎化の進んでいる地域について現状とその防止策を問うと、伺うということでございます。先ほども言われましたように、本町の人口の構図は西高東低型でございます、本町の人口減少地域といたしましては、第5地区、第4地区、そして第3地区でございますが、この10年間を比較してみますと、第5地区におきましてマイナスの15.5%という数字が出ております。第4地区につきましては2.8、第3地区については1.8という数字が出ております。このうち第5地区及び第4地区につきましては人口減少、あるいは児童数等の減少防止策といたしまして、平成9年度に三股町過疎地域定住促進奨励金制度を創設いたしまして、現在取り組んできているところでございます。その実績について申し上げますと、家屋の新築、これが43件、世帯員数で167名、それから転入転居、これが15件ということで、世帯員数が67名というような実績が上がっているようでございます。そういうことで、第3地区につきましても、減少の傾向にあるわけでございますが、来年度から過疎地域定住促進奨励金制度の実施に向けて現在検討しているところでございます。

今後、民活による住宅の整備が図られることを期待した、条件整備も必要になってくるのではないかと考えております。そのためには、やはり地域の各種団体の取り組みも必要でございますので、先ほど申されたように11月の24日宮村地区過疎対策協議会等も行われたところでございます。そういうことで、やはり行政と地域と一体となって、今後この過疎対策に対処していききたいというふうと考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、2番目の史跡等の保存についてのお尋ねですが、それについてお答えいたします。

本町には、町指定の文化財が5カ所、指定候補として位置づけられているものが6カ所あります。計11カ所が今あるわけですが、そのほとんどに所在をあかすために標柱を設置しているところであります。また、文化財の内容を詳しく説明した説明板も、そのほとんどの場所に設置しておりますが、民家の敷地内や険しい山中にある場合もありますので、一部未設置のところもあります。

また、草刈り等の清掃作業については、年に2回程度実施しているところでございます。今後の史跡、文化財の保存の考え方といたしましては、梶山城跡や勝岡城跡のような大きなかつ保存

整備に膨大な予算を要するものについては、しっかりとした保存整備計画を策定いたしまして、時間をかけて取り組んでいく必要があるかと思えます。

そして、地域の史跡、文化財に対する関心も次第に高まっているようですので、こうした時代の背景も踏まえまして、これまでとは別の視点に立った保存整備のあり方というものを、今後検討していく必要があるのではないかと考えております。そういう意味では、説明板の整備充実に、より一層努めるとともに、町内にはこれら11カ所以外にも、まだ貴重な史跡文化財があるわけですので、さらなる史跡文化財の発掘に努めてまいりたいと考えております。

それから、御指摘ありました説明ボランティアについてであります。御存じのとおりそれなりに豊富な知識が必要であります。だれでもいいというものではありませんので、郷土史研究会の会員の皆様、それから、歴史に詳しい人たちにも相談をしながら、今後こういう方面にも力を入れていきたいと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 今回の質問に当たって、いろいろ郷土史研究会の「ふるさとみまた」というんですか、これを見てみたら、三股町の文化財ということで、あれですね、職員の黒木君の記事で詳しく紹介されておりました。これを見て、三股にもいろいろ由緒あるところがあるなと思ったところです。いろいろ答弁いただきましたけども、今そういった形で順次整備が進められておるようでございますし、また今後さらに、整備していくということについてはお願いをしておきたいと思えます。

ところで、その中で寺柱の関所跡から牛の峠を越えて昔幕府の巡見使が通った街道といいますが、あったわけですが、この郷土史研究会の資料にも毎回牛の峠とか、巡見使については、述べられておるようですが、研究なされた方が。関所跡から峠まで約4キロぐらいだと、一里塚があるということで、4キロぐらいだろうということなんですが、昔巡見使がもちろん通ったあとで、現在は跡形もなく消えとるわけですが、ただそれらしい痕跡が残っていると、地元の詳細い、山に詳しい人に聞くと、武士の時代が終わってからは、あと山の木を切り出す道に使われたんじゃないかということのようですが、約4キロぐらいの道のりなんですが、現状はもう雑木、草木が覆い茂っているわけですが、それを何らかの形で草木をはらって、ちょっと手を入れていけば、先ほど1番議員の質問にもありましたけれども、長田じゃないですけども、本当の散策路になるんじゃないかと、山登りも楽しめると思うんですが、その点についてどう考えられるか町長か、教育長かどっちでもいいですが、お願いいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） まことに申しわけありませんが、しっかりした現地を踏査しておりま

せんので、今あくまでもこの資料、牛の峠40アートという資料を持っておりますが、そこまでの距離やら書いてありますけども、そのあたりをしっかりと現地調査をしまして、今お話のあったことやら、あわせながら検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 一つ全部を見られて、何とか手を入れて、そういうのが出きるようであればひとつ努力をお願いしたいと思います。

そして、ボランティア、案内ボランティアの件ですけれども、あっちこっち私なんかも研修にいたり、民間、民主団体でもいたりするわけですけれども、大体多くの地域が大体シルバー人材センターのメンバーの方が多いようですね。で、大体数の多いところは制服なんかつくられて、こちらから要請すればボランティアといっても、頼む方は旅行社を通じて何らかの支払いが支払われているんだろうと思いますけれども、そういった方々がおられると、本当に役場にもそういう問い合わせもあるとかという話も聞いておりますので、最初から何人もはできないでしょうけれども、最初は1人、2人からでも、そういうのを組織したいということで、募れば、何人か、わずかな数であっても、希望者も出てくるんじゃないかと思います。まず、その呼びかけをするということは大事だと思うんですけれども、そのような方向で検討していただけないかどうか、再度お答えをお願いいたします。

○議長（原田 重治君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） 大変大切なことで、実はまず、説明板、いわゆるしっかりした今退職された、今さっきの質問の中にもありましたとおり、退職された人、その他高齢者の方は今よく散策される姿を見ておりますので、まず要所には説明板をしっかり設置することが先決であるということを思っております。そして、今おっしゃるようにボランティアの人も呼びかけては出てこられるだろうと思います。それぞれに詳しい方がいらっしゃいますので、歴史にですね、それもそういう前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） まず、そういう働きかけをしないと、人も集まってこんわけですので、一つそういう呼びかけをして、また出た方々もそれなりにまた勉強もしないとまた人に説明ができないということですので、そのようなことも含めて検討していただきたいと思います。

次に、先ほど1番議員の質問でも宿泊所の問題が出ておりましたけれども、大分県の中北部ですか、安心院町というところがありますけれども、そこがグリーンツーリズムの先進地ですね、力を入れておりまして、まだ人口8,000人ぐらいの小さな町なんですけれども、ここの特徴

は農村民泊ということで、農家に人を泊めると、観光者を、そりゃホテルをつくったりとか、旅館をつくったりとかいうんじゃないくて、民家を利用して、民家にお客さんを泊まらせて、観光振興をやっているということのようですけれども、町内に14件の受け入れ先ができておるようでして、このことによって、安心院町グリーンツーリズムを町おこしに活用するためにいろいろ研究して、いろんな、これが全国に波及して、人を泊めて、金を取るということになると、これは当然食事を提供するわけですから、保健所の許可等があるようになって、いわゆる営業施設ということになるわけですけれども、安心院町がいろいろ国やら働きかけたおかげで、そういう保健所の許可を取らずにといいますか、ちょっとした検査を受けるのか知りませんが、ただここが考え出した方式は、安心院方式というのは泊まり客に金取って、食事出して宿泊料を取れば、これはもう営業になるわけですけれども、この安心院方式ちゅうのは会員制をとっていることなんですね。で、来る人は、一遍来てもらった人は会員になってもらって、会員は謝礼を払うというような形をとって、そのために保健所の許可も要らなければ、田舎で、ああして泊めたりするところは、またほかにも旅館業法とかあるみたいですが、そういうのに縛られずに自由に、親戚が泊まりに来るような感じで、そういう方式を編み出してやっていると、それで年間2,500組ぐらいの民泊のお客さんが訪れるということのようです。そういう方式をとれば、特にあるいは本町でも長田地域なんか、そういう、これも一つは呼びかけて募集してみないと受け入れてくれるところがあるかどうかはわからないわけですが、そういった金かけて宿泊施設をつくっても、それもまたできればいいことなんですけれども、先ほどから町長が言われるように財政やら考えれば、そう簡単にできないということであれば、そういった事務方式を取り入れて呼びかけてやってみるのもひとつの方法じゃないかと思うんですけれども、その点についてこういう方式は町長どう考えられますか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町におきましては、この民泊というところは現在のところないわけですが、グリーンツーリズムということで、そば道場がそのような施設になっております。以前、全国的に村民制度ちゅうのがありまして、僕も一時兵庫県の美方町というところで二、三年、その村民制度の会員になったことがあります。それは、向こうの特産品をよく2回ぐらい年に送っていただいたことがございます。そしてまた、直接行けば、今言われたように宿泊の恩典があるというようなこともありましたけども、一回も行ったことはなかったですが、二、三年そういうことで兵庫県の美方町の村民になったことがございます。まあ、年間一万円だったでしょうか、会費を納めておりましたけども、そういう制度も現在全国的にはあるようでございますが、やはり先ほど言われましたように長田地区で、そういう民泊という制度を取り入れてやったら、先ほど申し上げましたように、交流人口も大分ふえるんじゃないかということを考えており

ます。それで、椎八重公園のこのつつじ祭りの期間、ちょうど2週間ぐらいですけども、約7万か8万だったと思いますが、その2週間ぐらいで、そういう多くの観光客がみえるんだから、やはり三股町に引きとめてお金を落とす、何ですね、方策を考えられないかと、そしてまた、物産三股町の名産を、特産品を買ってもらおうということになると、その辺の何を、もう少し考えていったらいいんじゃないかというようなことを考えているわけでございます。先ほど申しましたように、観光振興の面からも、やはりそういうことを商工会当たりと十分連携をとりながら、その辺のことを今後十分考えていきたいと。やはり観光振興、やはり産業の振興でもございますが、やはり農協、それから商工会、行政ですね、こういう3者が一体となって、今後十分考えていく必要はあるんじゃないかということを考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 町長としても、また庁舎内でもいろいろと研究はされておるようで、そういった、今言われたような方式やら安心院方式やら、いろいろ検討して、町長も先ほど言われたように、金がなければ知恵を出せというようなことのようなので、こういう現状の中では、いろいろと前向きに検討していただいて、観光協会、商工会、あるいは今言われたように農協等も含めて連携をとりながら、ただ検討するだけじゃなくて、確実に一步を踏み出していきたいと、そういうことをお願いしておきたいと思っております。

最後に、宮村地域の問題なんですけど、先ほど言われたように11月24日過疎対策協議会、町長も総務課長も来られましたけれども、そのときの町長のお話の中と、ただいまの答弁にも検討したいというところまでしか聞き取れなかったんですが、現実はどうなんでしょうか、宮村地区にそういう地域指定、この点についても間違いなく指定をしていくという方向でよろしいんでしょうか、再度お願いします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） やはり奨励金制度、すぐは効果は出ないと思っておりますので、やはりこれについては十分に十分周知徹底を図って、そしてやらねけりゃならないというふうに考えております。それにつきましてもやはり行政と、この地域が一体となってPRをしながら、この奨励金制度をもっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） 確かに周知徹底は必要だろうと思っておりますが、その確かあの制度は条例で梶山と長田地区に限定されてたんですかね、となるとそれを宮村までとなると、条例改正ということになってこようと思うんですが、その点についてちゃあ。（発言する者あり）要綱で

すか。ああ、要綱ですか。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 要綱で平成9年に定めて、それを実施しているわけですが、要綱の改正をしたいというふうに考えております。

○議長（原田 重治君） 東村君。

○議員（7番 東村 和往君） じゃあ、そのようなことで要綱の方の改正をしていただいて、枠を広げていただきたいと思います。

最後に、宮村小学校の児童数の推移があったんですけど、ちょっと自宅に忘れてきたのかわかりませんが、先ほど壇上からもいいましたように、21年度に複式学級に入って、24年度にはたしかあったんですけどね、全学年がというような恐ろしいような数字になってました。そういう状況で地元宮村地区としても、大変危機感が出てきて、先ほど言ったように対策協議会等を組織して、いろいろ検討に始めておりますので、一つそのような方で行政としても、そういった要綱の改正、あるいは梶山が片付かんとどうもならないでしょうけれども、開発公社等による宅地分譲、その辺のところに向けて努力をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） これより2時45分まで本会議を休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時46分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、池田さん。

〔8番 池田 克子君 登壇〕

○議員（8番 池田 克子君） 通告いたしました男女共同参画社会基本法の対応について、それぞれお尋ねいたします。

この基本法は、平成11年6月23日に公布施行され、国、地方公共団体及び国民に男女共同参画社会の形成への取り組みを推進するよう制定されました。前文と第1条から第28条まであり、制定の主旨、基本理念、責務、基本計画、その他の基本的施策、参画会議等々各分野ごとに制定されております。昭和20年に始めて婦人に参政権が実現して以来、実に55年を経過しております。その間いろいろな女性の地位向上や男女が共同で社会構築に向けての取り組みがされましたが、やっとここに来て本格的に整備されたことを心から喜んで一人であります。

その基本法の第14条3項に、市町村は男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての

基本的な計画を定めるよう努めなければならないとあります。

当町も第4次総合計画の中で、4項目の体系が列記されているようではありますが、肝心な行動計画、推進体制計画が見受けられません。平成12年度に策定された三股町男女共同参画プランがあるとありますが、その計画書はあるのでしょうか。また、その内容についてお尋ねいたします。

次に、当町での男女共同参画社会の確立として、1、男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくり、2、あらゆる分野への男女共同参画の促進、3、だれもが働きやすい環境の形成、4、生涯を通じた健康増進と福祉の充実とありますが、どの部位がどれぐらい推進されたのでしょうか、それぞれの状況についてお尋ねいたします。

次に、男女共同参画都市を宣言し、男女共同参画推進条例の制定についてであります。男女共同参画社会基本法にのっとり、政府は平成12年12月12日、ちょうど5年前のきょうであります。男女共同参画基本計画を閣議決定いたしました。11の重点目標を掲げて、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとしております。この基本計画の対象期間は、基本的方向で平成22年までとなっておりますが、具体的施策は平成11年度末までを期限としています。

しかし、次年度よりの計画は猪口少子化男女共同参画担当大臣によって引き継がれ、一層の充実が図られるようであります。少子化対策と男女共同参画の推進は喫緊の課題であり、大臣みずから地方に出向いて真剣に語り合い、導火線をつくる努力をしていきたいと述べておられます。

当町の第4次総合計画の基本計画も平成18年度以降の見直し時期が来ておりますが、その策定内容はいかかなものになるのでしょうか、気になるところであります。ここで思い切って男女共同参画都市を宣言し、男女共同参画推進条例を制定してはいかがでしょうか。都城は既に制定されていることは御承知のとおりであります。もちろん、そのほかの各地自体も多数実施されております。また、静岡県の大須賀町も平成11年に宣言され、1年後には条例も制定されました。その町長さんが言われました。小さな自治体では首長の意識次第ですと、いろいろ準備段階が必要だと思っておりますが、まず町長の一念をお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいまの質問にお答えを申し上げます。

男女共同参画社会基本法の対応について、①の市町村男女共同参画計画は策定されているのか、またその内容についてということでございます。市町村男女共同参画計画は、平成12年度に三股町男女共同参画プランとして策定されております。この計画は家庭、地域、職場などあらゆる分野において、女性と男性が優しく支え合いながら、ともに参画する男女共同参画社会の実現に

向けて、町民と行政が一体となって取り組むべき施策を、総合的にかつ計画的に展開することを目的といたしまして、平成22年度までの10カ年計画となっているところでございます。

その基本目標といたしましては、1番目に、男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくり、2番目に、あらゆる分野への男女共同参画の促進、3番目に、だれもが働きやすい環境の形成、4番目に、生涯を通じた健康増進と福祉の充実、5番目に、男女共同参画社会の実現へ向けた体制づくりを進める内容となっているところでございます。

②に、男女共同社会づくりの内容と、その推進状況についてということでございます。三股町男女共同参画プランでは、5つの基本目標を掲げ、13の主要課題のもとに40の施策の方向で取り組むことになっておりますが、その数値目標が掲げられていないことから、数字でのこの進捗状況は示すことができませんが、一部各種委員会等においては計画前の平成12年が4.1%であったものが、平成17年度で12.1%となっております。県内平均からいたしますと、まだ低い状況でございます。農林水産業及び商工自営業における就業環境の整備においては、家族経営協定の締結の促進を目指してございまして、平成12年が22件であったものが、平成17年度で40件というふうになってございまして、着実に延びている状況でございます。その他男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくりが各分野で行われておりますが、今後とも引き続き推進していく必要があるかというふうに考えております。

それから、3番目の男女共同参画宣言都市の条例を制定してはどうかということでございます。この男女共同参画宣言都市の条例につきましては、県内で条例を制定しているところが延岡市と都城市の2団体でございます。また、全国的に見ましても非常にまだ少ないところでございまして、本町といたしましては、今後の検討課題として、現在考えているところでございます。

以上で、回答といたします。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） じゃあ、次、お尋ねいたします。

これは第4次計画、総合計画の中で、町長が策定されたという内容のようでございます。ほかの自治体のいろんな取り組みを見ますと、そこには行動計画とか、あるいは推進体制計画というものがされてございまして、しっかりと目標数値、そういうものが設定されているわけですね。これだったら、本当に単なる絵に描いた餅にすぎないと言っても過言じゃないと思いますが、これでよしとするのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 先ほども申し上げましたように、このプランにつきましては平成12年ですかね、策定をいたしておりますが、今後いろいろと制定づくりの中でいろいろと男女共同参画につきまして、いろんなPRをし、また推進をしていきたいというふうに考えているところで

ございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 国の基本計画では、11の重要目標を設定しております。例えば、町として取り上げられてないとか、その中では、男女共同参画の視点に立った社会制度、観光の見直し、意識の改善とか、あるいは女性に対するあらゆる暴力の根絶とか、11項目にわたっているわけですが、当町においては、何ぼ大目に見ても6項目ぐらいしか取り上げられていないようであります。ですから、この点について、内閣府から市町村男女共同参画計画の策定の手引きが提供されていたはずなんですけど、これらの手引きについても当町としては必要ないという方向でこの、まあ、町長は5項目とおっしゃいましたけど、これに4項目しか書いてないんですけど、これだけに限られたのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 本町の三股町男女共同参画プランを見ますと、平成13年の3月にでき上がっておるわけでございますけども、先ほども町長が申しましたように4項目、5項目ですかね、これを大きな基本目標としまして、それから、主要課題としましては、さらにそれを再度施策の方向としては40項目で、あらゆる分野のものが入ってるところでございます。ただ、先ほど御指摘のように具体的な数値目標が入ってない。したがって、その辺が今後の見直しの中では、やはりこういったものには、ある程度の具体的な数値をもって比較する。もちろん数値で比較できない分野も当然あるわけでございますけども、できるものについてはある程度数値を入れるべきかなというふうに考えております。そういうことで、見直しの時点では、そういったものの検討をしていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

本町の場合も国に倣って、ほとんどの分野が参画プランの中では入っているところでございます。以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 18年度には、第4次総合計画の後期計画として、当然この件についても見直しされると思うわけですが、今答弁なさったように、そういう計画ですね、行動計画と推進体制計画、これらを踏まえて計画されようと、お考えになりますか、その辺を確認しておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 総合計画につきましては、今各分野にそれぞれ分かれまして、今検討している段階でございます。そういう中で、総合計画の中で具体的に参画プランの推進をどういうふうにしていくのかということの具体的な措置等は、総合計画プランの中では出てこないと思っております。ただ、この参画プランの見直しをするときには、次回からはやはりある程

度は数値目標をつくらないと漠然とした計画であろうというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） 何回も申し上げますけれども、まあ、あのう、いきいき女性アドバイザーの方々を非常に積極的に御活躍されて、もう本当これはもっともっと大きく輪が広がればいいなと思ってるわけですが、しかし、せっかく計画されてても、さっきから言いますが、目標がなければ、確かに結果が出ないわけなんです。ですから、今後ぜひ数値を入れて、計画プランというものを立てていただきたいと思っております。

また、これらの推進については、やはり行政が言っただけでは実施されないというか、広がらないわけでありまして、当然身近な地域活動ですね、地域住民の方の御協力がなければ当然できないものも含まれております。で、そこで、男女がともに取り組むことから男女共同参画の意識が高まってくるわけでありますから、各地域に、各地区に男女共同参画推進委員というような方々を設置されるかどうか、委嘱されたらどうかと、その地域の中でそういう男女共同参画推進をするという意識のもとに、その方が核となつていろんな行事等をこなしていただければ、もっともっと住民の方への意識啓発も図られるんじゃないかと思うわけでありますが、これについてはいかがでございましょうか、お尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 十分そのところは検討をさせていただきというふうに思います。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） じゃあ、一つその件はよろしく御検討をいただきたいと思えます。

次ですが、行革、行革ということで、非常にきょうのいろんな質問、答弁の中に、行革をおっしゃっておるようですが、この男女共同参画というこの大きなテーマの中で、せっかくあったこの唯一の女性係というのが見受けられないんですが、これはどこにいったんございましょうか、これについてお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 女性係は、総務企画課の中に女性係としてはもうございません。女性係、今回の行政改革の大課制においては、課の統廃合、あるいは係の統廃合、と申しますのは、1係1人というような、あるいは女性係については0.5と申しますか、0.1なんか2なんかわかりませんが、要するに係を統廃合した関係で、1名でやってるような係のところはすべて統廃合したところでございます。そういうことで、係としてはなくなったと、担当としてはもちろんあるということでございます。総務企画課の行政係の中に担当としてはあるところでございます。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） やはりそういう担当としての名称というものがなければ、いろんなやはり女性からの御相談とか、いろんな、また、方々が、本当にもちろんわからなくなるわけですから、相談もなくなるわけなんですよね。ですから、何がありますよと言っても、知らなければ利用もできないわけですし、今後削減削減とあって、削減なんかもすれば改革につながるかといったら、そうともいえないわけなんですよ、やはり重要なポイントポイントにおいては、そういうものも残していただきたかったかと、本当にそれは残念に思った次第であります。もし、今後復活を有するようなことがあれば、ぜひ係としてしっかりと名称をうたっていただきたいと思います。よろしく願いしておきます。

次であります。この条例制定であります、この条例制定については、すべての町民の方々に関連しておるわけであり、この条例を制定するということは、この制定したことでもう終わりじゃないわけなんです。むしろその制定したことによって、それからが始まりなんです。ですから、この条例を制定したということが、町民の皆様の意識啓発に当然つながっていくわけであり、そのこと自体が町民の皆様がいろんな形で、それを活用することによって、町の活性化にもつながっていくわけなんです。ですから、町長さんが目指されている、おっしゃっていることには、「活力にあふれ、心温まる三股町」ということを目標にされているわけですが、先ほど申したように、首長の本当に一念で決まるんだと、どうするかというのは、もう一度町長にお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 条例化の問題でございますが、何といたしまして、この男女共同参画、これがいわれてまだあんまり時間もないというようなことから、もう少し住民の皆さん方が、町民の皆様方がもう少し意識を高めてもらうということも大変必要なことじゃないかというふうに考えております。すべてが行政主導型ではいけませんので、やはり住民そろって、そのような意識になってもらって、そういう時点でやはり条例化をした方がいいんじゃないかというようなことで、考えているところでございます。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） それ逆だと思います。やっぱり国が幾らよい法案をつくっても、やっぱり実施するのは自治体であるわけなんです。ですから、その自治体が力量と姿勢をしっかりと町民サイドに持つかどうかで、その町民はどう生活、暮らしを安全、安心の町に住んでいけるかという方向になると思うんです。そしてまた、平成11年にはできてるわけですから、平成もう12年が基本法ですから、もう既に5年たっているわけなんです。で、何もしなけり

や何十年たっても一緒なんですよ。

ですから、町民にそういう意識啓発が広まってから条例を云々なんていったら、これはちょっとだれが聞いてもおかしいと思いますよ。ですから、確かに努めなければならないという基本法の中では、市町村の場合は努めなきゃならないというふうにもうたってあるわけですけども、なにもしなければ、なにもかわらないし、むしろ後退し、前進は全く望めないということであるわけですね。ですから、もう一度政治の原点はなにかと、行政の原点はなにかと思ったときに、やっぱし町民あつての我々行政じゃないかと、私はあれなんですけども、皆さん行政の執行部じゃないかと思うわけですけども、この男女共同参画社会の形成ちゅうのは、本当に私は大事な1点だと思うんです。ですから、もっと真剣に、決意を持っていただきたいと思うんですが、ちょっと町民から勢いものがあつてちゅうのは、ちょっといただけませんが、もう一度町長に御決意をお尋ねいたします。

○議長（原田 重治君） 町長。

○町長（桑畑 和男君） 本町におきましては、男女共同参画、現時点でも大分進んでいると思います。各種委員また各種審議会等でもだいぶ女性の方の登用は進んでおります。なにも条例を制定しないからといって、やらないわけじゃございませんので、この条例化については、今後十分検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（原田 重治君） 池田さん。

○議員（8番 池田 克子君） それと、三股町は1市4町をけりまして、要するに単独でいくという決意をされておるわけですし、ほかのところがしてないから我々もしないというのは、今後通らないと思うんです。独自でもやるぞという決意があったからこそ、単独でいくと決意されると思うわけですね。ですから、ほかの例に見習って、今後もやっていこうということも改めていただきたいと思いますので、ぜひ前向きにいろんな皆さんのあれもありましたけれども、検討検討ばかりじゃなくて、実施の方向でぜひやっていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（原田 重治君） 一般質問はこれにて終了します。

すべての一般質問が終了しましたので、明日は休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、明日は休会とすることに決しました。

○議長（原田 重治君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日

の会議を散会します。

午後 3 時13分散会

議事日程(第4号)

平成17年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑・討論・採決
日程第3 議案第121号から議案第124号までの4議案一括議題
日程第4 常任委員会の政務調査報告
日程第5 議会広報編集特別委員会の研修報告
日程第6 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑・討論・採決
日程第3 議案第121号から議案第124号までの4議案一括議題
日程第4 常任委員会の政務調査報告
日程第5 議会広報編集特別委員会の研修報告
日程第6 議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

出席議員(18名)

1番 斉藤ちづ子君	2番 財部 一男君
3番 上西 祐子君	4番 福留 久光君
5番 大久保義直君	6番 重久 邦仁君
7番 東村 和往君	8番 池田 克子君
9番 別府 久光君	10番 原田 重治君
11番 中石 高男君	12番 山中 則夫君
13番 小牧 利美君	14番 宮田 強雄君
15番 黒木 孝光君	16番 的場 茂君
17番 桑畑 浩三君	18番 山領 征男君

2,885円を差し引いた残額が2億863万3,103円を翌年度へ繰り越すものであります。

なお、本案の歳入決算及び歳出決算については、決算書の事項別明細書及び決算資料並びに監査意見書に詳しく記載されてありますので省略いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

議案第112号「三股町災害対策本部条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

本案は、三股町災害対策本部条例昭和38年条例第15号に基本法が定めてありますが、この条文の第1条中第23条第6項を第23条に改めるものであります。

基本法第23条中には、第1項から第7項まで、この6項が三股町災害対策本部条例に不必要な条文であることから削除するものであります。

審査の結果、当委員会では、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

議案第116号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について説明いたします。

本案は、歳入歳出の総額83億396万8,000円に歳入歳出それぞれ4億6,875万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億7,271万9,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、繰入金の公共施設等整備基金繰入金4,700万円の減額、繰越金1億6,739万2,000円で、諸収入の雑入は一部事務組合清算返還金ほか1億3,837万7,000円に、一部事務組合歳計剰余金6,611万7,000円、町債、土木債で1,700万円は8件の事業決定分によるものであります。また、教育債の3,040万円は三股町中学校整備事業ほか2件で、災害復旧債1,800万円は、現年度発生都市公園施設災害事業分でございます。

歳出についても主なものだけを申し上げます。教育費小学校費の67万7,000円は、先生方の教科書代で、同じく、中学校費の720万5,000円も先生方の教科書代であります。

公債費の2,103万6,000円は衛生センター分で、諸支出金2億4,237万8,000円は財政調整基金積立金1億431万7,000円と、ふるさと振興基金積立金1億3,806万1,000円をそれぞれ積み立てするものであります。また、予備費は7,440万1,000円になるものであります。

補正予算全体については、事業実績と今後の必要経費が計上されております。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上で総務文教常任委員会の審査の結果について報告を終わります。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健委員長よりお願いします。福祉保健委員長。

〔福祉保健常任委員長 重久 邦仁君 登壇〕

○福祉保健常任委員長（重久 邦仁君） 福祉常任委員会の審査結果について御報告申し上げます。

議案は第77号、78号、79号、80号、113号、116号、117号、120号の計8件でございます。

まず、議案第77号「一般会計歳入歳出決算の認定について」御報告申し上げます。

本案は、監査報告に基づき、決算書及び決算審査意見に詳細に述べてありますので、省略いたします。

審査の経過、保育料の滞納合計額1,629万2,960円について、各園の滞納状況資料を検討した結果、14ある保育園の中で4保育園に15件以上の滞納があり、保育所長、保護者とよく話し合い、行政側も指導に工夫が必要ではないかとの意見がありました。

審査の結果、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第78号「平成16年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

歳入決算額25億7,763万4,651円、歳出決算額22億6,606万2,941円、差し引き3億1,157万1,710円となります。

保健税滞納繰越分1億4,337万5,533円のうち478万5,799円を不能欠損として処理しております。

詳細については、決算事項別明細書、決算審査意見書に記載されていますので省略いたします。

審査の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第79号「平成16年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」。

歳入決算額22億5,824万908円、歳出決算額21億7,071万5,391円、差し引き8,752万5,517円となります。

詳細については省略いたします。

歳入の主なものだけ言いますと、26ページ、項1支払い基金交付金、目1医療費交付金、節の現年度分12億4,452万3,000円であり、歳出の主なものに、28ページ、項1医療費、目1医療給付費、節の扶助費19億9,614万5,619円で、これは医療給付費の7万776件分であります。

審査の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第80号「平成16年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

歳入決算額15億222万6,849円、歳出決算額14億7,749万3,101円、差し引き2,473万3,748円となります。

審査の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。

議案第113号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例」についてであります。

三股町乳幼児医療費助成に関する条例、昭和49年三股町条例第4号の全部を改正するもので

あります。この条例は、乳幼児の医療費の一部を助成することにより、乳幼児期における失病等の治療を容易にし、乳幼児の福祉の向上と健全な発育の促進を図ることを目的としたものであります。

第5条において、町長は規定により対象者の認定を受けた者が保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等に及び保険者ごとに入院または入院外についてそれぞれ一月に350円を控除した額を助成するものであります。ただし、薬局について一部負担金に相当する額を助成するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第116号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

当委員会所管の補正は、福祉課において主な歳入は、民生費国庫負担金、民生費国庫補助金480万9,000円、民生費過年度収入944万3,000円であり、歳出では、社会福祉総務費1,254万5,000円、扶助費1,116万7,000円は実績見込みによるものであります。

町民保健課において主な歳入は、民生費国庫負担金、節の保険基盤安定負担金965万2,000円であり、歳出では、保険衛生費、節の負担金補助及び交付金減額369万4,000円は、1市4町合併に伴う清算金を調整減額するものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第117号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳入歳出予算の総額25億4,027万6,000円に歳入歳出それぞれ1,451万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ25億5,479万5,000円とするものであります。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第120号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」。

本案は、一時借入金の借入限度額に1億円を追加し、一時借入金の限度額を2億円とするものであります。平成17年度病院事業会計決算見込みは、マイナス1億4,873万3,366円の見込みであるため、歳計現金の不足を補うため増額であります。

審査の経過につきまして、平成18年3月に指定管理者と契約を締結予定しているが、医療業務の存続にすることについて、町民の不安を取り除くよう広報等で知らせるべきとの意見がありました。

審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設委員長よりお願いします。産業建設委員長。

[産業建設常任委員長 財部 一男君 登壇]

○産業建設常任委員長（財部 一男君） 産業建設常任委員会の審査結果について会議規則第76条の規定に基づき、御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第77号、81号、82号、83号、84号、114号、115号、116号、118号、119号の計10件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第77号「平成16年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入歳出決算の総額については総務文教委員長の報告がありましたので省略いたします。

歳入歳出決算の内容等については、決算書の事項別明細書及び決算資料に、また概要等については決算審査意見書に詳しく記載されていますので省略いたします。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第81号「平成16年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を説明いたします。

本案は、歳入決算が4,471万6,894円、歳出決算が4,461万4,776円で、差し引き10万2,118円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、使用料が1,059万4,138円、町繰入金が3,397万7,000円が主なものであります。

また、歳出は、施設管理費800万2,037円と、公債費2,923万7,846円となったものであります。

審査の経過の中で意見等が出ましたので申し上げます。

本会計決算において不能欠損額が8万5,070円となっております。供用が始まってまだ10年となったばかりにおいて不能欠損が生じることは徴収体制において十分でなかったのかとの意見等が出ましたので、今後水道料金徴収等の関連等も十分に生かして対応されるよう意見を申し上げ附帯意見といたします。

審査の結果を申し上げます。慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第82号「平成16年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、歳入決算が5,638万3,663円、歳出決算が4,256万4,330円で、差し引き1,381万9,333円となり、同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、使用料が784万9,490円、繰入金2,726万8,000円、前年度繰越金2,126万5,635円が主なものであります。

また、歳出は、事業費の中の委託料、農業集落排水台帳作成業務が784万4,000円と施設管理費699万3,746円と公債費2,756万1,078円となったものであります。

審査の結果については、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第83号「平成16年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明申し上げます。

本案は、歳入決算が6億7,266万7,429円、歳出決算が6億6,761万2,127円で、差し引き505万5,302円となります。同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、国庫補助金2億9,390万円、県補助金1,288万8,000円、一般会計繰入金5,701万3,000円と町債2億7,850万円が主なものであります。

また、歳出は、事業費の中の委託料、日本下水道事業団業務委託料が3億5,300万円と工事請負費2億2,816万1,450円と公債費3,144万4,937円となったものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第84号「平成16年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」説明申し上げます。

本案は、歳入決算が3,052万9,422円、歳出決算が3,038万8,043円で、差し引き14万1,379円となります。同額が翌年度繰越額となります。

歳入は、墓地使用料と管理手数料で272万2,000円と町繰入金と基金繰入金で2,731万5,000円が主なものであります。

また、歳出は、墓地公園管理費に212万9,602円と公債費2,824万5,441円となったものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次、議案第114号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、公園の全部または一部の施設の管理を指定管理者に管理されることと、業務の範囲を定める条例改正案であります。また、別表に上米公園パークゴルフ場の利用料金を定めるものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について説明申し上げます。

本案は、公共下水道条例との整合性に欠けた文面等があったので、今回字句の訂正と条文の追加を行ったものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第6号）」について説明申し

上げます。

本案は、歳入歳出予算の補正額については、総務文教委員長の報告がありましたので省略いたします。

当委員会関係における補正の主なものは、都北衛生センター管理組合の解散に伴うし尿処理費の補正と台風14号における災害復旧費等を補正追加するのが主なものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億5,932万5,000円から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,332万5,000円とするものであります。これは日本下水道事業団業務委託料の入札残に伴う補正予算案であります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」について説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,056万6,000円に歳入歳出それぞれ94万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,150万7,000円とするものであります。

歳入は、墓地使用料を2基分補正し、歳出は、管理棟の修繕費に充て、残は墓地公園管理基金に積み立てするものであります。

審査の結果、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、審査の報告を終わります。

日程第2. 質疑・討論・採決

○議長（原田 重治君） 日程第2、質疑、討論、採決を行います。

議案第77号「平成16年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。上西さん。

○議員（3番 上西 祐子君） 3番、上西です。77号16年度一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場から討論いたします。

国の三位一体改革によって地方交付税は年々減らされ、毎年財源不足が生じ、町債の増額、人件費の大幅な減額によって執行された決算になっております。公務員や労働者は年金改革などに

よって給料は減っているのに、掛金だけがふえ、また税制改定では配偶者特別控除一部廃止による増税、消費税の中小企業特例の減少による増税と庶民は収入がふえないのに支出だけがふえて、生活はますます厳しくなっております。

今決算は、厳しい財政状況で努力されていることはわかりますが、町民の福祉、暮らし、営業を守り、暖かな住民への目配りがあったのか、再検討してほしいと思います。

例として上げますと、不用額のことですが、いろいろな部署で節約されたことはわかりますが、学校現場では先生方が教室で使う教材不足が生じたり、そのため子どもたちから集めた学級費で賄ったり、先日も自転車置場が明かりが全然なく、真っ暗で怖いと、防犯の意味からも明かりをつけてほしいと保護者の方からの声で中学校に行きましたところ、学校側は町に要望しているのにまだつけてくれない。我々も困っていると話されました。

今回は、すぐつけてくださりよかったと思いましたが、不用額として残す前に、去年のうちに明かりをつけてやれなかったかなあと思いました。そういう不用額の面なんかでも民生費なんかでも予算を計上しているわけですから、町民のためにもっと使うことができるのじゃないかなと、そういうふうな面でもっと暖かい目配りをお願いしたいと思います。

これで私の反対討論を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は御異議があるようですから起立により採決します。議案第77号は各委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成16年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第78号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成16年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第79号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり認定されました。

議案第80号「平成16年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 御異議があるようですから、起立により採決します。議案第80号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田 重治君） 起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり認定されました。

議案第81号「平成16年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり認定されました。

議案第82号「平成16年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

議案第83号「平成16年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成16年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第84号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

ただいまから一部事務組合解散に関する調査特別委員会で審査いたしました議案の採決を行います。初日に決定しましたとおり、質疑を省略し、討論、採決のみを行います。

議案第87号「都城北諸県広域市町村圏事務組合の解散に関する協議について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第87号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号「都城北諸県広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第88号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号「都城北諸県広域市町村圏事務組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関する規約について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第89号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議案第90号「公共下水道事業の事務の委託の廃止に関する協議について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第90号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議案第92号「都城北諸県地域介護認定審査会の共同設置の廃止に関する協議について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第92号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議案第93号「都城・北諸県地域視聴覚教育協議会の廃止に関する協議について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第93号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議案第94号「都北衛生センター管理組合の解散に関する協議について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第94号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議案第95号「都北衛生センター管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第95号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号「都北衛生センター管理組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定に関する規約について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第96号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されま

した。

議案第97号「三股町し尿処理施設設置条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第97号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第98号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第99号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議案第100号「三股町衛生センター施設整備基金条例」を議題として討論を行います。まず、

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第100号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議案第101号「三股町ふるさと振興基金条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第101号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議案第103号「三股町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第103号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議案第104号「三股町職員定数条例の一部を改正する条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第104号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議案第105号「三股町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第105号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

議案第106号「三股町情報公開条例の一部を改正する条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第106号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

議案第107号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第107号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

議案第108号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第108号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

議案第109号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第109号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第110号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

議案第111号「宮崎県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部改正について」を議題として討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第111号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

議案第112号「三股町災害対策本部条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第112号は総務文教委員長の報告のように決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第113号「三股町乳幼児医療費助成に関する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第113号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

ここで15分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案第114号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第114号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

議案第115号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第115号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

議案第116号「平成17年度三股町一般会計補正予算（第6号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第116号は各常任委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

議案第117号「平成17年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第117号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

議案第118号「平成17年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第118号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

議案第119号「平成17年度三股町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第119号は産業建設委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

議案第120号「平成17年度三股町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第120号は福祉保健委員長の報告のように、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第121号から議案第124号までの4議案一括議題

○議長（原田 重治君） 日程第3、議案第121号から議案第124号までの4議案を一括議題といたします。

議案の訂正があるそうですから、ここで許可します。総務企画課長。

○総務企画課長（原田 順一君） 追加議案の議案でございますが、お手元にあります第121号の裏の方を見ていただきたいと思います。文字の訂正をお願いしたいと思います。宮田安親氏の経歴の中で、その職歴が載っておりますが、平成7年4月に宮崎県立都城擁護学校勤務となっておりますが、この擁護の擁の字が養うという字に訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけございません。

以上でございます。

○議長（原田 重治君） 議案の朗読は省略します。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 桑畑 和男君 登壇〕

○町長（桑畑 和男君） それでは、ただいま追加上程をいたしました議案につきましては、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第121号「教育委員会委員の任命について」御説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、教育委員の任命について、議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化、情報化等の進展と相まって青少年非行の増大と大きな社会問題化も危惧されております。また、文明と自然との調和を目指して薫り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員の機能と役割は大きいものがあります。

ところで、このたび教育委員である黒木忠仁氏から去る9月26日に教育委員を辞任したい旨の辞職願いが提出され、10月4日の教育委員会においてこれが受理されたところであります。したがいしまして、教育委員は人格が高潔で教育、学術及び文化に関して意見を有するものの選任が望ましいことから、その後任者として種々検討の結果、宮田安親氏を最適任者であると考え、ここに御提案申し上げるところであります。

次に、議案第122号から議案第124号までの公平委員会委員の任命については関連がありますので、一括して御説明を申し上げます。

この3議案につきましては、都城・北諸県公平委員会の共同設置の廃止に伴い、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、公平委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

公平委員会委員は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有するものの選任が望ましいことから、種々検討の結果、高橋ヒロ子氏、神宮司祥子氏及び松崎行夫氏をそれぞれ最適任者であると考え、ここに御提案申し上げるところであります。

以上、4議案についてその提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（原田 重治君） ここで補足説明があれば許します。

それでは、これより質疑、討論、採決を行います。

議案第121号「教育委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第121号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり同意されました。

議案第122号「公平委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第122号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり同意されました。

議案第123号「公平委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第123号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり同意され

ました。

議案第124号「公平委員会委員の任命について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第124号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり同意されました。

日程第4. 常任委員会の政務調査報告

○議長（原田 重治君） 日程第4、常任委員会の政務調査報告を議題といたします。

初めに、総務文教常任委員会よりお願いします。大久保君。

〔5番 大久保義直君 登壇〕

○議員（5番 大久保義直君） それでは、総務常任委員会の政務調査研修について報告を申し上げます。

10月25日から27日、2泊3日の研修でございます。25日は、岐阜県御嵩町役場を訪問しております。御嵩町の面積は56.61キロ平方で、人口は17年6月1日現在で2万28人で、65歳以上の人口が4,207人、高齢化率が21%であります。

予算面について申し上げますが、平成16年度一般会計決算の歳入が69億9,950万円に対し、歳出は69億2,490万2,000円で、約7,460万円の黒字決算になっておるようでございます。

御嵩町の行財政改革について主なものだけを申し上げます。住民に役立つ役場の改革として、職員の意識改革は時代の変化に対応できる職員になります。

2番として、スリームの機敏な役場への改革として、役場の組織改革で効率性の高い役場になります。

3番として、住民とともにつくる役場の改革として、住民との協働は民間活力を生かして、民

営化、民間委託を進める効率化を図っていく。3番のその1として、保育業務の民営化、給食センターの正職員を減らし、嘱託化の推進、体育館の委託、または利用者の責任により無人化を推進していくということでございます。

大きな4に移りますが、健全財政を維持しますということで、まず公共施設管理経費の削減、町民税等の収納率の向上と、時間外勤務の縮減、各種補助金等の整理、合理化並びに各種委員報酬等の見直しをしていくと、町長の発言の中に、町職員は現在208名であるが、平成19年度までに183人、25人も削減していくということでございます。さらに、目標定数を150人までに持っていくということで、可能な定数であると言われておりました。

また、若い職員、7人ぐらいのグループを結成し、知恵と能力によりアイデアが活かされることを期待しておる。それについて表彰基準、制度も考えており、特に、これからは職員に対して親方日の丸の考えをなくし、年功序列でなく、能力成果主義であり、そのことを職員が自分のこととして努力してほしいと述べられておりました。

また、工場誘致の土地が2カ所もありますが、これも既に完売の状況で、この狭いところにゴルフ場が6カ所もあるそうでございます。その6カ所の財源が大きな役割を占めているということございました。

以上、申し上げましたが、平成の大合併に当たって、自立の道を選択をした御嵩町は一層行財政改革に取り組んでいくと言われておりました。

次に、長野県、26日でございますが、次に、長野県辰野町の視察研修について申し上げます。

辰野町は日本列島のほぼ中心、長野県のほぼ真ん中、伊那谷の最北端に位置し、面積が169.02キロ平方で、全体の84%が山林、残り16%が平地であり、人口は平成17年10月現在で2万2,754人、7,658世帯であるそうでございます。

平成16年度の決算の一般会計は77億9,646万円で、特別会計、企業会計が97億6,864万円、企業会計として主なものが上水道に辰野町総合病院等であります。

自立の経過は平成15年1月に伊那郡2市4町4村で任意合併協議会を設立し、調査研修を進めてきたそうでございます。16年9月町独自の住民意向調査を実施し、その結果、賛成が24.3%、反対が45.6%という結果を踏まえて自立の方針を決めたということでございます。

次に、行財政改革の取り組みは、平成15年度から16年度まで、あすの町づくり改革プログラム、住民と行政の協働の町づくりに向けて、行財政改革の具体的取り組みを策定し、行財政改革推進本部設置を平成16年4月組織し、組織としては本部長を町長、副本部長を助役、本部員として課長及び補佐35名で結成されております。

また平成16年5月に、同推進委員会を設置し、組織としては、一般公募9名、各種団体合わせて15名で構成し、郷土の町づくり町民会議を平成16年7月から10月まで開き、一般公募

としても44名に辰野町の高校の先生1名と学生3名の計59人で結成されております。郷土の町づくり職員会議も平成16年7月から10月まで開き、公募職員50名が郷土とは何かの具体的を目指し、今後の町づくりのあり方の方向性について提言、提案をして今後の計画策定に繁栄させていくということをございました。

活動内容としては、総務チーム、福祉チーム、経済チーム、教育チームの4つのチームが結成され、総務チームのテーマは職員の意識改革で、個人がかわらなければ組織はかわらないということで、意識改革の内容としては、人事交流、研修、職員の削減、人事制度、人材活用、住民との協働ほか16の提言がなされております。福祉チームのテーマは、いきいきとした健康あふれる町づくり11の提言がなされております。経済チームのテーマは、自立でできる豊かな町をつくるための5つの提言、教育チームのテーマは、豊かな教育と希望ある未来を輝く町7つの提言がなされております。それぞれのテーマに基づき、町民の立場、視点から提言書を作成し、平成16年10月に町長に提言書が提出されております。

そして、郷土の町づくりについて、意見、考えを聞く会、住民説明会を開催され、行財政改革大綱の作成にあたり、意見、考えを反映させていくという説明がありました。

また、病院の経営について申し上げますと、診療科目は8科目になっており、交付金が1億から1億二、三千万円であり、辰野町個人開業医もありますが、三股町の病院と違って、いざというときには開業医から辰野町立病院に患者が搬送されるということでもあります。

敬老祝い金について申し上げますが、90歳到達者には、花束を贈る。そして88歳から90歳到達者には、入浴券を贈ると、配るということで、年間59万円程度の敬老祝いの経費になるということをございました。

当委員会としては、今後は研修報告だけすませずに、両町の研修内容をさらに分析し、十分に検討して、本町の行財政計画に基づき、執行部と一体となって、将来の明るい三股町を築いてまいりたいということで意見が一致しております。

以上で10月25日から27日、2泊3日の研修報告を終わります。なお、資料等は事務局に提出いたしますのでごらんください。平成17年12月14日、報告、総務文教常任委員長大久保義直。

以上で終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、福祉保健常任委員会よりお願いします。重久君。

〔6番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（6番 重久 邦仁君） それでは、福祉保健常任委員会の研修報告をいたします。

10月17日、18日の行程で熊本県山都町役場に、旧蘇陽町ですね。に行き、健康福祉課の後藤課長と担当職員の2名から説明を受けました。この後藤課長が大変ユニークな課長でござい

まして、ひげをはやし、名刺にはサングラスをかけて非常に個性あふれる課長でありました。

この町を選んだことにつきましては、昭和63年度熊本県の提唱する熊本80ヘルスプランのモデル指定を機に町を挙げて地域に根をおろす健康づくり対策をスタートさせたわけであります。そして厚生大臣表彰を2回、在宅福祉事業と保健事業部門で栄えある受賞を受けております。この快挙は、健康村を中心とした住民参加の健康づくりを進めた結果、老人医療費が顕著に減少したてことに加え、健康水準が向上したことが高く評価されたものであります。健康で活力ある町づくりへの積極的な取り組みは目覚ましい結果を生みました。

老人医療費の一人当たりの医療費調定額が16.78%減少したものです。町では高齢化率が33.5%と少子高齢化が進み、高齢者やその家族が安心して暮らせる町づくりをテーマに、教育、福祉バスの導入をし、町内全域に運行することにより、町中で新たな人の動きが始まるなど、福祉行政に積極的な町であるなという感想を残し、今後の三股町にも生かされればと思いました。

以上で視察報告を終わります。

○議長（原田 重治君） 次に、産業建設常任委員会よりお願いします。福留君。

〔4番 福留 久光君 登壇〕

○議員（4番 福留 久光君） それでは、産業建設常任委員会の研修報告をいたします。

当委員会は、平成17年10月25日から27日の間、徳島県石井町、香川県豊中町を視察研修しました。参加者は、議員5名、事務局1名、計6名、なお、委員長は体調不良のため、不参加でありました。

石井町は、徳島市の西方に位置し、吉野川流域の扇形に広がった平野、その一部で、吉野川の右岸に属し、標高はおおむね5メートルから12メートルの平坦な地勢であり、昭和30年3月に5町村で合併して石井町として発足しています。

人口は約2万7,000名、所帯数は約9,000であります。石井町では主に衛生センター、クリーンセンターを視察、清掃センターは焼却施設、これは建設年度が昭和51年から52年度、廃棄物再処理施設、これは平成9年度建設、資源ごみを再商品化し、13品目に区分しておられました。

一般廃棄物最終処分場、これは埋立て期間が平成12年から26年度、15年間を予定しているということであります。三股の最終処分場よりも大分小さいなという感じは受けてまいりました。

クリーンセンター、これは汚泥処理施設ですが、平成10年の2月に完成、同年4月稼動、事業費が約21億、1日の処理能力が35キロ、クリーンセンターができるまでは汚物は海洋投棄を行っていたということです。

石井町では公共下水道の建設の予定はないということでありました。なお、石井町で、議会室

で町長、議長同席で担当者から説明を受け、その後意見交換を行い、施設等を見学し、担当者から施設の説明を受けました。きれいな施設をつくっておったなというふうに感じてまいりました。

あくる日は豊中町ですが、香川県西部三豊平野の中央に位置し、人口約1万1,000、所帯数約4,000所帯、会議室で町長、議長同席で担当者から説明を受けた後、意見交換を行い、その後、野菜の集荷場、これはブロッコリーですが、それから、作付された現場を視察を行いました。

豊中町は気候温暖、小雨で平地が多く町土の3分の2が水田と畑ということでもあります。米、菜圃、タマネギ、野菜などが栽培されているということです。特に、タマネギの種、これは全国の約70%を栽培しているということでした。

また、転作田及び水田裏作の主力総商品となっているブロッコリーを栽培している。この栽培は昭和50年代ごろからの栽培で、当初は約五、六名の農家で初め、農協と行政が支援し、平成16年度では栽培人員約250名、作付面積が約100ヘクタールに達していると、出荷は箱詰め、箱の中に氷を入れて詰めて出しているんですが、それにブロッコリーに1枚葉をつけて箱詰めして出荷していると、これはなぜそうするかというと、輸入商品と区別するために葉を一葉つけて出しているということでありました。

それから、平成7年度から機械定植支援、それと出荷支援作業を初めておるということです。平成16年で定植機を5台保有しておるということでした。農家はブロッコリー収穫、朝収穫をしてそのまま集荷場に持ち込み、作業員で荷造り、氷詰め、そして出荷、保存、これで品質を安定と値段を値決めをして出荷するというので、安心感と定植支援、それから、荷造り支援で労力を軽減でき、生産規模の拡大につながっていると、ブロッコリーの反収は約40万円、経費が約15万円ということでした。農家に対する支援が行政と農協が一体となって支援して規模の拡大につながったと考えます。

それから、両町とも、議長、町長が最後までつき合っていただきまして大変感謝して帰って来たところがございます。資料につきましては、事務局において置きますので、参考にしていただければと思います。

以上で報告を終わります。

日程第5. 議会広報編集特別委員会の研修報告

○議長（原田 重治君） 日程第5、議会広報編集特別委員会の研修報告を議題とします。

議会広報編集特別委員会より報告をお願いします。中石君。

〔11番 中石 高男君 登壇〕

○議員（11番 中石 高男君） それでは、議会広報編集特別委員会の研修報告をいたします。

当委員会は、去る11月8日から2日間の日程で、委員5名、事務局員1名の計6名で福岡県の山門郡瀬高町の議会広報編集について研修してまいりました。

午後2時からの研修であり、1時40分に到着しましたが、庁舎の玄関には広報委員長、議会事務局長の出迎えを受け、庁舎に入りやすい気持ちで頭の下がる思いがいたしました。

庁舎会議室では、諸林議長を初め、他の6名の広報委員、事務局職員など8名の歓迎を受けて研修してまいりました。

瀬高町の概要は、福岡県の南部に位置し、人口も2万4,916名、世帯数7,126世帯で、職員数が166名であり、ほとんど本町と似通った町であります。

議会広報編集委員会は、本町と同じで委員6名で構成され、年4回の発行で56年6月が創刊であり、既にことし11月で99号を発行しております。

議会の広報の位置づけとしましては、議会及び議員の動き、立場、機能を町民に知らせる手段として重要な任務を持つことから、議会機能の向上を目指し、議会及び議員の先見性を培い、意識の前進を目指すことにしているということでありました。

さらに、編集方法としましては、読んでもらえる議会報をつくり、町民サイドでそれぞれの記事をテーマを持ち、一貫性のある紙面づくりを目指す。

それから、発行は定例議会の翌々月の1日とし、町民の紙面の参加を課題として取り組んでいるということがございます。それから、編集体制としましては、編集委員会が特別委員会となり、文字通りの議会発行をするために、原稿集約からレイアウトまで責任持って編集に当たるということです。

当委員会活動については、常任委員会の委員会については、委員長に3枚以内の原稿を求め、委員会活動を視点に置いたものとするにしておるということであります。

我々本町の広報委員としましても、今回の研修をむだにせず、あらゆる課題を参考にして住民の知る権利、議会の知らせる義務をもっとうにして、委員会一同決意を新たにして取り組む所存でございます。

以上で広報編集特別委員会の研修を終わります。

日程第6．議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項について

○議長（原田 重治君） 日程第6、議会運営委員会及び議会広報編集特別委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を、議会広報編集特別委員会については、本定例会に関する議会広報の編集及び発送事務をそれぞれの閉会中の審

査事項とし、両委員会は閉会中も活動できることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田 重治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会については、本定例会の閉会後に招集される次回定例会、または臨時会の会期、その他、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項を、議会広報編集特別委員会については、本定例会に関する広報の編集及び発送事務をそれぞれの閉会中の審査事項とし、両委員会は閉会中も活動できることに決しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、9月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後0時00分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後0時14分再開

○議長（原田 重治君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

.....
○議長（原田 重治君） 以上で今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成17年第8回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時15分閉会
.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 原田 重治

署名議員 福留 久光

署名議員 黒木 孝光